

第1章 震災予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関（以下本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第2 防災知識の普及

【総務課、学校教育課、消防防災課】

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関等は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会等を開催又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ① 震災対策関連法令
 - ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ③ 震災に関する基礎知識
 - ④ 震災対策に必要な技術
 - ⑤ 町民に対する防災知識の普及方法
 - ⑥ 震災時における業務分担の確認
- (3) 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。

3 町民に対する防災知識の普及

- (1) 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早

期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

- (2) 防災関係機関等は、町民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して防災知識の普及に努める。

- ① 講演会等の開催
- ② 広報紙の活用
- ③ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ④ 防災関係資料の作成、配布
- ⑤ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- ⑥ 自主防災活動に対する指導

- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ① 山田町地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
- ② 気象警報、避難指示等の意味及び内容
- ③ 平常時における心得
 - ・地域の災害危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難所、避難路等を確認する。
 - ・他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油及び非常持出品(救急箱、お薬手帳、薬、体温計、眼鏡、マスク、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。
 - ・いざというときの対処方法を検討する。
 - ・防災訓練等へ積極的に参加する。
 - ・災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ・愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - ・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。
- ④ 震災時における心得、避難方法
 - ・所在(居住または滞在)する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
 - ・所在(居住または滞在)する自治体による防災対策に従う。
- ⑤ 心肺蘇生法、止血法等の応急処置
- ⑥ 過去における主な災害事例
- ⑦ 地震及び津波に関する基礎知識
- ⑧ 震災対策の現状
- ⑨ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
- ⑩ 緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容
- ⑪ 避難所運営のために必要な知識
- ⑫ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

- (4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

- (5) 町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段

階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直接的に理解できるような取組を推進する。

- (6) 町は、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
- (7) 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。

4 児童、生徒等に対する教育

- (1) 町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- (2) 町は、地域の防災力を高めていくため、町民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- (4) 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。

5 津波・防災マップの活用

- (1) 町は、津波ハザードマップや防災マップを作成し、町民等に対し、マップの意義、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する周知、啓発に努める。
- (2) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

6 災害教訓の伝承

- (1) 町は、大規模災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 町は、大規模災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、大規模災害に関する資料を適切に収集・整理・保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努めるものとする。
- (3) 東日本大震災などの大規模な災害から得られた教訓、培われた豊富な経験及び知恵を職員間で確実に伝え、職員一人ひとりが将来起こりうる災害に備えるため、災害教訓の伝承に努める。
- (4) 町民は、自ら大規模災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、町は、各種資料の活用等により、これを支援する。
- (5) 町では、平成27年3月に震災体験記集「3・11 百九人の手記岩手県山田町東日本大

震災の記録」、29年5月に震災記録誌「3・11 残し、語り、伝える岩手県山田町東日本大震災の記録」を発刊し、町内全世帯に配布するとともに、町のホームページに公開する等、震災記録の伝承をととして今後の防災意識をより一層向上させることに努める。

7 国際的な情報発信

町及び防災関係機関は、大規模災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

8 防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

9 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- (1) 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進する。
- (3) 町は、町内の一定の地区内の住民等から町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 自主防災組織等の育成

【総務課、消防防災課、政策企画課】

1 自主防災組織の育成強化

- (1) 自主防災組織の結成促進及び育成
 - ① 町は、自治会等の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。
自主防災組織の結成を促進する際には、自治会等の既存の地域コミュニティに加えて、仮設住宅団地や復興計画に基づいて構築される新集落も考慮する。
 - ② 町は、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
 - ③ 町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、自主防災組織未設置地区に対する自主防災組織結成の働きかけを積極的に行うほか、必要な助言、援助を行う。
- (2) 自主防災組織の活動

町は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する業務を、班編制等により明確にする。

 - ① 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及
 - イ 消火訓練、避難訓練、指定避難所運営訓練、その他の防災訓練の実施
 - ウ 情報の収集、伝達体制の確立
 - エ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
 - オ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - カ 地域の危険箇所、指定緊急避難場所及び指定避難所の把握、災害時における地域内での連絡体制の構築

② 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集
- イ 町民に対する避難指示等の伝達、確認
- ウ 安否確認及び避難誘導
- エ 出火防止及び初期消火
- オ 救出、救護活動の実施及び協力
- カ 炊き出し及び救援物資等の配分等避難所運営に対する協力
- キ 被災直後に行う床上浸水及び床下浸水家屋の床、壁の拭浄、手洗設備及び便所の消毒の実施に対する協力

2 消防団の活性化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- (1) 「消防団活性化総合計画」の策定
- (2) 消防団の施設・設備の充実強化
- (3) 消防団員の教育訓練の充実強化
- (4) 表彰制度の充実等による処遇改善
- (5) 消防団総合整備事業等の活用
- (6) 競技会、行事等の開催等による消防団の強化
- (7) 青年層、女性層の消防団への参加促進
- (8) 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請
- (9) 地震・津波災害時における消防団活動の安全管理マニュアル等による、津波に対する退避基準の明確化

3 住民等による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。
- (3) 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、計画提案の制度について、その普及に努める。
- (5) 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

参考資料：自主防災組織の現状（資料編2-1-2）

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

【総務課、消防防災課】

1 実施方法

- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、毎年1回以上関係防災機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。
- (3) 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。
 - ① 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - ② 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと実動により防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 地震、津波、風水害等の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。
 - ① 災害対策本部設置・運営訓練
 - ② 通信情報連絡訓練
 - ③ 職員非常招集訓練
 - ④ 避難訓練
 - ⑤ 避難所開設・運営訓練
 - ⑥ 救出・救助訓練
 - ⑦ 医療救護訓練
 - ⑧ 消防訓練
 - ⑨ 水防訓練
 - ⑩ 自衛隊災害派遣要請訓練
 - ⑪ 要配慮者を対象とした訓練
 - ⑫ 施設復旧訓練
 - ⑬ 緊急物資輸送訓練
 - ⑭ 交通規制訓練

- ⑮ 林野火災防ぎょ訓練
- ⑯ その他災害に関する訓練

2 実施に当たって留意すべき事項

町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被災想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際の災害想定を行う。

(2) 広域的な訓練の実施

① 大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

② 広域応援体制の確立を図るため、近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練及びこれに基づく各種の訓練を実施する。

(3) 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成を図るため、地域住民の積極的な参加を得て訓練を実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(4) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

(5) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第4節 通信確保計画

第1 基本方針

- (1) 町は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- (2) 町は、災害時においても通信を確保することができるよう通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。
また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。
- (3) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステム活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- (4) 町は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第2 通信施設・設備の整備等

【総務課】

1 町防災行政無線

- (1) 屋外拡声子局の増設などにより、その機能強化に努める。
- (2) 防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災相互通信用無線の整備

町は、大規模な災害が発生した場合において、防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

3 その他の通信施設の整備

町は、災害時における通信の多重化を図るため、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信を配備するとともに、アマチュア無線を活用できるようアマチュア無線局との連携を進めるとともに通信運用マニュアルの作成に努める。

また、衛星FAX(VSATシステム)についても、県と連携しながら、機器の更新を進める。
防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、内部及び相互間の

通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用体制等の整備に努める。

なお、災害時における円滑な情報収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

4 災害時優先電話の指定

町は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

5 通信運用マニュアルの作成等

町は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

また、衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

さらに、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- (1) 町は、地震による津波、火災等から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、指定緊急避難場所、避難路等の整備を進めるとともに、町民への周知徹底を図る。
- (2) 学校、要配慮者利用施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- (3) 町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- (4) 町民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備等

【総務課、長寿福祉課、健康子ども課】

1 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備

町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地区ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、指定緊急避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

また、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、ほかの市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、東日本大震災時の津波浸水被害の実態や山田町復興計画等を踏まえて、東日本大震災クラスの津波でも被災しない指定緊急避難場所等を選定する。

指定緊急 避難場所	(1) 火災の延焼によって生じる輻射熱から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地等であること。 (2) がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物が蓄積されていない場所であること。 (3) 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 (4) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上（感染症に対応する場合、国及び県が作成しているガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての町民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。 (5) できる限り、主要道路、鉄道、河川等を横断せずに避難できる場所であること。
--------------	--

	(6) 水害に対する避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。 (7) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、指定場所及びその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。 (8) 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するもの。
指定避難所	(1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 (2) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 (5) 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 (6) トイレ機能を確保できるものであること。 (7) 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 (8) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。 (9) 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。

- ① 町は、防潮堤の外側にある漁港における津波避難対策として、避難タワー等の避難施設の整備を県と協力して進める。
- ② 町は、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や避難ビルの指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。
- ③ 町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
 なお、福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努めるものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ④ 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- ⑤ 町は必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所等を近隣市町に設け

るものとする。

- ⑥ 町は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉担当が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- ⑦ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知するよう努めるものとする。
- ⑧ 町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- ⑨ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- ⑩ 町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- ⑪ 町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- ⑫ 町は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

2 避難道路の選定及び整備

町は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (3) 津波、浸水等の危険のない道路であること。
- (4) 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- (5) 要配慮者の避難における車の使用を考慮した広幅員避難道路であること。
- (6) 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議の上で、交通規制計画を定めること。

3 指定緊急避難場所等の環境整備

町は、次の事項に留意し、平時から指定緊急避難場所等の環境整備を図る。

- (1) 避難指示等を迅速に町民へ伝達する手段の確保
- (2) 指定緊急避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置。

なお、誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるか明示するよう努めるものとする。

- (3) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知

見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- (4) 指定緊急避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- (5) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- (6) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- (7) 空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- (8) 指定避難所と支部間の連絡用の無線機器の整備
- (9) 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電電源設備等の配備
- (10) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- (11) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備
- (12) 衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の整備

4 指定避難所の運営体制等の整備

町は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第3 避難計画の策定

【総務課、長寿福祉課、健康子ども課、学校教育課】

1 避難計画

- (1) 町は、東日本大震災を受け、指定緊急避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした「山田町避難計画」を作成する。

① 高齢者等避難（避難行動要支援者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示及び緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
② 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
③ 指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法	
④ 指定緊急避難場所等の管理	ア 管理責任者及び管理運営体制 イ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ウ 災害対策本部、各支部及び各指定緊急避難場所等との連絡手段 エ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 オ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 カ 医療機関との連携方法 キ 指定緊急避難場所等の秩序維持 ク 避難者に対する災害情報の伝達 ケ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 コ 避難者に対する各種相談業務 サ 自主避難者に対する各指定緊急避難場所等の随時開放・開設体制

⑤ 避難者に対する救援、 救護措置	ア 給 水 イ 給 食 ウ 空 調 エ 負傷者に対する応急救護 オ 医療・衛生・こころのケア カ 生活必需品の支給 キ その他必要な措置
⑥ 避難行動要支援者に対する 救援措置	ア 情報の伝達 イ 避難の誘導及び避難の確認 ウ 指定避難所等における配慮 エ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の 収集・共有 オ 避難支援プランの策定 カ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 キ 指定緊急避難場所から指定避難所への移送手段
⑦ 指定緊急避難場所等の 整備	ア 収容施設 イ 給食施設 ウ 給水施設 エ 情報伝達施設
⑧ 町民に対する広報	
⑨ 避難訓練	

- (2) 町は、避難指示等を町民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。
- (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による潮位変化に関しては、町民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。
- (4) 避難計画策定に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- (5) 「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、その内容について避難計画とあわせて町民等に周知する。
- また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (6) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川等については、水位

情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

町は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、国土交通省、気象庁又は県から、必要な助言等を求めることができる。

- (7) 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関の支援を受け、かつ、国及び県の機関との連携に努める。
- (8) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (9) 町は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。
- (10) 避難手段は極力、徒歩、自転車又はオートバイによるものとする。ただし、避難場所までの距離や要配慮者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (11) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等関係者（消防団、自主防災組織、民生委員、要配慮者利用施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (12) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的災害が発生することを考慮するよう努める。

2 ハザードマップ

町は、津波や風水害などに対するハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し配布及び周知を図るものとする。

なお、ハザードマップ等の作成に関し、県に助言を求めることができるほか、住民等の参加も考慮する。

- (1) 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行う。その際、国が整備する津波ハザードマップ作成マニュアル等の津波ハザードマップの作成支援を活用できるものとする。
- (2) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- (3) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成する。

3 津波避難計画

- (1) 町は、指定緊急避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議の上、県の津波浸水想定の設定を踏まえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。

- ① 津波浸水予想地域の設定
- ② 避難対象地域
- ③ 避難困難地域
- ④ 避難場所等、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）
- ⑤ 初動体制
- ⑥ 避難誘導等に従事する者の安全の確保
- ⑦ 津波警報等の収集・伝達
- ⑧ 避難指示の発令
- ⑨ 津波防災教育・啓発
- ⑩ 津波避難訓練の実施
- ⑪ その他の留意点

- (2) 町は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。

- ① 避難路の状況や防潮堤防の設置状況、高台・津波避難ビルの位置及び警報伝達方法などの地域の実情を踏まえること。
- ② 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に発生した最大クラスの津波を対象として、県が令和3年度に実施した津波浸水想定の設定を踏まえた津波対策を構築すること。

- (3) 避難対象地域の町民は、町の津波避難計画等の策定後、「地域ごとの津波避難計画」の策定に取り組むこととし、県及び町が一体となって策定を支援する。

- (4) 町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じ、発令対象区域を定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等と連携に努めるものとする。

なお、町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

4 学校、要配慮者利用施設等における避難計画

- (1) 学校、要配慮者利用施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- (2) 管理者は、町及び防災関係機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。

- (3) 学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の指定緊急避難場所等、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを定める。
- (4) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の学校、要配慮者利用施設等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告する。
- (5) 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- (6) 社会福祉施設においては、入所者を他の施設等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入所者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- (7) 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の指定緊急避難場所等、経路、誘導方法等を定める。
- (8) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在

- (1) 町は、災害が発生するおそれがある又は災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の対応が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (2) 町は、広域避難者の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第4 避難に関する広報

【総務課】

町は、町民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、指定緊急避難場所等及び過去の浸水区域等を示した津波ハザードマップ、津波防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所等に関する事項
 - ① 指定緊急避難場所等の名称、所在地
 - ② 指定緊急避難場所等への経路
 - ③ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
- (2) 避難行動に関する事項
 - ① 平常時における避難の心得
 - ② 避難指示等の用語の意味
 - ③ 避難指示等の伝達方法
 - ④ 避難の方法
 - ⑤ 避難後の心得

(3) 災害に関する事項

- ① 災害に関する基礎知識
- ② 過去の災害の状況

第5 避難訓練の実施

【総務課、消防防災課】

町は、町民の意識の高揚を図るとともに、災害時に的確な避難行動をとることができるよう、定期的に、避難経路や指定緊急避難場所等を町民自らが実際に確認し、又は指定避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。また、避難訓練の際には、避難者名簿を使用しての名簿作成訓練も実施する。

訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての町民が参加するよう配慮する。

夜間における避難など、特殊な条件下での避難行動についても、実際にその条件下での訓練の実施を検討する。なお、実施後においては、訓練の際に明らかになった問題点の対応策を計画に反映させるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第6 津波に対する町民等の予防措置

【総務課、水産商工課】

町は、町民が津波災害時に適切な行動を取ることができるよう、次の事項について町民への周知徹底を図る。

1 町民の予防措置

- (1) 津波に対する正しい知識を身につける。
 - ・ 津波は、大きな地震のときだけ来るとは限らない。
 - ・ 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
 - ・ 津波は、繰り返し襲来し、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては、1日以上にわたり継続する可能性がある。
 - ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波が発生する可能性もある。
 - ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、指定緊急避難場所等自体が被災することもあり得る。
- (2) 次の場合は、直ちに海岸付近から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては極力、徒歩、自転車又はオートバイによることとする。また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。
 - ① 強い揺れを感じたとき。
 - ② 弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。
 - ③ 揺れを感じなくても、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (3) 正しい情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線又は広報車、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等を通じて入手する。
- (4) 町の避難指示に従って行動する。
- (5) 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除され

るまで、海岸に近付かない。

2 船舶の予防措置

- (1) 次の場合は、直ちに津波に備えた対応をとる。
 - ① 強い揺れを感じたとき。
 - ② 弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。
 - ③ 揺れを感じなくても、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (2) 津波に備えた対応は以下を基準とし、状況に応じた最善の対応をとる。
 - ① 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し津波の流れが弱くなる水域へ避難する。
 - ② 大型船、中型船は港外退避するものとし、できない場合は、港内避泊、係留避泊、陸上避難など最善の措置をとる。
 - ③ 陸上滞在時は原則として出港しない。
- (3) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。
- (4) 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除されるまで、気をゆるめない。

参考資料：津波浸水想定図（資料編2-1-5）

第6節 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- (1) 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- (2) ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。
- (3) 町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第2 災害拠点病院

【健康子ども課】

1 災害拠点病院の指定

県本部長が指定する災害拠点病院は次のとおり。

区 分	病院名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学付属病院
地域災害拠点病院	県立宮古病院

2 医療機関の防災能力の向上

- (1) 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- (2) 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアル及び自施設が被災した際に、早期に診療機能を回復するための業務継続計画(BCP)の作成に努める。

第3 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

【健康子ども課】

県は、関係団体との協定等の締結により、被災地の医療機関における医薬品、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手 DMAT 及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下本節中「医薬品等」という。）について、町と相互に供給を行う体制を整備する。

第4 災害中長期への備え

【健康子ども課】

県は、大規模災害等、医療支援活動が長期に及ぶ場合に備え、医療支援団体の活動調整、活動支援等を行うための災害医療コーディネート体制を構築する。

県及び町は、保健師、看護師、薬剤師、歯科衛生士等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

第7節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- (1) 町は、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、要配慮者利用施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを進める。
- (2) 町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
- (3) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

第2 実施要領

【長寿福祉課、総務課】

1 避難行動要支援者実態把握

- (1) 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定める等、避難支援プランを策定する。
- (2) 町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組の実施に努める。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から必要な配慮をするものとする。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地区全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置

(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成し、防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿及び計画の活用に支障が生じないよう、名簿及び計画情報の適切な管理に努める。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は以下に該当する在宅者(一時的に施設等に入所、入院している者を含む)とする。

- ア 介護保険の認定区分が要介護認定3から5までの者
- イ 身体障害者手帳1級・2級を所持しているもののうち、次の項目に該当する者
 - ・ 肢体不自由
 - ・ 視覚障害
 - ・ 聴覚障害
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- エ 療育手帳Aを所持している者
- オ 難病患者
- カ その他、特に支援が必要と認められる者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- ア 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- イ 避難支援等を必要とする事由
- ウ その他、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

(3) 個別避難計画の記載事項

- ア 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- イ 避難支援者の情報
- ウ 避難支援時の特記事項
- エ 必要な保健・医療・福祉サービスの内容

3 避難支援等関係者への名簿及び個別避難計画の提供

町は、平常時から名簿及び個別避難計画を提供することに同意を得ることにより、又は、山田町個人情報保護条例その他関係例規の定めにより、避難行動要支援者について、避難支援等関係者にあらかじめ名簿及び個別避難計画を提供するとともに、情報の漏えいの防止等に関し必要な措置を講ずる。

○避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (1) 消防機関
- (2) 警察機関

- (3) 民生・児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織
- (6) 自治会又はこれに準じる組織
- (7) その他町長が特に必要と認めた団体

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は秘匿性の高い個人情報が含まれることから、町は名簿及び計画情報の漏えいの防止等について関係規定に基づき適切な取扱いを行うほか、避難支援等関係者に対して適切な管理、取扱いを行うよう指導する。

5 災害情報等の伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- (2) 町は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達体制を明確にする。
- (3) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- (4) 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、災害時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- (5) 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- (6) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (7) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

6 避難誘導

町は、避難支援等関係者等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

7 避難生活

町は、関係機関と連携し、指定避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えとともに、避難を支援する有資格者の登録制度の検討、避難行動要支援者避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。

指定避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制

の構築などに努める。

8 要配慮者利用施設等の安全確保対策

要配慮者利用施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

要配慮者利用施設等は、利用者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

9 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

(1) 町が実施する防災訓練等について

町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者の多様なニーズに十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

(2) 要配慮者利用施設が実施する避難誘導訓練等について

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、山田町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

10 外国人の安全確保対策について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

町は、【震災・津波対策編 第1章 第5節 第4】に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、情報の伝達が困難な外国人への情報伝達手段の確保、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、指定避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

① 町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラム等の活用等によりわかりやすく効果的なものにするるとともに、多言語の併記標示を進め、

外国人の避難に支障のないよう努める。

- ② 町は、県等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

- ① 町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。
- ② 町は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

町は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修等の実施に努める。

(6) 生活相談

町は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

参考資料：津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表（資料編2-1-7）

第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- (1) 町は、災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- (2) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点等を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食糧・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

第2 備蓄計画等

【総務課】

1 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- (1) 災害に備え、県、町、事業所、町民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- (2) 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- (3) 県又は町が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- (4) 国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

2 備蓄目標

食料や指定避難所における必要物資の備蓄は、県が実施した最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定の設定を踏まえて進める。

備蓄目標の基準となる想定避難者数は4,000人程度とし、食料及び飲料水の備蓄は3日分の36,000食分を町・家庭・自主防災組織等で協力して行う方針として供給できる量を確保することを目標とする。

また、指定避難所における必要物資としては、毛布を1人1枚供給できる枚数を確保することを目標とし、停電時における電力確保対策としては、発動発電機を各指定避難所に配備できるだけの数量を備蓄することを目標とする。

3 備蓄計画

町は、備蓄目標に定める食料等を確保するため計画的に購入等を進めるとともに、定期

的に備蓄品の点検及び更新を行う。また、家庭及び事業所等における食料等の備蓄について啓発に努め、備蓄の促進を図る。

- (1) 食料については、町として目標数量を備蓄するため、計画的に備蓄を進めるとともに、町民や自主防災組織等に対し備蓄について周知、啓発に努め、備蓄の促進を図る。

また、不足する分については、他の自治体や企業等と災害時の供給協力に関する協定を締結するなど、関係団体・企業等の協力を得られる体制を整備するよう努める。

- (2) 飲料水については、町に設置するセーフティタワー（非常用貯水槽）、備蓄水及び井戸により、供給目標量を確保するものとする。

また、確保した飲料水を供給するための資機材（ろ過器、給水車、応急配管等）の備蓄増強を同時に図る。

- (3) 生活必需品については、主に他の自治体や企業等と災害時における災害時の供給協力に関する協定の締結を進めるものとする。

- (4) 備蓄を行う物資の品目は、毛布、ストーブ、発動発電機、カセットコンロ、懐中電灯、ラジオ、電池、ローソク、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ等の全ての避難者に共通して必要となる物資に加え、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズに違いや要配慮者及び女性、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等の多様なニーズに配慮した物資等の備蓄を計画的に進めるものとする。また、段ボールベッド、パーティションなど新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

- (5) 東日本大震災時に供給不足で災害対応等で問題となった燃料については、法律上備蓄に制限があることから関係団体等との災害時の供給協力に関する協定に基づき対応する。

- (6) 災害発生時において、食料等の物資を効率的に配分するため、次の施設を備蓄拠点として整備する。

災害備蓄倉庫（田名部、ふれあいパーク山田、旧織笠小学校体育館）、旧山田高校体育館、各支部倉庫

第9節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 孤立化想定地域への対策の推進

【総務課】

1 通信手段の確保

- (1) 町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。
- (2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し町民側から送る合図を定め、町はその方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕

- ① 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
- ② 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資を求める場合）
- ③ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

- (3) 町は、孤立化のおそれがある場合に、支部による確認や地域の代表者に積極的に電話をするなど、町民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

集落内に指定緊急避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても町民が支え助け合うことができるよう備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄を進めるとともに、各家庭における最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

町は、町民自らが救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育成強化に努める。

第10節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 対策事業の計画

【総務課、財政課、建設課、都市計画課、消防防災課】

1 防災対策機能の強化

(1) 災害応急対策活動施設

町は、災害時における災害応急対策活動の実施のため、次の機能の強化を図ることとし、そのための整備を図る。

- ① 災害応急対策活動における中枢機能
- ② 町庁舎等の被災時におけるサブ機能
- ③ 防災ヘリコプター等による災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- ④ 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- ⑤ 人員、物資等の輸送、集積機能
- ⑥ 災害対策用資機材の備蓄機能
- ⑦ 被災町民の避難・受入れ機能
- ⑧ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有
- ⑨ 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能

(2) その他公共施設

町は、避難路、指定緊急避難場所等（公園、緑地、道路などの町民の退避地を含む。）を整備するとともに、医療施設や指定避難所となる学校等の公共施設の耐震化及び耐浪性の確保、津波による浸水の危険性の低い場所への立地、不燃化及び非常用電源設備の整備等の防災機能の強化等に努める。

防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、不特定多数の者を収容する重要施設等の耐震化及び耐浪性、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

(3) 消防施設の整備

町は、消防車両、消防水利、市街地内の公園等への防火水槽及び耐震型の飲料水兼用貯水槽、その他の消防施設等設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

2 災害対策用資機材等の整備

町は、大規模な災害に備え、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

- (1) 津波災害用資機材
- (2) 水防用資機材
- (3) 林野火災消火用資機材

参考資料：消防力の現況（資料編2-1-10①）

参考資料：水防資材・器具の備蓄状況（資料編2-1-10②）

参考資料：林野火災消火機（器）材備蓄状況（資料編2-1-10③）

第11節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、都市における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

【都市計画課、総務課】

町は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、別に定める「山田町耐震改修促進計画」に基づき、対策を推進する。

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

(1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

- ① 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
- ② 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
- ③ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設
- ④ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 町施設の耐震強化

防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全確保

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、町民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに

に、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、木造住宅耐震診断事業等を活用するなどして、必要に応じた改修の実施を促進する。

また、木造住宅の耐震性確保により、建物倒壊による震災廃棄物発生を防ぎ、廃棄物量を削減できるという点からも、耐震改修を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保（県）

建築物の耐震性の確保について広く町民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保（県）

道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。

特に、通学路及び指定緊急避難場所等周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力的に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保（県）

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう、強力的に指導を行う。特に、通学路沿い及び指定緊急避難場所等周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、町においても定期的な点検を検討する。

7 家具等の転倒防止対策推進

負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により町民への啓発、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び町は、その制度の普及や加入促進に努める。

9 関係団体との協力

町は、一般社団法人岩手県建築士会等建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動等を行うとともに、講習会の実施等による耐震診断技術者の量的、質的育成に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

【都市計画課】

1 防火地域、準防火地域の指定

指定緊急避難場所等周辺及び幹線道路沿いの防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。

2 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。また、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを進める。

3 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

また、建築物の不燃化促進により、火災による震災廃棄物発生を防ぎ、廃棄物量を削減できるという点からも、不燃化を促進する。

第4 津波防災を考慮した土地利用計画

【政策企画課、都市計画課】

町は、嵩上げや高台移転による安全な場所への住宅地の確保、津波による被害が想定される区域における建築制限の導入、漁港における緊急避難施設の整備、安全性と利便性の高い場所での消防署・消防団施設等の整備等、津波防災を考慮した土地利用計画を推進する。

第5 防災空間の確保

【政策企画課、都市計画課】

1 緑の基本計画

都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

大規模火災等に対する延焼防止や指定緊急避難場所等、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、公園の整備を推進する。

第6 市街地開発事業による都市整備

【政策企画課、都市計画課】

1 土地区画整理事業の推進

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

2 市街地再開発事業の促進

市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実するため、市街地開発事業を推進する。

第12節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設、鉄道施設、港湾施設、漁港施設及び空港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

【建設課】

震災時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査や橋梁点検調査等を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

新設の橋梁については、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

また、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急交通路としての機能を確保するため、自ら保有する障害物除去用資機材の適正配置、増強に努めるとともに、あらかじめ関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

なお、応援協定を締結する際には、町内建設業者や団体だけではなく、町外の建設業者や団体との応援協定締結を検討する。

第3 漁港施設

【水産商工課】

震災時における緊急物資、人員等の海上輸送を確保等、輸送拠点としての機能強化を図るため、オープンスペースの確保や岸壁の耐震化等の整備を図る。

第13節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性及び耐浪性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

【東北電力(株)】

電気事業者は、県計画に定めるところにより、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

第3 ガス施設

【ガス事業者】

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 施設の耐震性の向上

(1) LP ガス施設

製造施設及び貯蔵所	① 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	① 火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	① 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	① 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ② 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。
安全器具	① 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ② 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ③ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

【上下水道課】

1 水道施設

町は、震災による上水道施設（以下「水道施設」という。）の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、計画的に水道施設の耐震化を図る。

- ① 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。
- ② 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設を図る。
- ③ 浄水施設は、ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。
- ④ 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、自家発電設備の整備を図る。
- ⑤ 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。
- ⑥ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- ⑦ 既設管は、漏水調査を実施し、漏水の修理を行い、また、老朽管の更新を随時行う。

(2) 給水体制の整備

震災時において、被災者が必要とする飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、既設施設の定期的保守点検を励行し、将来施設計画においては耐震化を図る。

(1) 施設の整備

- ① 下水道施設の維持管理に当たり、平常時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所の改善に努めるものとする。
- ② 下水道施設の建設計画時点から、設計及び施工方法について耐震対策を講じた施設整備を図る。

(2) 下水道体制の整備

- ① 震災時の調査、応急復旧等にあたっては、下水道施設の図面が必要になるため、下

水道台帳等を整備するとともに、被災しても台帳等が必ず使用できるよう複数管理（バックアップ）し、資料の安全性の向上を図る。

- ② 震災によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、応急復旧資機材の調達などの確保体制の整備に努める。
 - ③ 震災時に資機材の復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
 - ④ 県と協力して広域的な支援体制の整備を図ることをはじめとして、国、他の地方公共団体等と相互支援体制づくりを推進する。
 - ⑤ ポンプ場、終末処理場はポンプ等の運転電力を確保できるよう、非常用発電設備を整備するとともに、24時間以上稼働できるよう燃料貯蔵を行う。
 - ⑥ 燃料貯蔵が難しいポンプ場、終末処理場においては、岩手県石油商業協同組合と締結している供給協定に基づき、緊急時に燃料等の供給を要請する。
- (3) 施設の耐震化の向上
- ① 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図り、流下機能を確保する。
 - ② マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。
 - ③ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
 - ④ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。
なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。
 - ⑤ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。
なお、津波が想定される地域に存する場合は、耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。

第5 通信施設

1 電気通信設備

【東日本電信電話(株)】

電気通信事業者は、震災時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を行う。特に、庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(1) 設備の耐震性及び耐浪性の向上

- ① 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。
 - ア 大雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐浪性の向上や耐水構造化を行う。
 - イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。
- ② 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。
 - ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
 - イ 主要な中継交換機を、分散配置する。

ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

- ① 震災時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- ② 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ③ 震災時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- ① 非常用衛星通信装置
- ② 可搬型衛星地球局
- ③ 可搬型無線機
- ④ 移動電源車及び可搬型発電機
- ⑤ 応急ケーブル
- ⑥ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等）
- ⑦ 移動基地局及び臨時基地局

(4) 災害対策用資機材の確保等

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。設置場所について、町と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するように保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、震災時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の震災対策

- ① 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化を図る。
- ② 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災耐震対策を実施する。
- ③ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- ④ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- ⑤ 建物、構築物、放送設備等の防災耐震性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

震災により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第14節 津波災害予防計画

第1 基本方針

- (1) 津波災害対策を検討するに当たっては、再び人命が失われることがない「多重防災型まちづくり」を目指す。

第一に、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、第二に、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波、これら二つのレベルの津波を想定し、レベルに応じた対策を講じることを基本とする。

この場合、最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を柱に、海岸保全施設整備等のハード対策、まちづくり及び避難対策等のソフト対策を適切に組み合わせた、「多重防災型」の考え方で生命を確実に守る。

また、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは現実的ではないことから、過去に発生した津波等を地域ごとに検証した上で、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの、発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波、すなわち、おおむね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、海岸保全施設の整備により生命と財産を確実に守ることを基本的な考え方とする。

- (2) 津波災害の防止・軽減を図るため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業及び海岸防災林造成事業を計画的に実施する。
- (3) 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- (4) 津波防災対策を十分考慮に入れ、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しを行い、津波に強い街づくりを推進する。

第2 海岸保全施設の整備

【政策企画課、水産商工課、農林課、建設課、総務課】

防潮堤については、既往第2位の津波である明治三陸津波に耐えられる防潮堤の整備（山田湾で9.7m、船越湾で12.8mの高さ）を県と協力して進める。その際、操作員の安全性向上のために、防潮堤の門扉の数をできるだけ少なくし、操作の自動化・遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。

流出した防潮林の復旧・再生を県と協力して進める。

第3 海岸保全施設の管理

【政策企画課、水産商工課、農林課、建設課、総務課】

海岸保全施設は、その機能が長期にわたって維持されるよう、施設の構造形式や地理的条件等を十分に把握し、定期的な点検や劣化、損傷等に対する適時・的確な修繕など、維持管理計画に基づいた適切な維持管理を行う。

海岸堤防の維持管理は、原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、排水樋門、陸閘、道路門扉、遮断扉等）の操作等は、町長

に委託する。

当該事務の委託を受けた町長は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

第4 安全な居住地の整備

【政策企画課、建設課、都市計画課】

津波により被災した市街地や集落地については、防潮堤の復旧・整備と整合を図りつつ、さらに、町民との合意形成を図りながら具体的な復興方法を決定する。このうち、居住地については、町民の安全性確保を最優先に、これまでのコミュニティの維持、早期の生活再建にも配慮しながら、現在の場所での嵩上げや近隣への高台移転などにより安全な住環境の確保を進める。

また、防潮堤整備後も津波による被害が想定される区域には建築制限を導入して、危険性が高い区域への居住を抑制する。

第5 防災施設の整備

【政策企画課、建設課、総務課】

津波を含む災害の発生時において、迅速かつ効果的に応急・復旧活動を展開し、町民を災害から守るための活動拠点・備蓄拠点として機能する防災拠点を、安全な高台に整備する。また、津波発生時、海岸部や低地部から速やかに避難できる高台の指定緊急避難場所等を各地区に配置するとともに、地区が孤立する場合も想定して、防災設備及び食料備蓄の充実を図る。

これらの指定緊急避難場所等へ連絡する主要な道路に関しては、要配慮者の車での避難等も考慮して、広幅員の避難路として整備する。

なお、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、誰でも避難路及び指定緊急避難場所等がわかるように誘導標識等の設置を進める。防潮堤の外側にある漁港における津波避難対策として、避難タワー等の緊急避難施設の整備を県と協力して進める。

第6 町民への情報伝達等

【総務課】

町は、気象庁より気象予報・警報の発表があり、この情報を入手した際には、町民の安全確保を図るため、次の基準に従い速やかに町民に対し広報を行う。

なお、広報の方法は、防災行政無線を基本とし、町民への確実な伝達を図るため難聴地区の解消に向け整備を進める。

また、携帯端末の緊急速報メール機能の活用など、伝達手段の多重化・多様化を図る。

大津波警報発表時	・町民に対する広報（大津波警報、津波警報の伝達） ※津波浸水想定区域内に滞在している町民等に対する避難指示
津波警報発表時	
津波注意報発表時	・町民に対する広報（津波注意報の伝達） ※防潮堤から海側に滞在している町民等に対する避難指示

参考資料：海岸防潮堤防設置箇所（資料編2-1-14①）

参考資料：河川水門管理要綱（資料編2-1-14②）

参考資料：海岸水門管理要綱（資料編2-1-14③）

第15節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

- (1) 地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を県に協力して調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を推進する。
- (2) 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適切な管理、指導を行う。

第2 崩壊危険地の災害防止対策

【建設課、農林課】

町は、県及び土地所有者と連携して、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、区域指定を受けるよう努めるとともに、以下の対策事業を進める。

1 地すべり防止対策事業

町内に地すべり危険箇所はないが、地形の変化等に応じて適切な措置を講じるものとし、県と連携し監視や安全対策の促進に努めるものとする。

2 土石流対策事業

町内には、土石流危険渓流が189渓流ある。

- (1) 土石流対策事業は、国の社会資本総合整備計画及び岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（以下「社会資本総合整備計画等」という。）に基づき、県が推進する。
- (2) 事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流を重点的に、砂防工事（えん堤工、渓流保全工等）を進める。
- (3) 町は、県に協力して安全対策の促進に努めるものとする。

3 山地災害予防事業

町内には、山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）が67箇所ある。

- (1) 治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、国、県が対策工事を実施する。
- (2) 治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独治山事業を継続して実施する。
- (3) 町は、県に協力して安全対策の促進に努めるものとする。

4 急傾斜地崩壊対策事業

町内には、土砂災害防止法による急傾斜地崩壊危険箇所が183箇所、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき岩手県に指定されている急傾斜地崩壊危険箇所の警戒区域が10箇所ある。

- (1) 急傾斜地崩壊対策事業は、社会資本総合整備計画等に基づき、県が推進する。

- (2) 事業の実施に当たっては、要配慮者が利用する施設や指定避難所がある等、緊急性の高い箇所について重点的に対策工事を進める。
- (3) 町は、県に協力して安全対策の促進に努めるものとする。

第3 宅地防災対策

【都市計画課】

県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事に関する指導監督を行う。

防災パトロールを強化して、違反宅地、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期す。

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地域マップ及び液状化のしやすさを示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の防災対策を実施するよう努めるものとする。

第4 ため池防災対策

【農林課】

町内に、地震などによる決壊で、周辺に被害を及ぼすおそれのあるため池はないが、県と連携し、ため池の状況把握と適正管理の促進に努めるものとする。

参考資料：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（資料編2-1-15①）

参考資料：土石流危険渓流箇所（資料編2-1-15②）

参考資料：山地災害危険地区（資料編2-1-15③）

第16節 火災予防計画

第1 基本方針

地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想等の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図るとともに、消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

【消防防災課、消防団】

1 火災予防の徹底

町は、出火防止を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

町は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災報知器）、消防用設備等の設備及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底を図る。

(1) 一般家庭

- ① すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。
- ② 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。
 - ア 火気使用設備の取扱方法
 - イ 消火器の設置及び取扱方法
 - ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行
 - エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法
- ③ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。

(2) 職場

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。

- ① 災害発生時における応急措置要領の作成
- ② 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底
- ③ 避難、誘導體制の確立
- ④ 終業後における火気点検の励行
- ⑤ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、町民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

① 婦人防火クラブの育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

② 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的を実施する。

火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

町は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

- (1) 防火管理者の選任
- (2) 消防計画の作成
- (3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- (4) 消防用設備等の点検整備
- (5) 火気の使用又は取扱い方法
- (6) 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

町は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

町は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、県が実施する製造施設等への安全管理指導に対し協力する。

(3) 化学薬品

町は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

【消防防災課、消防団】

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を作成する。

(1) 災害警防計画

消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。

(3) 危険区域の火災防ぎょ計画

木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。

(4) 特殊建築物の防ぎょ計画

建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。

(5) 危険物の防ぎょ計画

爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。

(6) ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防団屯所等の分散配置、消防機械配置装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

① 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

② 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

③ 救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

参考資料：消防法に定める指定防火対象物数（資料編2-1-16）

第17節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- (1) 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- (2) 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- (3) 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施要領

【長寿福祉課】

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- (1) 町長は、日本赤十字社岩手県支部山田町分区（以下本節中「日赤山田町分区」という。）及び山田町社会福祉協議会（以下本節中「町社協」という。）と連携し、防災ボランティア活動について広報紙等により普及啓発を行う。
- (2) 日赤山田町分区は、赤十字奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
- (3) 町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。この場合において、日赤山田町分区及び町社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。
- (4) 町長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。
 - ① 地域事情に関すること。
 - ② 要配慮者の状況に関すること。
 - ③ 要配慮者に対する配慮（心構え）に関すること。
 - ④ 指定避難所の状況に関すること。
 - ⑤ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等に関すること。

2 防災ボランティアの登録

- (1) 日赤山田町分区及び町社協は、あらかじめ災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- (2) 防災ボランティアの登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

- (1) 町長は、日赤山田町分区及び町社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- (2) 町長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。
 - ① 防災ボランティアの受入担当課
 - ② 防災ボランティアに提供する情報
 - ③ 防災ボランティアに提供する装備、資機材

- ④ 防災ボランティアの宿泊する施設
 - ⑤ 防災ボランティアの活動拠点
 - ⑥ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
 - ⑦ その他必要な事項
- (3) 町長は、町社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

町長は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- (1) 青年団
- (2) 婦人会
- (3) 町内会
- (4) 自主防災組織等
- (5) その他必要と思われる団体

第18節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- (1) 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
 - (2) 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。
 - (3) 町は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
 - (4) 町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
 - (5) 町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- ※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第2 事業継続計画の策定

【総務課、水産商工課】

1 町における計画の策定

- (1) 町は震災時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた山田町業務継続計画の策定に努める
- (2) 業務継続計画の基本方針は次のとおり
 - ① 東日本大震災の経験と教訓を活かし、非常時において必要な人的・物的資源を確保するとともに、職員の災害対応能力を強化し業務継続能力の向上を図る。
 - ② 非常時においては、町民の安全の確保を最優先することを主眼に、発災後の時列ごとに実施すべき業務の優先度を整理し、優先度の高い業務から着手する。
 - ③ 計画の内容については、課題と対策の進捗状況を随時検証し、不断の見直しを行う。
- (3) 業務継続計画において、次の事項を定める。
 - ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ③ 電気、水、食料等の確保
 - ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - ⑤ 重要な行政データのバックアップ
 - ⑥ 非常時優先業務の整理
- (4) 町は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化・耐浪化に努める。

(5) 町は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

2 企業等における計画の策定

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第3 企業等の防災活動の推進

【水産商工課、総務課】

町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。

- ① 企業防災に資する情報の提供等を進める。
- ② 企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
- ③ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。
- ④ 企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- ⑤ 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第2章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- (1) 町及び防災関係機関は、地震及び津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- (3) 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部間における人員面での協力体制を確立する。
- (4) 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。
このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておく等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
- (5) 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- (6) 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- (7) 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- (8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があり、災害発生時に隣接市町村から応援を求めることは困難であるため、県に協議し、広域的な災害応急対策体制の整備に努める。
なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

- (9) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

第2 町の活動体制

【各部】

- (1) 町は、町の区域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害対策を実施するため、山田町災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）又は山田町災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 町は、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策等を実施するための全庁的な体制に移行する。
- (3) 町は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。
- (4) 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。
なお、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- (5) 町は、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「山田町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

- ① 町内で震度4を観測したとき。
- ② 町に気象警報、高潮警報、波浪警報若しくは洪水警報が発表されたとき。
- ③ 町内で林野火災が発生したとき。
- ④ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。
- ⑤ その他災害警戒の必要があるとき。

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次表を原則とする。

支部は、町内で震度4を観測若しくは林野災害が発生したとき又は北海道・三陸沖後発地震注意情報、気象警報、高潮警報、波浪警報若しくは洪水警報が発表されたときにおいて本部長が災害警戒を特に必要と認めたときに設置する。

災害警戒本部の組織

区 分	町内で震度4を観測若しくは林野火災が発生したとき又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられたとき。
本部長	総務課長

副本部長	危機管理室長
本部員	総務課職員及び副本部長が指名する職員

区 分	町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報が発表されたとき。
本部長	総務課長
副本部長	財政課長、建設課長、都市計画課長、消防防災課長
本部員	総務課職員、財政課職員、建設課職員、都市計画課職員、消防防災課職員

(3) 所掌事務

災害警戒本部の所掌事務は、次表のとおりである。

災害警戒本部所掌事務

課 名	所 掌 事 務
総務課	1 災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長の指令等の伝達に関すること。 3 県本部、町支部その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象状況、交通状況、道路情報、住民等の避難状況などの動向の情報収集・伝達に関すること。 5 被害状況、応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告に関すること。 6 電話交換に関すること。 7 災害広報及び記録に関すること。 8 報道機関との連絡調整に関すること。
財政課	1 車両の確保及び配車に関すること。
水産商工課	1 水産関係施設の被害調査に関すること。 2 商工業関係の被害調査に関すること。
長寿福祉課	1 高齢者、障がい者等の安全確保に関すること。
健康子ども課	1 幼児、児童の安全確保に関すること。 2 指定避難所になっている保育園等の確保に関すること。
建設課	1 道路、河川及び橋梁等の被害調査に関すること。 2 道路施設の保全並びに通行の禁止及び制限に関すること。
都市計画課	1 所管施設被害調査に関すること
上下水道課	1 上下水道施設の被害調査に関すること。 2 上下水道施設の応急対策に関すること。
消防防災課	1 地震情報、津波予報の収集及び伝達に関すること。 2 災害の拡大防止に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 消防団員への従事命令に関すること。 5 水閘門の門扉の開閉指示等に関すること。
学校教育課	1 児童、生徒の安全確保に関すること。 2 指定避難所になっている学校等の確保に関すること。

(4) 廃止基準

- ① 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が災害の発生のおそれなくなったと認めたときに廃止する。
- ② 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害対策を迅速かつ的確に実施する。

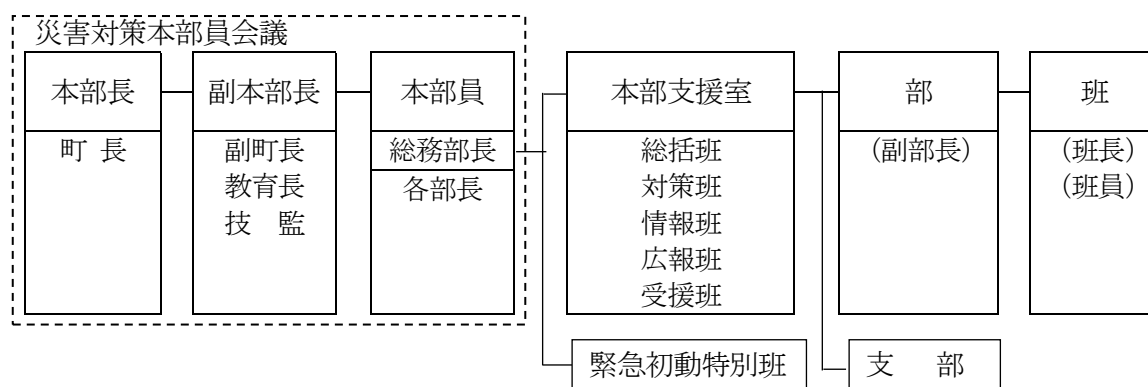
なお、以下の定めにおいて、山田町災害対策本部規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。

(1) 設置基準

- ① 町内で震度5弱以上を観測したとき。
- ② 町内に気象特別警報、高潮特別警報若しくは波浪特別警報が発せられたとき。
- ③ 岩手県に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- ④ 地震及び津波により相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ⑤ 大規模火災が発生したとき。
- ⑥ 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。



災害対策本部の組織

本部長	町 長
副本部長	副町長、教育長、技監
本部員	各課長等
本部付職員	総務課及び財政課の職員、長寿福祉課、健康子ども課、建設課、都市計画課、上下水道課、政策企画課、農林課、水産商工課、町民課、消防防災課及び学校教育課の一部職員
各支部	支部長、副支部長、支部員（山田、船越、田の浜、大浦、織笠、大沢、豊間根）

災害対策本部本部員構成

区 分	充てる職	区 分	充てる職
本部長	町長	町民部長	町民課長
副本部長	副町長	長寿福祉部長	長寿福祉課長
副本部長	教育長	健康子ども部長	健康子ども課長
副本部長	技監	建設部長	建設課長
総務部長	総務課長	都市計画部長	都市計画課長
財政部長	財政課長	上下水道部長	上下水道課長
政策企画部長	政策企画課長	消防防災部長	消防防災課長
税務部長	税務課長	学校教育部長	学校教育課長
農林部長	農林課長	生涯学習部長	生涯学習課長
水産商工部長	水産商工課長	総務部副部長	議会事務局長

※ 主幹については、当該所属部の副部長とする。

(3) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、次のとおりである。

なお、大規模な災害が発生し、各支部での災害対応業務において、多くの職員が必要であると判断される場合、地震発生から1週間程度を《緊急》災害対策本部体制とし、各部及び各支部における初動・緊急対応にあたるものとする。

また、発災後1週間程度経過した後は、本部長の判断をもって、災害対策本部として応急対応を実施する。

【災害対策本部体制のイメージ】

体 制	《緊急》災害対策本部		災害対策本部
対 応	初動対応	緊急対応	応急対応
時間経過 の目安	発災直後 (初日)	発災翌日～1週間程度 (2～6日間)	発災から1週間程度 経過後(7日後～)
対策方針	発災直後、災害対策本部は、情報収集、人命救助活動、避難対策(避難指示の発令、食料等の手配)に取り組む。 支部においては、指定避難所を開設し、避難者の受入れなどの対応を実施する。	発災翌日からは、初動対応に加え、避難者名簿の調製や物資センターの開設など避難者・被災者対策を行う。	指定避難所運営は、応援職員を配置し、本町職員は、指定避難所から引上げ、各部の対応に従事する。

【災害対策本部の所掌事務】

① 初動対応 ～発災直後～

時間経過の目安	部 名	所 掌 事 務
発災直後	総 務 部	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長の指令等の伝達に関すること。 3 要員の確保（配置の調整）に関すること。 4 県本部、町支部その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 食料の手配及び供給（炊き出し・非常食）に関すること。 6 避難指示の発令に関すること。 7 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。 8 気象状況、交通状況、道路情報、住民等の避難状況などの動向の情報収集・伝達に関すること。 9 被害状況、応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告に関すること。 10 災害応急対策の実施に係る各支部、防災関係機関、各種団体並びに住民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 11 電話交換に関すること。 12 職員の安否確認に関すること。 13 災害広報及び記録に関すること。
	財 政 部	1 救援物資の手配及び供給に関すること。 2 緊急車両の確保に関すること。
	町 民 部	1 遺体収容所に関すること。
	健康子ども部	1 応急救護活動に関すること（長寿福祉部保健師を含む）。
	建 設 部	1 緊急輸送路の確保に関すること。
	上下水道部	1 応急給水の実施に関すること。
	消防防災部	1 人命救出、救助活動に関すること。
	学校教育部	1 教育関係の情報収集等の対応に関すること。 2 指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。
	各 支 部	1 支部の設置及び運営に関すること。 2 指定避難所の開設及び運営に関すること。 3 支援要員の確保に関すること。 4 情報の収集・分析・伝達に関すること。 5 食料の手配及び供給（炊き出し・非常食）に関すること。 6 救援物資の手配及び供給に関すること。 7 避難者の把握（避難者名簿の作成）に関すること。 8 教育施設・保育施設との連絡調整に関すること。

② 緊急対応 ～発災翌日から1週間程度～

時間経過の目安	部 名	所 掌 事 務
発災翌日から 1週間程度	総 務 部	1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 本部長の指令等の伝達に関する事。 3 要員の確保（配置の調整）に関する事。 4 県本部、町支部その他の防災関係機関との連絡調整に関する事。 5 食料の手配及び供給（炊き出し・非常食）に関する事。 6 応援派遣要請及び受入・配置に関する事。 7 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事。 8 気象状況、交通状況、道路情報、住民等の避難状況などの動向の情報収集・伝達に関する事。 9 被害状況、応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告に関する事。 10 災害応急対策の実施に係る各支部、防災関係機関、各種団体並びに住民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関する事。 11 電話交換に関する事。 12 職員の安否確認に関する事。 13 災害広報及び記録に関する事。 14 情報の公開に関する事。
	財 政 部	1 救援物資の手配及び供給に関する事。 2 物資センターの開設及び運営に関する事。 3 緊急車両燃料の確保に関する事。
	政策企画部	1 物資センターの開設及び運営に関する事。
	町 民 部	1 遺体収容所に関する事。 2 遺体火葬に関する事。
	長寿福祉部	1 避難者名簿の調製（各指定避難所とりまとめ）に関する事。 2 福祉避難所に関する事。 3 防災ボランティア受入環境の整備に関する事。
	健康子ども部	1 応急救護活動に関する事。
	建 設 部	1 緊急輸送路の確保に関する事。 2 幹線道路の確保に関する事。
	上下水道部	1 応急給水の実施に関する事。
	消防防災部	1 人命救出、救助活動に関する事。
	学校教育部	1 教育関係の情報収集等の対応に関する事。 2 指定避難所の開設及び運営の協力に関する事。
	各 支 部	1 支部の設置及び運営に関する事。 2 指定避難所の開設及び運営に関する事。 3 支援要員の確保に関する事。 4 情報の収集・分析・伝達に関する事。 5 食料の手配及び供給（炊き出し・非常食）に関する事。 6 救援物資の手配及び供給に関する事。 7 避難者の把握（避難者名簿の作成）に関する事。 8 教育施設・保育施設との連絡調整に関する事。

③ 応急対応 ～発災から1週間程度経過後以降～

各部における応急対応の所掌事務は、以下のとおりとするが、業務の繁閑により各部相互に連携、協力して災害対応にあたるものとする。

部名	班名	所掌事務	根拠法令
総務部	第1・第2 庶務班	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 関係機関に対する被害状況等の報告に関すること。 4 災害時における職員の動員及び調整に関すること。 5 県知事から委任された従事命令に関すること。 6 各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。 7 町議会に関すること。 8 関係機関、団体に対する応援要請等に関すること。 9 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。 10 災害広報、記録に関すること。 11 指定避難所の運営等に関すること。 12 関係機関への連絡調整に関すること。 13 報道機関との連絡調整に関すること。 14 災害救助法の適用手続きに関すること。	基 23 条の 2 基 51 条 基 53 条 自衛隊 83 条
財政部	調査班 財政班 車両班 物資班	1 応急対策予算や契約の調整、集約に関すること。 2 災害関係物品の購入及び受払いに関すること。 3 災害対策基金に関すること。 4 財政金融措置に関すること。 5 町有財産等の貸与、使用に関すること。 6 他部に属さない町有財産の被害調査に関すること。 7 応急公用負担に関すること。 8 損失補償、損害補償等に関すること。 9 緊急救助費用の経理に関すること。 10 緊急輸送車両の確保及び配車に関すること。 11 輸送車両用燃料の確保及び給油手配に関すること。 12 災害関係来町者の受付け及び宿泊の手配に関すること。 13 物資の調達、支給に関すること。 14 災害救助法の適用手続きに関すること。	基 101 条 基 64 条 基 82、84 条 救助 2 条
政策企画部	復興班 物資班	1 復興計画の策定に関すること。 2 物資の調達、支給に関すること。	

税務部	出納班 調査班	1 会計に関すること。 2 災害見舞金等の出納保管に関すること。 3 住家の被害調査に関すること。 4 被災納税者の取扱いに関すること。 5 り災証明書及び被災証明書の発行に関すること（ただし、住所要件により発行する被災証明書を除く）。	
農林部	農林班	1 農林畜産物、農地、農業用施設、土地改良施設、林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 植物防疫、家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。 3 被災農家等の災害融資に関すること。	
水産商工部	水産班	1 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 航路の確保に関すること。 4 在港中の漁船等の対策に関すること。	
	商工観光班	1 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 観光客の援護に関すること。	
町民部	総務班 調査班 衛生班	1 清掃に関すること。 2 防疫に関すること。 3 し尿及び一般廃棄物の処理に関すること。 4 衛生施設等の被害調査に関すること。 5 遺体の収容等に係る関係機関との連絡及び遺体対策に関すること。 6 住所要件による被災証明書の発行に関すること。 7 災害廃棄物に関すること。 8 国民健康保険、後期高齢者医療に関すること。	救助 23 条
健康子ども部	援護班	1 児童及びひとり親世帯の応急対策に関すること。 2 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 臨時託児所の設置に関すること。 4 り災園児、家族の被害調査及び保育園の再開に関すること。 5 炊き出しの手配及び給食に関すること。	救助 23 条
	救護班、 健康管理 活動班	1 医療、助産に係る県との連絡調整に関すること。 2 医療機関及び医療関係者の動員に関すること。 3 医薬品、衛生材料及び医療器材の確保に関すること。 4 救護班の編成及び医療活動に関する県との連絡調整に関すること。 5 救護所の設置に関すること。 6 保健・医療施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 7 被災者の健康調査等に関すること。 8 被災者のこころのケアに関すること。	

長寿福祉部	総務班	1 介護保険に関すること。 2 福祉避難所等の看護、介護スタッフの支援要請に関すること。 3 介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の被害調査及び応急対策に関すること。 4 福祉応急仮設住宅の供与に関すること。 5 高齢者等サポート拠点等の設置に関すること。 6 要配慮者の状況確認及び支援対策に関すること。 7 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 8 社会事業団体との連絡に関すること。 9 防災ボランティア受入れ体制の整備及び町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10 日本赤十字社との連絡に関すること。 11 日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関すること。 12 身元不明の遺骨の保管に関すること。 13 義援金申請の受付及び配分に関すること。 14 災害弔慰金に関すること。 15 災害救助法の適用手続きに関すること。 16 その他厚生、救援に関すること。	基 50 条
	情報班	1 被災者の支援及び相談に関すること。 2 被災者の情報管理に関すること。 3 世帯毎の避難先の確認登録に関すること。 4 被災者に対する照会等の連絡回答に関すること。 5 被災者生活再建支援法による支援金支給手続きに関すること。 6 災害援護資金に関すること。	
	福祉避難所支援班	1 福祉避難所の設置、運営に関すること。 2 介護予防支援者の状況確認及び支援対策に関すること。 3 福祉避難所避難者支援の介護施設及び医療機関との連携体制に関すること。	
建設部	総務班	1 被害状況等情報の集約、本部への報告に関すること。 2 各班の連絡調整に関すること。	
	土木工務班	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 交通の禁止及び制限等交通の規制に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 応急受入施設の確保に関すること。 6 応急復旧用建設資機材の確保に関すること。	

都市計画部	都市施設班	1 都市施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
	建築住宅班	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 建築物及び宅地の応急危険度の判定に関すること。 3 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に関すること。 4 被災者に対する住宅情報等の提供に関すること。	救助 23 条
上下水道部	水道班	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 施設の供用停止及び制限に関すること。	
	下水道班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設の供用停止及び制限に関すること。	
消防防災部	消防防災班	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 予報及び警報の伝達に関すること。 3 消防活動及び水防活動に関すること。 4 被害の拡大防止に関すること。 5 非常通信に関すること。 6 避難立ち退きの勧告、指示及び誘導に関すること。 7 警戒区域の設定に関すること。 8 消防団員への従事命令に関すること。 9 救出、救助活動に関すること。 10 行方不明者の捜索及び手配並びに遺体の捜索に関すること。 11 危険物の保安に関すること。 12 防災機関との連絡調整に関すること。	基 56 条 基 58 条 基 59 条 基 57 条 基 60 条 基 63 条 基 58 条 基 65 条、 救助 23 条
学校教育部	第 1 教育班	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 指定緊急避難場所の開放、指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。 3 り災児童生徒の被害調査及び応急教育に関すること。 4 学用品の調達及び支給に関すること。 5 教員の非常招集及び配置に関すること。 6 学校給食に関すること。	基 50 条 救助 23 条
生涯学習部	第 2 教育班	1 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 3 第 1 教育班への協力に関すること。	

(凡例) 基…災害対策基本法、自衛隊…自衛隊法、救助…災害救助法

(4) 本部会議

町本部長は災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、各部長を招集し、必要な活動について指揮する。なお、町本部長が不在のときは次の順位でその職務を代行する。

第1順位：副本部長（副町長）

第2順位：副本部長（教育長）

第3順位：総務部長（総務課長）

災害対策本部会議において、各部の所有する情報の伝達を行い、部間での確実な情報共有を図る。各部からの提案、応援要請、抱える問題点等は、本部会議の場で解決策等の議論を行い、その場での決定に従って、災害対策本部全体として行動する。

(5) 代替施設

庁舎が大地震又は大津波の来襲等により被災し、業務の実施が困難となった場合の代替施設は、次のとおりとする。

① 災害対策本部

第1順位：中央公民館

第2順位：中央コミュニティセンター、保健センターのいずれか又は全部

第3順位：豊間根支所又は船越支所

② 応急対策要員の活動拠点

中央公民館、中央コミュニティセンター、保健センター、各支部等

(6) 現地災害対策本部

① 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、災害応急対策の指揮、監督及び防災関係機関との連絡調整を行う。

② 現地災害対策本部長は副町長とし、現地災害対策本部員は総務課長が関係課長と協議の上指名する。

(7) 合同災害対策本部

① 合同災害対策本部は、大規模な災害が発生し、防災機関が独自に活動するよりも、共同して迅速な災害応急対策を効率よく実施する必要を認めたときに設置し、救助等の活動対策の調整を行う。

② 合同災害対策本部は、釜石海上保安部、宮古警察署、宮古地区広域行政組合山田消防署、自衛隊及びその他の機関をもって組織する。

③ 合同災害対策本部の設置及び廃止の権限は、町長（町本部長）が編成機関の事前の了承のもとに委任を受けて担当する。

(8) 廃止基準

① 本部長が震災等の被害の拡大のおそれがないと認め、かつ応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

② 津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除され、本部長が災害の発生するおそれがないと認めるとき。

③ 火災の制圧により応急対策がおおむね終了したとき。

④ 本部長が災害の発生するおそれなくなったと認めるとき。

⑤ 前記以外の災害応急対策がおおむね終了したとき。

注) 備考 「応急対策がおおむね終了」とは、次の内容などを勘案して、総合的に判断する必要がある。

- ア 指定避難所の開設状況
- イ 道路、河川等の応急工事の終了による安全確保の状況
- ウ 道路通行止めの解除状況
- エ 町内の被害の確認状況
- オ 被災者の応急仮設住宅等への入居状況
- カ その他の応急対策の状況

3 支 部

災害発生のおそれがある状況の場合等により本部長が必要と認めるとき支部を設置する。また、本部に、支部との連絡調整並びに情報収集等の事務を行う支部連絡員を配置する。

(1) 設置基準

- ① 町内で震度5弱以上を観測したとき。
- ② 町内に気象特別警報、高潮特別警報若しくは波浪特別警報が発せられたとき。
- ③ 岩手県に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- ④ 災害発生のおそれがある場合等により本部長が必要と認めるとき。

(2) 支部長等

各支部の支部長及び副支部長並びに支部連絡員については、毎年度総務課長が指名する。なお、支部設置場所及び支部長代理については、次のとおりとする。

支部名	支部設置場所	支部長代理
山 田支部	中央コミュニティセンター	—
船 越支部	船越防災センター	船越支所長
田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	田の浜地区自治会
大 浦支部	大浦漁村センター	大浦漁村づくり振興協議会
織 笠支部	織笠コミュニティセンター	織笠地区コミュニティ推進協議会
大 沢支部	大沢ふるさとセンター	大沢コミュニティ推進協議会
豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根支所長

(3) 代替施設

土砂災害危険箇所等に立地する次の支部における、大雨警報及び大雨特別警報等が発表され土砂災害発生のおそれがある場合の代替支部設置場所は、次のとおりとする。

支部名	支部設置場所	代替支部設置場所
山 田支部	中央コミュニティセンター	保健センター
田の浜支部	田の浜コミュニティセンター	旧船越小学校
大 浦支部	旧大浦小学校	大浦漁村センター
豊間根支部	豊間根生活改善センター	豊間根小学校

(4) 参集基準及び支部の運営

① 各支部等への参集基準は、原則次のとおりとする。

設置基準	支部長・副支部長	その他の職員	備考
津波注意報又は津波警報	支部へ参集	支部又は指定避難所へ参集	対策本部
気象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報	支部へ参集	支部又は指定避難所へ参集	対策本部
震度5弱以上を観測	支部へ参集	支部又は指定避難所へ参集	対策本部
震度4を観測	自宅待機	自宅待機	警戒本部
大雨警報	自宅待機	一部職員（鍵担当者）は自宅待機	警戒本部

ただし、あらかじめ参集場所を別に指示されている者は、指示された場所に参集する。

② 支部の運営

ア 正規の勤務時間外の場合

①の設置基準により支部又は指定避難所に参集し、支部等を設置・運営する。

イ 正規の勤務時間内の場合（地震・津波の場合）

①の設置基準による支部の設置及び支部長等が到着するまでの間の運営は、支部長代理が行う。

ただし、山田支部は、山田支部の職員が支部に参集し、支部の設置及び運営を行う。

山田支部以外の職員は、原則勤務場所で待機する。

山田支部以外の職員の支部等への配置については、本部長が指示する。

ウ 正規の勤務時間内の場合（風水害の場合）

①の設置基準により支部又は指定避難所に参集し、支部等を設置・運営する。

ただし、台風の接近などにより、指定避難所を開設する必要がある場合の支部等の設置については、本部長が指示する。

(5) 所掌事務

「2 災害対策本部 (3) 災害対策本部の所掌事務（①初動対応及び②緊急対応）」における支部の所掌事務のとおりとする。

(6) 廃止基準

① 本部長が震災等被害の拡大のおそれがないと認め、かつ、応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

② 津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除され、指定緊急避難場所等に避難者がいなくなったと確認したとき。

③ 本部長が災害の発生するおそれなくなったと認めるとき。

4 緊急初動特別班

(1) 町本部長は、勤務を要しない日又は勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。

(2) 緊急初動特別班は、毎年度、総務課長が指名する。

(3) 緊急初動特別班は、町本部の活動体制が整うまでの初期組織として活動し、その構成及び所掌事務は、次のとおりである。

班名	所掌事務
総務班	1 災害警戒本部又は災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長の指令等の伝達に関すること。 3 災害応急対策の総括に関すること。
情報広報班	1 災害対策の実施に係る地方支部、防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請、連絡等に関すること。 2 町民からの要請処理に関すること。 3 災害応急対策に関する広報活動に関すること。

(4) 設置基準

- ① 本部長が設置を指令したとき。
- ② 災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準に該当する事態が発生したと認められる場合。ただし、気象警報に関するものは除く。

(5) 廃止基準

本部の体制が整い、所期の目的が達成されたと認める場合

5 本部支援室

- (1) 町本部長は、災害対策本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、本部支援室を設置する。
- (2) 総務部長は、班長及び班員を総務部にあつてはあらかじめ総務部の職員のうちから、総務部以外の部にあつては関係部長等と協議し当該部内の職員のうちから指名する。
- (3) 本部支援室は、本部下部組織として、その構成及び所掌事務は、次のとおりとする。

班名	分掌事務
総括班 【指揮・統制】	1 本部支援室の総括に関すること 2 本部会議の運営に関する補佐に関すること 3 本部長の指示等の伝達に関すること 4 各部の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること
対策班 【連絡調整】	1 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること 2 各部が実施する災害応急対策の調整に関すること 3 町民からの要請の処理に関すること 4 災害派遣要請に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること
情報班 【情報収集】	1 気象警報、天気予報等の受領及び伝達に関すること 2 被害状況、災害応急対策の実施状況等の情報収集に関すること 3 県及び関係機関に対する報告に関すること 4 外部からの電話対応に関すること
広報班 【広報】	1 災害情報の発表に関すること 2 災害応急対策に関する広報活動に関すること 3 報道機関への対応に関すること 4 活動記録の作成に関すること

受援班 【受援】	1 人的物的支援の要請に関する事 2 人的支援に係る各課等との調整に関する事 3 物的支援の需要の把握及び調整に関する事
--------------------	--

※1 総括班、対策班及び情報班にそれぞれ防災担当職員を配置するものとする。

※2 受援班については、災害の状況に応じて必要の都度、構成するものとする。

(4) 設置基準

町本部長は、災害対策本部の設置基準のうち、次に該当する事態が発生した場合、本部支援室を設置する。

- ① 町内で震度6強又は震度7を観測した場合
- ② 町内に気象特別警報が発表された場合
- ③ 岩手県に大津波警報が発表された場合
- ④ 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ⑤ その他本部長が必要と認めた場合

(5) 廃止基準

町本部長は、災害が発生するおそれがなくなつたと認められるとき、又はおおむね災害応急対策が終了したと認められるときに、本部支援室を廃止する。

参考資料：山田町災害対策本部条例（2-2-1①）

参考資料：山田町災害対策本部規程（2-2-1②）

参考資料：山田町災害警戒本部設置要領（2-2-1③）

第2節 職員の動員計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関は、地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその動員体制について、計画を定める。

第2 配備体制

町本部の配備体制は、次のとおりとする。

配 備 基 準	配備体制	動員範囲
町に気象警報、高潮警報、波浪警報若しくは洪水警報が発表されたとき。	災害警戒本部	本部職員 各支部長及び副部長
町内で震度4を観測したとき。		
町内で林野火災が発生したとき		
北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。		
その他災害が発生するおそれがあると災害警戒本部長が認めるとき。		
岩手県に津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	災害対策本部	全職員
町内に気象特別警報、高潮特別警報若しくは波浪特別警報が発せられたとき。		
町内で震度5弱以上を観測したとき。		
大規模火災が発生したとき。		
大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。		

第3 動員体制の整備

1 職員非常招集計画

総務課長は、次の事項を内容とした職員の非常招集計画を毎年作成し、町長に提出するとともに、職員に周知徹底しておく。

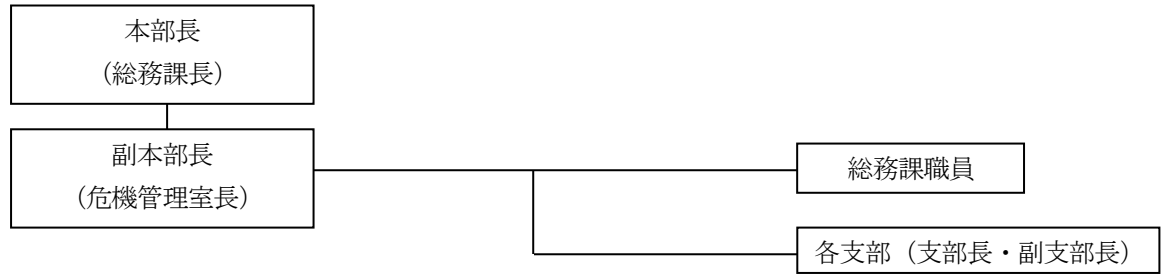
- (1) 非常招集の系統及び配備体制
- (2) 非常招集通知の方法
- (3) 参集場所
- (4) その他必要な事項

2 動員の系統

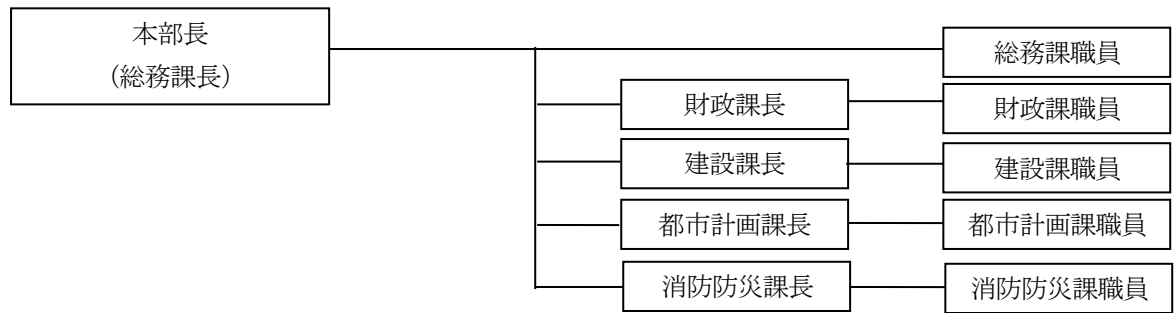
動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部

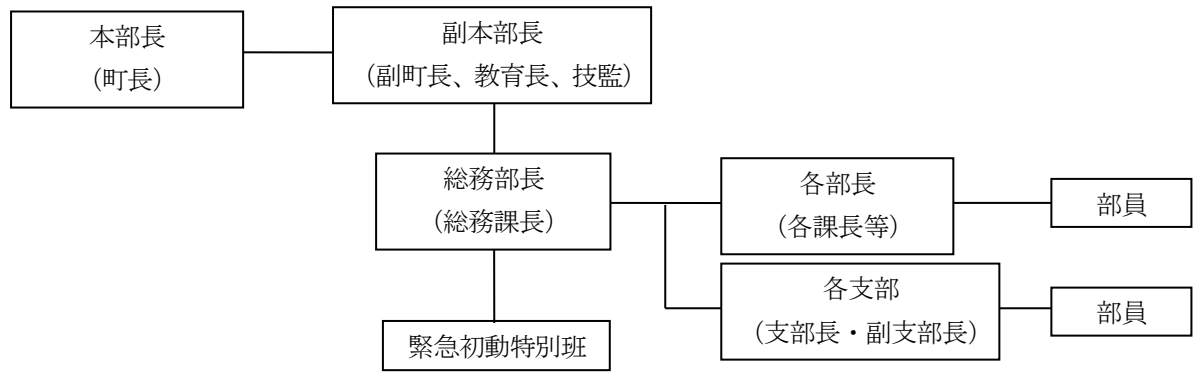
【町内で震度4を観測若しくは林野火災が発生したとき又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられたとき】



【町に気象警報、高潮警報、波浪警報及び洪水警報が発表されたとき】



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	電話、庁内放送、防災行政無線等
勤務時間外	電話、防災行政無線等

4 招集の方法

【震災・津波対策編 第2章 第1節 第2】において参集基準を定める気象予警報の発表以外の参集に係る招集の方法は、電話、防災行政無線及び放送等によるものとする。

なお、職員は、テレビ、ラジオ又はその他により災害の発生等を知った場合は、招集の有無にかかわらず指定された場所へ参集する。

5 所属公所等に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、次に掲げる状況などにより指定された場所へ参集できないと判断される場合は、本部若しくは最寄りの支部へ参集し、又は安全な場所に待機することとする。
 - ① 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
 - ② 災害の影響により通行不能となったとき。
 - ③ その他災害の影響により身の危険性が高い状況となったとき。
- (2) 参集した職員は、支部長に対して到着の報告を行う。
- (3) 到着の報告を受けた支部長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに町本部長に報告する。

6 消防団員となっている職員の対応

- (1) 消防団員となっている支部長及び副支部長以外の職員は、震度4を観測したときは、原則として所属の分団屯所に参集するものとする。ただし、消防団本部に所属する職員及び所属分団の管轄外に居住する職員はこの限りでない。
- (2) (1)にかかわらず、岩手県内に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合においては、町職員として災害対応に従事することとする。
- (3) 上記以外の理由により災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、消防団員となっている本部職員以外の職員は、原則として消防団活動を優先するものとする。ただし、消防団本部に所属する職員及び所属分団の管轄外に居住する職員はこの限りでない。
- (4) 本部長は、応急対策の実施上、職員に不足が生じた場合、又は不足が生じるおそれがある場合には、当該職員の配置について、消防防災部長と調整するものとする。

参考資料：職員の非常招集要領（2-2-2）

第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波情報及び津波予報（以下「津波警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- (2) 通信設備が被災した場合においても、津波警報等を町民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 津波警報等の周知
県本部長	1 津波警報等の市町村等に対する伝達
釜石海上保安部	1 津波警報等の船舶への周知
東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)	1 津波警報等の町に対する伝達
気象庁（盛岡地方気象台）	1 津波警報等の発表 2 上記の警報等の関係機関に対する通知
報道機関	1 津波警報等の放送

（町本部の担当）

部	班	担当業務
総務部 消防防災部	第2庶務班 消防防災班	1 津波警報等の伝達

第3 実施要領

1 津波警報等の種類及び伝達

(1) 地震動の警報及び地震情報の種類

① 緊急地震速報（警報）

ア 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上や長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて町民に提供する。

イ 震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

ウ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れを知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

② 地震情報の種類と内容

国、県及び町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種 類	発 表 基 準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

③ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版）地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
月間地震概況	定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(2) 津波警報等の種類

① 津波警報等の種類と内容

ア 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

イ 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

ウ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

エ 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の 区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津 波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合

がある。

- 4 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

② 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表	・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局地的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	—

※1 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警

報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波の観測値（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）及び沿岸での推定値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定する津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での観測値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

③ 津波予報の内容

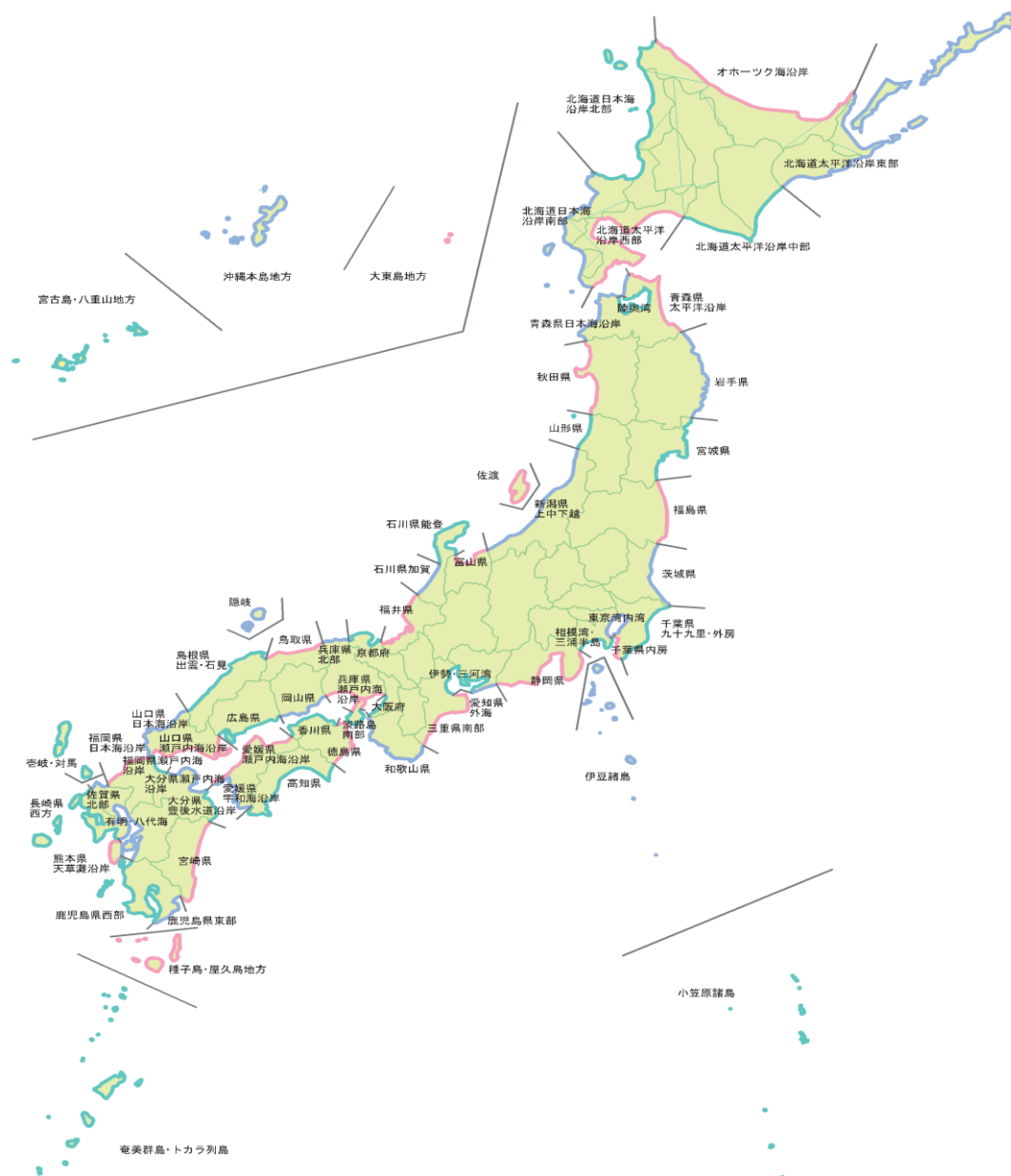
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を津波予報で発表する。

	発 表 基 準	発 表 内 容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

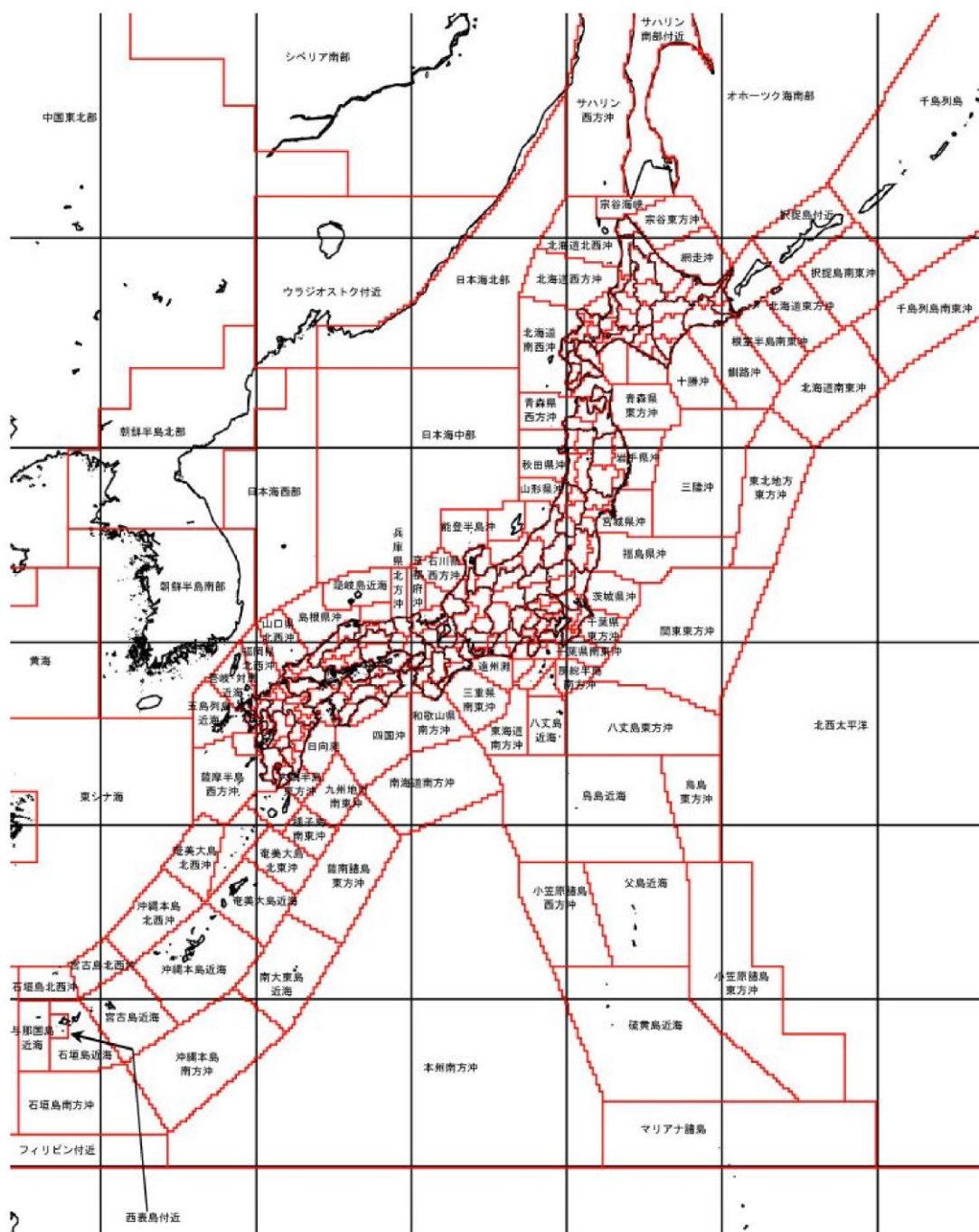
(3) 津波警報等における津波予報区と海域名

① 津波予報区

(気象庁が発表)



② 情報に用いる海域名

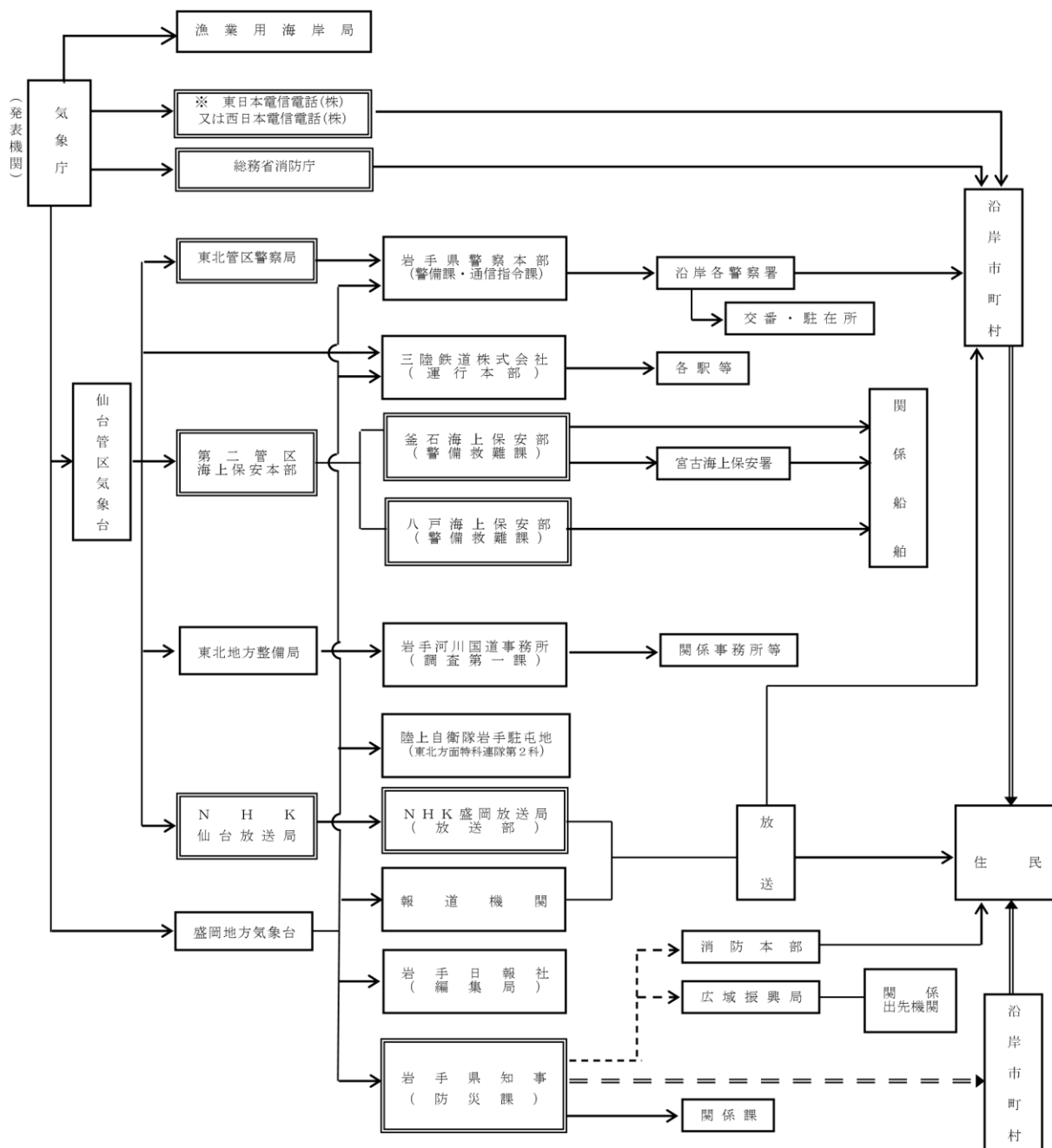


(4) 伝達系統

津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

津波警報等の区分	発表機関	伝達系統
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁本庁	津波警報等伝達系統図のとおり
津波に関する情報	気象庁本庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図のとおり

津波警報等伝達系統図



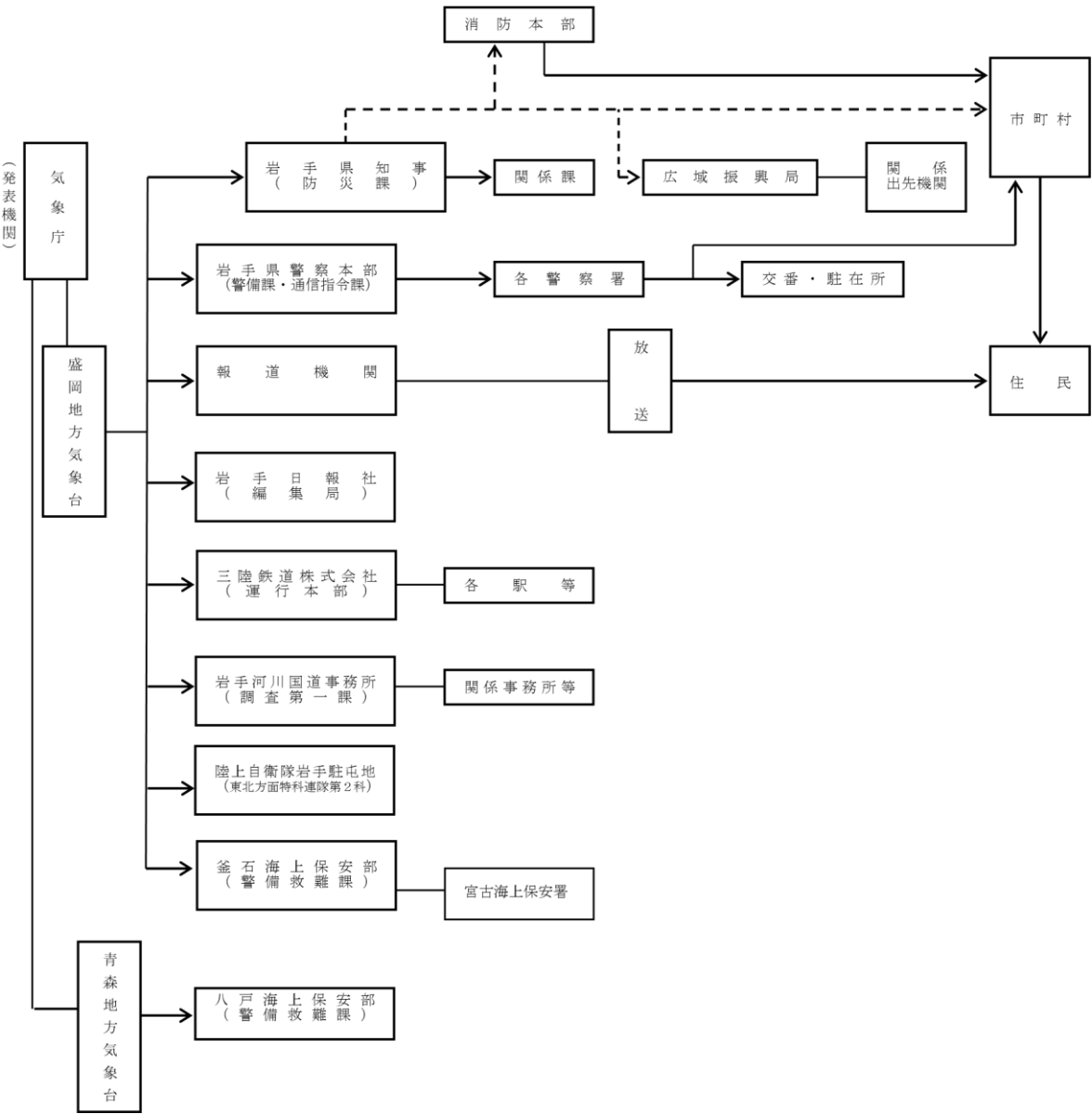
(注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ

2 - - - - - 線及び = = = 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

4 二重線の経路（----- 線及び＝＝＝線、＝＝＝＝ 線）は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

地震及び津波に関する情報伝達系統図



(注) -----は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

(5) 伝達機関等の責務

- ① 津波警報等の発表機関及び伝達機関は、津波警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、津波予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- ② 津波警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ③ 津波警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、津波警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(6) 町の措置

- ① 町本部長は、津波警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- ② 町本部長は、大津波警報（気象特別警報）を受領又は自ら知った場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。
- ③ 町本部長は、あらかじめ通知をすべき機関及び通知方法を定める。
- ④ 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な状況の把握に努める。
- ⑤ 町本部長は、同報系防災行政無線の整備等により、町民等に対する津波警報等の伝達手段を確保する。
- ⑥ 津波警報等は、あらゆる伝達手段を用いて、町民等に迅速に広報を図るものとし、おおむね次の方法による。

防災行政無線、電話、広報車、サイレン及び警鐘、緊急速報メール、自主防災組織等の広報活動、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）、津波フラッグ

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- ① 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに町本部長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町本部長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町本部長等の通報先

通報を受けた町本部長等は、盛岡地方気象台及び県防災課に通報する。

(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区 分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第4節 通信情報計画

第1 基本方針

- (1) 町及び防災関係機関は、震災時には通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、有線・無線を通じた通信連絡系統を定め、通信手段を適切に確保する。
- (2) 震災時においても通信を確保できるよう通信施設・設備の耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう代替通信手段、資機材、要員の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- (3) 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し、通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

【総務部】

1 電気通信設備の利用

災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。

2 専用通信施設の利用

- (1) 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。
- (2) 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
- (3) 「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

(有線)

設置機関名	通信施設設置場所	通信の方法
岩手県警察本部	県警察本部、宮古警察署、山田交番	電話
東北電力ネットワーク(株)岩手支社	宮古電力センター	電話

(防災行政無線移動系設置状況)

種 別	設置機関	呼出名称	設置(常置)場所	管理者	使用目的
基地局	山田町	ぼうさいやまだ	八幡町3-20 (山田町役場内)	総務課長	防災行政用
移動局	本部、山田支部、船越支部、田の浜支部、大浦支部、織笠支部、大沢支部、豊間根支部、消防署、町内各小中学校、県立山田高等学校				

(消防無線)

消防無線 各分団に配備

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- ① 町本部長及び指定地方行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用又は使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、
気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- ② これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設

イ 利用し、又は使用しようとする理由

ウ 通信の内容

エ 発信者及び受信者

オ 利用又は使用を希望する期間

カ その他必要な事項

(2) 孤立防止用無線電話の使用

災害時に、通信手段が途絶した場合において、町は、孤立防止を図るため、東日本電信電話㈱が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

- ① 町本部長及び防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

- ② 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

- ③ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。

また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

- ④ 非常通信による通報の内容は、東北地方非常通信協議会が定める「非常通信運用細則」に準拠するものとする。

- ⑤ 防災関係機関等は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。

- ⑥ 非常通信は、岩手地区非常通信協議会の構成員所属の無線局に依頼する。

- ⑦ 非常通信は、次の要領により通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号

イ 字数は、200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。

ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。

エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(4) アマチュア無線の活用

町本部長は、非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア

無線局に対して協力を求める。

(5) 東北総合通信局による通信支援

町本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(6) 自衛隊による通信支援

町本部長及び防災関係機関（海上保安部を除く。）の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(7) 放送の利用

① 町本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき災害に関する通知、要請及び気象予報・警報等の放送を日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。

② 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

ア 放送を求める理由

イ 放送内容

ウ 放送範囲

エ 放送希望時間

オ その他必要な事項

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放 送 局 名	担当部局	電話番号	所 在 地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮5丁目2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸2-10

4 防災相互通信用無線の整備

町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、防災関係機関が協力して、災害現場で防災活動を円滑に行うことができるよう、これらの機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

5 通信運用マニュアルの作成等

町及び防災関係機関は、あらかじめ通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

第5節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- (1) 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- (3) 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図る。
- (4) 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- (5) 指定公共機関、指定地方行政機関は、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため、必要な情報の収集に努めるものとする。
- (6) 町は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (7) 町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	様 式
町本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1
	2 避難指示等の実施状況	1-1
	3 人的被害及び住家被害の状況	2, 2-1, 2-2
	4 町有財産の被害状況	3
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4
	6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	5, 5-1, B, C
	7 消防施設の被害状況	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	7, D
	9 商工関係の被害状況	8, E
	10 高圧ガス、火薬類施設及び旧松尾鉱山関係の被害状況	9
	11 県管理以外の水産関係の被害状況	10, F
	12 県管理以外の漁港施設等の被害状況	11, F
	13 県管理以外の農業施設の被害状況	12, F
	14 県管理以外の農作物等の被害状況	13, 13-1, F
	15 県管理以外の家畜等の被害状況	14, F
	16 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	15, F
	17 林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	16, F

	18 町管理の河川、道路・橋りょう、海岸及び都市施設等の被害状況	17, G-1
	19 町管理の公営住宅に係る被害報告	18, G-1
	20 町立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	19, H
	21 町立学校の被害状況	20, H
	22 町指定文化財の被害状況	21, H

(町本部の担当)

担当部	様式	報告種別	報告区分		県地方支部 (班)	県本部
総務部	1	被害発生等報告	—		総務班	防災課
	2	人的及び住家被害報告	人的被害		福祉環境班	地域福祉課
財政部	3	庁舎等被害報告	町有施設（普通財産）		総務班	防災課
税務部	2	人的及び住家被害報告	住家被害（被害数）		福祉環境班	地域福祉課
農林部	12	農業施設被害報告	—		農林班	農林水産企画室
	13	農作物等被害報告	—		農林班	農林水産企画室
	14	家畜関係被害報告	—		農林班	農林水産企画室
	15	農地農業用施設被害報告	海岸保全施設		土木班 農林班	河川課 農村建設課
			海岸保全施設以外		農林班	農村建設課
	16	林業関係被害報告	林業施設	林産・特用林産施設	農林班	林業振興課
				苗畑施設	農林班	森林整備課
				治山施設	農林班	森林保全課
			林産物	苗木	農林班	森林整備課
				苗木以外	農林班	林業振興課
			林地荒廃		農林班	森林保全課
			林道		農林班	森林保全課
			森林		農林班	森林整備課
水産商工部	7	観光施設		総務班	観光・プロモーション室	
		自然公園施設		福祉環境班	自然保護課	
	8	商工関係被害報告	—		総務班	経営支援課
	9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告		高圧ガス・火薬類施設	総務班	防災課
		鉱山関係		福祉環境班	環境保全課	
	10	水産関係被害報告	—		水産班	農林水産企画室
11	漁港施設等被害報告	海岸保全施設		土木班 水産班	河川課 漁港漁村課	
		海岸保全施設以外		水産班	漁港漁村課	
町民部	5	医療衛生施設被害報告	衛生施設		福祉環境班	資源循環推進課
長寿福祉部	2	人的及び住家被害報告	住家被害（世帯・人員）		福祉環境班	地域福祉課
	4	社会福祉施設被害報告	社会福祉施設		福祉環境班	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援課
健康子ども部	4	社会福祉施設被害報告	社会福祉施設		福祉環境班	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援課

	5	医療衛生施設被害報告	医 療 施 設	病院等	保健医療班	医療政策室
				感染症指定医療機関	保健医療班	医療政策室
				母子健康センター	福祉環境班	子ども子育て支援課
建設部	17	土木施設等被害報告	河 川		土木班	河川課
			道路、橋梁		土木班	道路環境課
			海岸、港湾		土木班	河川課
			砂防施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 公共土木施設		土木班	砂防災害課
都市計画部	17	都市施設等被害報告	都市施設等 (県管理以外)		土木班	都市計画課
	18	公営住宅等施設被害報告（町営住宅等）	町管理		土木班	建築住宅課
消防防災部	6	消防施設被害報告	—		総務班	防災課
上下水道部	B	水道施設被害報告	上水道施設		保健医療班	県民くらしの安全課
	17	都市施設等被害報告	都市施設等（下水道）		土木班	下水環境課
学校教育部	19	児童、生徒及び教員等被害報告	町立学校		教育事務所班	学校教育課
	20	学校被害報告	町立学校		教育事務所班	教育企画室
生涯学習部	4	社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告	社会教育施設		教育事務所班	生涯学習文化財課
			文化施設		教育事務所班	文化振興課
			スポーツ施設		教育事務所班	スポーツ振興課
	21	文化財被害報告	—		教育事務所班	生涯学習文化財課
各 部	3	庁舎等被害報告	町有施設（行政財産）		総務班	防災課

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

- (1) 町本部長は、災害情報ごとにその収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法を定める。
- (2) 町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- (3) 町本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- (4) 町本部長は、災害の規模及び状況により町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。
 - ① 職種及び人数
 - ② 活動地域
 - ③ 応援期間
 - ④ 応援業務の内容

- ⑤ 携行すべき資機材等
- ⑥ その他参考事項
- (5) 町本部長は、被害状況を地方支部長に報告することを原則とするが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- (6) 町本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接消防庁に対して被害状況を報告する。
- (7) 町本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- (8) 町本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により直ちに消防庁長官及び県本部長に報告する。
- (9) 町本部長は、町の区域内で震度5強以上を観測した場合及び直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に直接消防庁にも原則として覚知後30分以内に報告する。
- (10) 町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - ② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ③ 災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。
- (11) 町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。
- (12) 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。
また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。
- (13) 孤立地域の発生に備え、あらかじめ想定地域のカルテ化を行うとともに、現地の職員等から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。
- (14) 町本部長は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 災害情報収集の優先順位

- (1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- (2) 災害発生の当初においては、町民の生命身体に対する被害状況及び町民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- (3) 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

- (1) 報告を要する災害及び基準
報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。
 - ① 町の区域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの

- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 町が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
- ⑥ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの
- (2) 被害状況認定の基準等
- ① 災害による被害の認定基準は、おおむね次のとおりとする。

災 害 種 類			認 定 基 準
人的被害	死 者		死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明		所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負 傷 者	重傷者	1か月以上の治療を要する見込みのあるもの
		軽傷者	1か月未満で治療できる見込みのあるもの
住家の被害	住家全壊 (全焼全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	住家大規模 半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	一部破損		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床 上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床 下	浸水が住家の床上に達せず床下に溜った程度のもの
畑の被害	流失・埋没		耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
	冠 水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊		高速自動車道、一般国道、県及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		町道以上の道路に架設した橋が、一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう2級河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車等の運行が不能になった程度の被害
	被害	沈 没	船体が没し、航行不能になったもの

文化財の被害	船舶	流 失	流失し、所在が不明になったもの
		破 損	修理しなければ航行できないもの
	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は、損壊部分が甚だしく、残存部分に修理を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半 壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

② 被害報告に使用する用語の定義は、次のとおりである。

用 語	定 義
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
世 帯	生計を同一にしている実際の生活単位をいう。従って同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。又、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船 舶	櫓、櫂のみをもって、運転する船以外の船をいう。
り災世帯	災害により全壊、半壊、床上浸水により被害をうけた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種 類	内 容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	被害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1～1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXは、バックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間(災害発生初期)に種類別に報告するもの	様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24 及び様式B～H	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話を定める。

※ 災害時優先電話設置場所・電話番号一覧

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
総務課	82-3142	織笠コミュニティセンター	82-4884	船越保育園	84-2534
船越支所	84-3232	大浦漁村センター	84-3221	山田中学校	82-2612
豊間根支所	86-2111	豊間根小学校	86-2412	とよまねこども園	86-2745
織笠保育園	82-3219	山田小学校	82-9581	大沢ふるさとセンター	82-4333
織笠地区放課後児童クラブ	82-2715	旧船越小学校	84-2351		

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

① 町本部と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、県防災行政無線、衛星携帯電話、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常無線通信

② 町本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常無線通信、業務用無線（防災波）

(3) 伝達手段の確保

① 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

② 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合には、第4節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。

③ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第6節 広報広聴計画

第1 基本方針

- (1) 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- (2) 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- (3) 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- (4) 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力に努める。
- (5) 広報活動に当たっては、あらかじめ被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- (6) 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	広報広聴活動の内容
町本部長	1 災害の発生状況 2 津波警報等及び災害発生時の注意事項 3 町長が実施した避難指示 4 指定避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入等に関する情報 15 その他必要な情報
県本部長	1 災害の発生状況 2 津波警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難指示 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報

県本部長	7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
釜石海上保安部	1 津波警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
東日本電信電話(株)岩手支店	1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社岩手県支部	1 義援金品等の募集及び受付け情報
三陸鉄道(株)	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
岩手県北自動車(株)宮古営業所及び山田支所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
(一社)岩手県高圧ガス保安協会宮古支部	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報
報道機関	1 津波警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 各災害応急対策の実施 4 緊急警報放送 5 災害の発生状況及び被害状況

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
総務部	第2庶務班	1 災害広報全般

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

広報資料は、次の要領により収集する。

- ① 町本部長は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、第2庶務班員を直接現場に派遣して取材するほか、本部員をして資料を収集させる。
- ② 広報資料の収集にあたっては、特に災害の原因、経過推移を知ることができる写真、動画等の収集に努める。

- ③ 前記により収集した資料については撮影日時、地名等を明らかにした付表を附して「災害原稿」と朱書し、第2庶務班において管理保管する。

(2) 広報資料の提供

町本部長は、県本部長及び防災関係機関に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに適宜に更新する。

(3) 町民に対する広報

① 広報の内容

災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の町民等に必要な広報を的確に行う。

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 災害発生時の注意事項
- ウ 避難指示等の発令状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 医療機関の被災情報及び活動状況
- カ 給食、給水の実施
- キ 毛布等の生活関連物資の配給
- ク 安否情報
- ケ ライフラインの応急復旧の見通し
- コ 生活相談の受け付け
- サ 各災害応急対策の実施状況
- シ その他の生活関連情報

② 広報の方法

ア 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

イ 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね次の方法により実施する。

防災行政無線、広報車、広報紙、インターネット、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞、緊急速報メール、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）等

ウ 災害広報の実施者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

③ 広報の時期

町民に対するきめ細やかな情報提供として、以下の時期と広報内容を基準として町民への情報提供を行う。

広報時期 の目安	広報内容	情報源
可能な限り 早期	災害対策本部の確立	総務部
	地震関連情報	総務部
	町民への注意のよびかけ	総務部

24 時間後	町長からのメッセージ	総務部
	被害概況（人的被害）	総務部
	町民への協力よびかけ（下記事項から）	—
	地震関連情報	総務部
	二次災害防止情報	建設部、消防防災部
	医療機関の開業情報	健康子ども部
	指定避難所及び福祉避難所の設置情報	総務部
	断水・給水に関する情報	上下水道部
	食料、生活関連物資の配布情報	財政部、政策企画部
	トイレ情報	町民部
	停電・通電に関する情報	総務部
	電話に関する情報	総務部
	道路交通に関する情報	建設部
	公共交通情報	建設部
	教育に関する情報	学校教育部
48 時間後	同上最新情報	—
	応援機関の活動情報	総務部
	遺体の安置情報	町民部
	応急危険度判定活動情報	都市計画部
	一般ボランティア募集情報	町社会福祉協議会
72 時間後	同上最新情報	—
	ごみ、がれきの処理に関する情報	町民部、建設部
	店舗等の営業情報	水産商工部
4 日後	同上最新情報	—
	り災証明書発行情報	税務部
	住宅対策情報	建設部
5 日後	同上最新情報	—
※ 以降、災害の状況に応じて実施する。 ※ 重要な情報がある場合は、適宜、広報を実施する。 ※ 適時、障がい者、外国人に配慮した広報を行う。		

(4) 報道機関への発表

- ① 災害情報の報道機関への発表は、町本部長が必要と認める情報について行う。
- ② 発表は、原則として、総務部が宮古記者クラブに対して行う。

2 広聴活動

- (1) 町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長は、庁舎内に相談窓口を、指定避難所及び福祉避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第7節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- (1) 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- (2) 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- (3) 町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- (4) 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送に当たっては、県及び町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所及び福祉避難所へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- (5) 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
釜石海上保安部	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制
三陸国道事務所	1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示
県警察本部 (公安部交通規制課)	1 県内の道路に係る交通規制 2 災害対策基本法に基づく道路管理者に対する区間指定の要請 3 緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出の受付及び審査 4 緊急通行車両確認証明書及び規制除外車両確認証明書の交付
山田郵便局	1 災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
三陸鉄道(株)	1 鉄道車両による緊急輸送
岩手県北自動車(株)山田支所	1 トラック、バス等の車両による緊急輸送
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
総務部	第2庶務班	1 災害応急対策の実施に係る緊急輸送の総括 2 防災ヘリ及び自衛隊機による航空輸送の要請
財政部	車両班	1 町有車両等の集中管理及び配車 2 町有車両用燃料の確保 3 運送事業者等に対する陸上輸送の要請
水産商工部	水産班	1 漁船による海上輸送の要請 2 漁港に係る応急復旧 3 災害対策基本法に基づく車両の移動等
長寿福祉部	総務班	1 日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請
建設部	土木工務班	1 町管理道路に係る交通規制 2 災害対策基本法に基づく車両の移動等
各 部	各 班	1 所掌応急対策業務にかかる人の移送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、県本部長に報告する。

2 防災拠点の指定

- (1) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる輸送拠点及び交通拠点を定める。
- (2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。
 - ① 防災拠点
庁舎その他町有施設、山田消防署、県立山田病院、宮古警察署山田交番等
 - ② 物資集積拠点
中央公民館、旧山田高校体育館、災害備蓄倉庫、旧荒川小学校、ふれあいパーク山田
 - ③ 輸送拠点
 - ア 陸上輸送拠点
中央公民館、旧山田高校体育館、災害備蓄倉庫、町総合運動公園
 - イ 海上輸送拠点
大沢漁港、山田漁港、織笠漁港、船越漁港、大浦漁港、小谷鳥漁港
 - ウ 航空輸送拠点
県立山田高等学校グラウンド、航空自衛隊山田分屯基地、豊間根小学校校庭、旧山田北小学校校庭、旧船越小学校校庭、町総合運動公園ラグビー・サッカー場
- (3) 交通拠点
庁舎、山田消防署、県立山田病院、宮古警察署山田交番、中央公民館、旧山田高校体育館、災害備蓄倉庫、町総合運動公園、大沢漁港、山田漁港、織笠漁港、船越漁港、大浦漁港、小谷鳥漁港、県立山田高等学校グラウンド、航空自衛隊山田分屯基地、豊間根小学校校庭、旧山田北小学校校庭、三陸沿岸道路山田 IC・山田南 IC・山田北 IC

3 緊急輸送道路の指定

町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

- (1) 他市町村と町内を結ぶ幹線道路
- (2) 防災拠点、輸送拠点及び交通拠点へのアクセス道路
- (3) 上記道路の代替道路

防災拠点等	路線名	指定区間
庁舎・中央公民館	中央・八幡線	45号（中央町507-4）～八幡町409-1
県立山田病院	織笠・外山線、細浦・柳沢線	45号（織笠12-2-9）～飯岡1-21-1
旧山田高校体育館	関口線	45号（中央町504-2）～山田16-9-10
旧荒川小学校	白山・船石線、荒川小学校前線	豊間根20-37-3～荒川4-83-2
総合運動公園	総合運動公園線	45号（大沢4-20-138）～大沢13-203-2
山田漁港	国道海岸線	45号（中央町631）～川向町501-3
船越漁港	長林・大浦線、浦の浜・田の浜線、田の浜新開地3号線、前須賀・タブの木荘線	45号（船越6-75-1）～船越15-54-2
小谷鳥漁港	長林・大浦線、大浦南線、大浦・小谷鳥線	45号（船越6-75-1）～船越19-146
航空自衛隊山田分屯基地	総合運動公園線	45号（大沢4-20-138）～大沢13-203-2
旧山田北小学校	細浦・柳沢線、都市計画道路柳沢北浜線	45号（山田2-9-1）～山田13-44-2
山田消防署	境田南線	45号（境田町14-24）～飯岡1-21-4
宮古警察署山田交番	織笠・外山線、細浦・柳沢線	45号（織笠12-2-9）～飯岡1-21-3
災害備蓄倉庫	下田名部線、田名部・新田線	45号（豊間根8-94-6）～豊間根10-124-2
ふれあいパーク山田	国道45号	45号（船越3-10-4）～船越6-141
大沢漁港	川向・上条線	45号（大沢1-44-10）～大沢2-52-3
織笠漁港	跡浜海岸南側線	45号（織笠12-200-4）～織笠11-300-2
大浦漁港	長林・大浦線	45号（船越6-75-1）～船越21-127-6
県立山田高校グラウンド	織笠・外山線、山田高等学校線	45号（織笠12-2-9）～織笠14-60-20
豊間根小学校	豊間根・関口線	45号（豊間根6-116-1）～豊間根7-58-1
旧船越小学校	長林・大浦線、浦の浜・田の浜線	45号（船越6-75-1）～船越10-45

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開（雪害においては除雪を含む。）及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ町内における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業会等と応援協定を締結するなど災害時における道路啓開（雪害においては除雪を含む。）及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

- ① 道路上のがれき等の障害物の除去による道路啓開を行う。
- ② 段差、亀裂及び陥没等を応急復旧する。
- ③ 落橋した場合には、被災状況に応じて組立式の仮橋、あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

道路管理者等は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡を取りながら、次の区分により、交通規制を実施する。

① 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

② 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

③ 第3次交通規制

道路状況に応じて、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 規制の内容

- ① 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- ② 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- ③ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官等が自らその措置を行う。
- ④ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- ① 道路管理者等は、交通規制を実施した場合は、原則として「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。
- ② 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。
また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。

- ③ 規制標識には、次の事項を表示する。
 - ア 禁止又は制限の対象
 - イ 規制する区域、区間
 - ウ 規制する期間
 - エ 規制する理由
- ④ 道路管理者は、一般交通に支障が生じないよう災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- ⑤ 道路管理者は、規制地周辺において、車両広報により規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡を取り、交通規制に係る放送を依頼する。
- ⑥ 道路管理者等は規制を行った場合、防災関係機関に速やかに連絡を行う。
- (4) 報告の系統
 - ① 道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者及び防災関係機関に速やかに連絡するとともに、住民への周知に努める。
 - ② 警察関係機関は、交通規制を行った場合は、県本部長に報告し、及び道路管理者に通知するほか、関係機関に情報提供を行うとともに、住民への周知に努める。
 - ③ 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。
 - ④ 災害時等における規制の根拠は、おおむね次による。
 - ア 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）
 - イ 道路法に基づく規制（同法第46条）
 - ウ 道路交通法に基づく規制（同法第4条～第6条）
- (5) 緊急通行車両等確認証明書の交付
 - ① 県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、審査の上、届出済証明を交付する。また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両の事前届出受理簿に登載しておく。
 - ② 緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（防災課）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。
 - ア 番号標に標示されている番号
 - イ 輸送人員又は品名
 - ウ 使用者の住所及び氏名
 - エ 輸送日時
 - オ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）
 - ③ 届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。
 - ア 当該車両を使用して行う業務を証明する書類
 - イ 届出済証
 - ④ 県本部長及び県公安委員会は、緊急車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別紙様式第2及び第3に定める標章及び証明書を交付する。

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を

指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 町は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、国又は県の道路管理者に対し必要な要請を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 町本部長及び防災関係機関の長は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者・関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員及び物資等の範囲は、次のとおりである。
 - ① 応急復旧対策に従事する者
 - ② 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ③ 食料、飲料水その他生活必需品
 - ④ 医療品、衛生資材等
 - ⑤ 応急復旧対策用資機材
 - ⑥ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

- (1) 車両の確保
 - ① 町及び防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
 - ② 町本部長はその保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあつせんを要請する。
- (2) 燃料の確保

町本部長は、緊急通行車両の通行の確保のため、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部、東北経済産業局又は岩手県災害対策本部に燃料の確保を要請する。
- (3) 町本部における自動車輸送
 - ① 公用車の集中管理
 - ア 災害対策本部設置後は、原則として、財政部において公用車を集中管理する。
 - イ 各部は、直ちに財政部に車両等の管理の移管及び運転手の配置換を行う。
ただし、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。
 - ウ 各部長は公用車を使用する場合は、財政部長に申し込む。
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。
 - (ア) 輸送貨物の所在地
 - (イ) 輸送貨物の内容、数量

- (ウ) 輸送先
- (エ) 輸送日時
- (オ) 荷送人
- (カ) 荷受人
- (キ) その他参考事項

② 運送事業者の保有する自動車の調達

町本部長は、応急対策業務を遂行する上で、町所有の自動車では対応が困難と認めるときは、運送事業者に対し協力要請する。

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

- ① 次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。
 - ア 陸上輸送が途絶したとき。
 - イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき。
 - ウ 船舶以外の輸送方法がないとき。
- ② 海上輸送を行う場合に利用する漁港等は、次のとおりである。

地 域 別	港湾等の名称	地 域 別	港湾等の名称
山 田	山田漁港	船 越	船越漁港
大 沢	大沢漁港	大 浦	大浦漁港
織 笠	織笠漁港	小谷島	小谷島漁港

(2) 船舶の確保

- ① 町本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局長又は岩手運輸支局長に対し、船舶の供給を要請する。
- ② 供給の要請は、次の事項を明示して、県本部長を通じて行う。
 - ア 要請理由
 - イ 輸送貨物の所在地
 - ウ 輸送貨物の内容、数量
 - エ 輸送先
 - オ 輸送日時
 - カ 荷送人
 - キ 荷受人
 - ク 経費支弁の方法
 - ケ その他参考事項

- ③ 町本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、町内漁業協同組合の長に対して、漁船の供給を要請する。

(3) 巡視船艇の出動又は派遣

- ① 町本部長は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。
- ② 出動等の要請は、次の事項を明示して、釜石海上保安部長を通じて行う。
 - ア 申請の理由

- イ 輸送貨物の所在地
- ウ 輸送貨物の内容、数量
- エ 輸送先
- オ 輸送日時
- カ 荷送人
- キ 荷受人
- ク その他参考事項

4 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ① 人命、身体の保護上緊急を要するとき。
- ② その他、輸送又は移送に緊急を要するとき。

(2) 航空機の確保

町本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

- ① 要請理由
- ② 輸送貨物の所在地
- ③ 輸送貨物の内容、数量
- ④ 輸送先
- ⑤ 輸送日時
- ⑥ 荷送人
- ⑦ 荷受人
- ⑧ 着陸希望場所及びその状況
- ⑨ その他参考事項

(3) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準は、別図のとおりである。

(4) ヘリポートの現況

町におけるヘリポートの現況及びヘリポート候補地は、次のとおりである。

ヘリポートの現況及び候補地

施 設	大 き さ		町役場までの距離 (km)
	縦 (m)	横 (m)	
県立山田高等学校グラウンド	160	170	2.4
航空自衛隊山田分屯基地	35	45	9.4
豊間根小学校校庭	95	65	10.0
旧山田北小学校校庭	120	50	1.7
旧船越小学校校庭	105	80	6.1
県立船越家族旅行村水辺公園	106	42	5.3

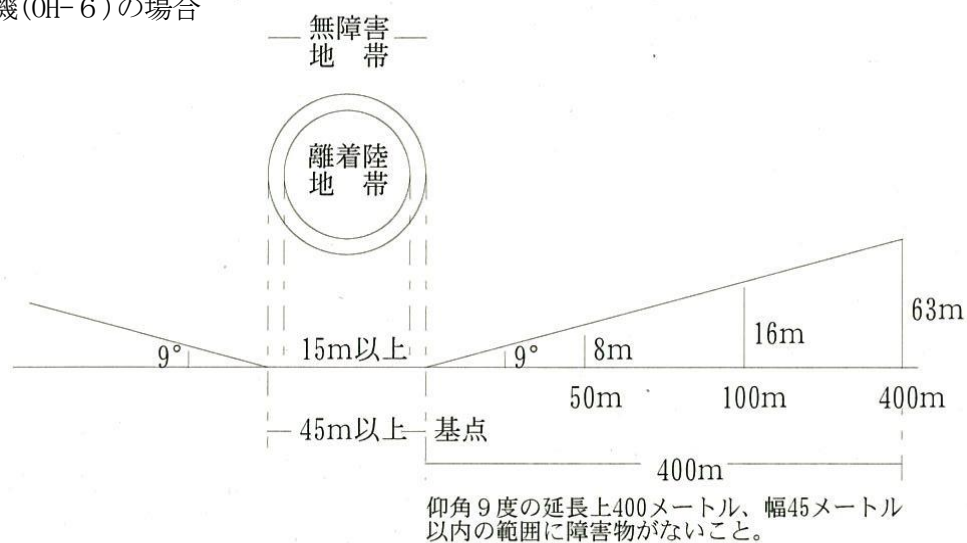
【参考】山田町管内ドクターヘリランデブーポイント・・・旧大浦小学校、陸中海岸青少年の家、旧轟木小学校、山田消防署、旧荒川小学校、山田高等学校、旧山田北小学校、豊間根小学校、旧船越小学校、旧豊間根中学校、旧大沢小学校

別図 ヘリポートの設置基準

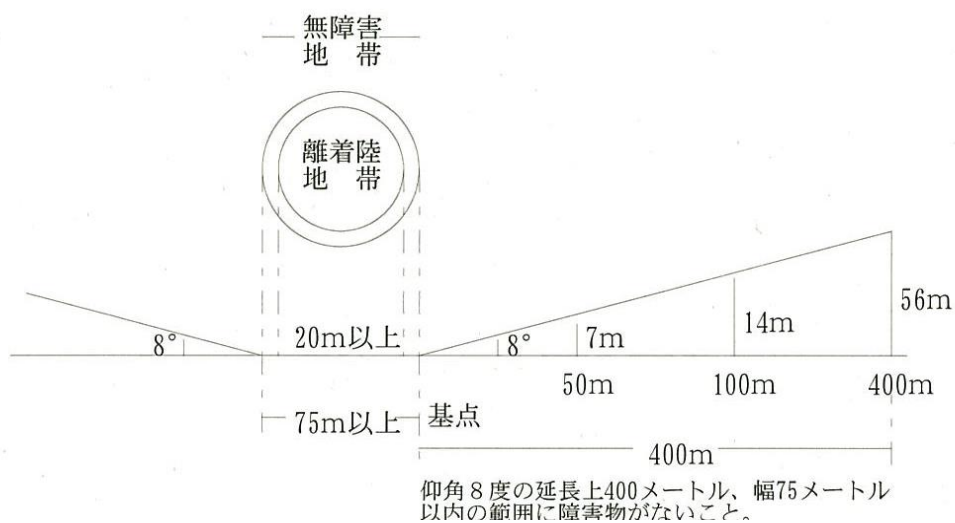
1 離着陸地帯及び無障害地帯

(1) 自衛隊のヘリコプター

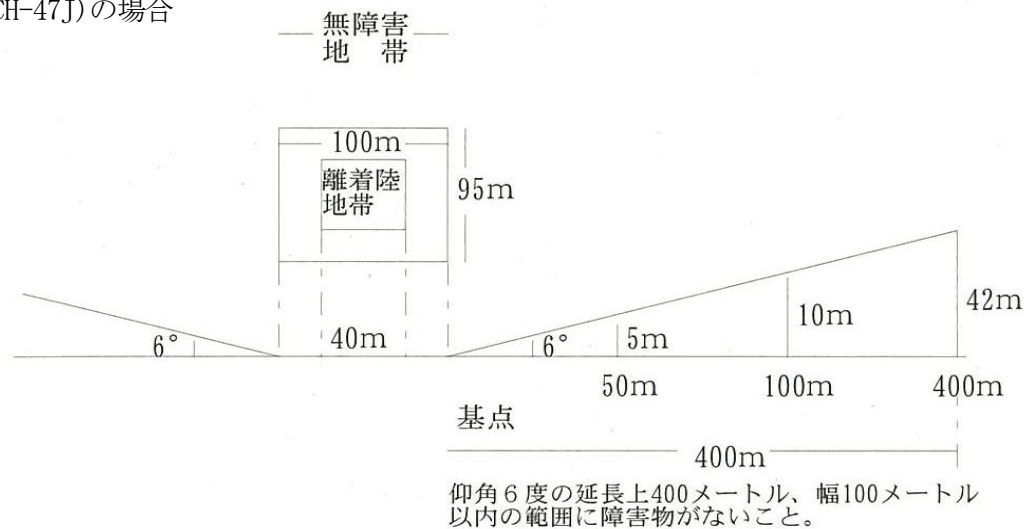
① 小型機(OH-6)の場合



② 中型機(UH-1)の場合



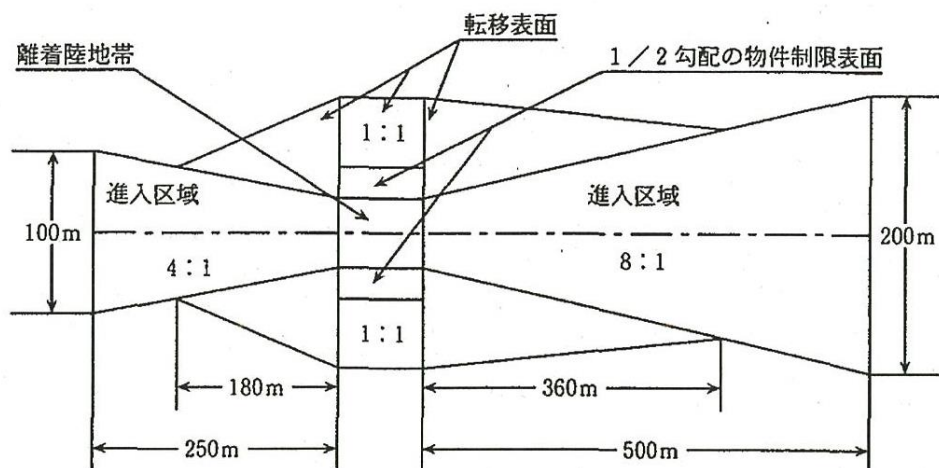
③ 大型機(CH-47J)の場合



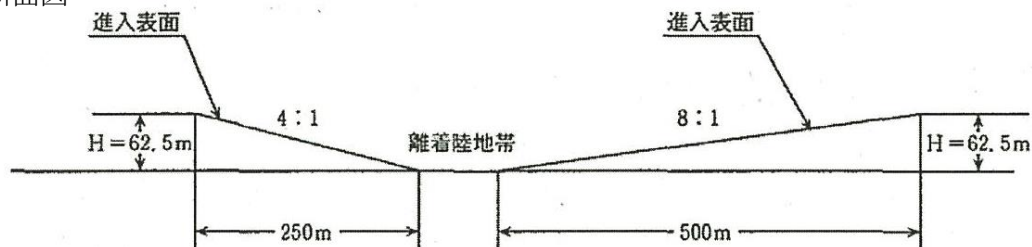
(2) 自衛隊以外のヘリコプター

回転翼航空機の場合の進入区域、進入方面、転移表面の略図

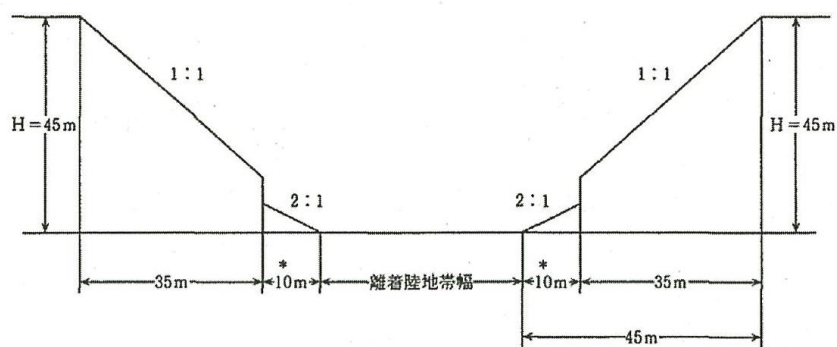
① 平面図



② 進入方面断面図

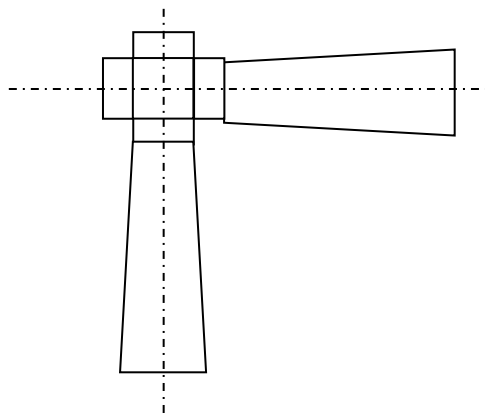


③ 転移表面断面図



* 離着陸地帯の外側10mの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

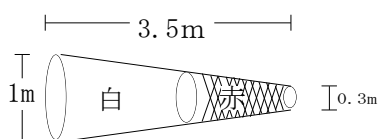
④ 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



2 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗を立てる。

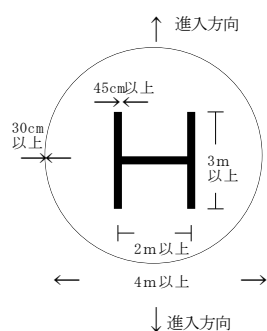
吹流しの基準



3 着陸中心点

着陸中心点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示す。

H記号の基準



4 危険予防の措置

(1) 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行の障害となるおそれのある範囲には立ち入らない措置を講ずる。

(2) 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずる。

(3) 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備する。

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- (1) 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- (2) 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防ぎょ計画を定める。
- (3) 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- (4) 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- (5) 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく消防活動の支援
消防機関	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立ち入りの制限等

(町本部の担当)

部	担当業務
消防防災部	1 消防活動

第3 実施要領

1 町本部長の措置

- (1) 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により大規模火災防ぎょ計画を定める。
 - ① 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、指定避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道

機関等の施設を重要対象物として指定する。

② 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめその地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2) 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

(3) 町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

(4) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(5) 町本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(6) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

① 消防機関の長は、あらかじめ非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

② 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

ア 消防職員・団員に対する出動準備命令

イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

ウ 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

③ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

④ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

① 消防機関の長は、町民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

- ② 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
 - エ 火災が著しく多発し、町民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - オ 多数の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょを優先する。
- (3) 救急・救助活動
 - ① 消防機関の長は、あらかじめ医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
 - ② 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
 - ③ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。
- (4) 避難対策活動
 - ① 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。
 - ② 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
 - ③ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。
 - ④ 町民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。
また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
 - ⑤ 要支援者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、自治会等住民組織等のコミュニティ組織等と連携を図り、要支援者の居所の把握、連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめその活動計画を定める。
- (6) 消防警戒区域等の設定
 - ① 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
 - ② 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発

生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(7) 措置命令

消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(8) 消防相互応援協定

消防相互応援を行う消防本部は、次のとおりである。

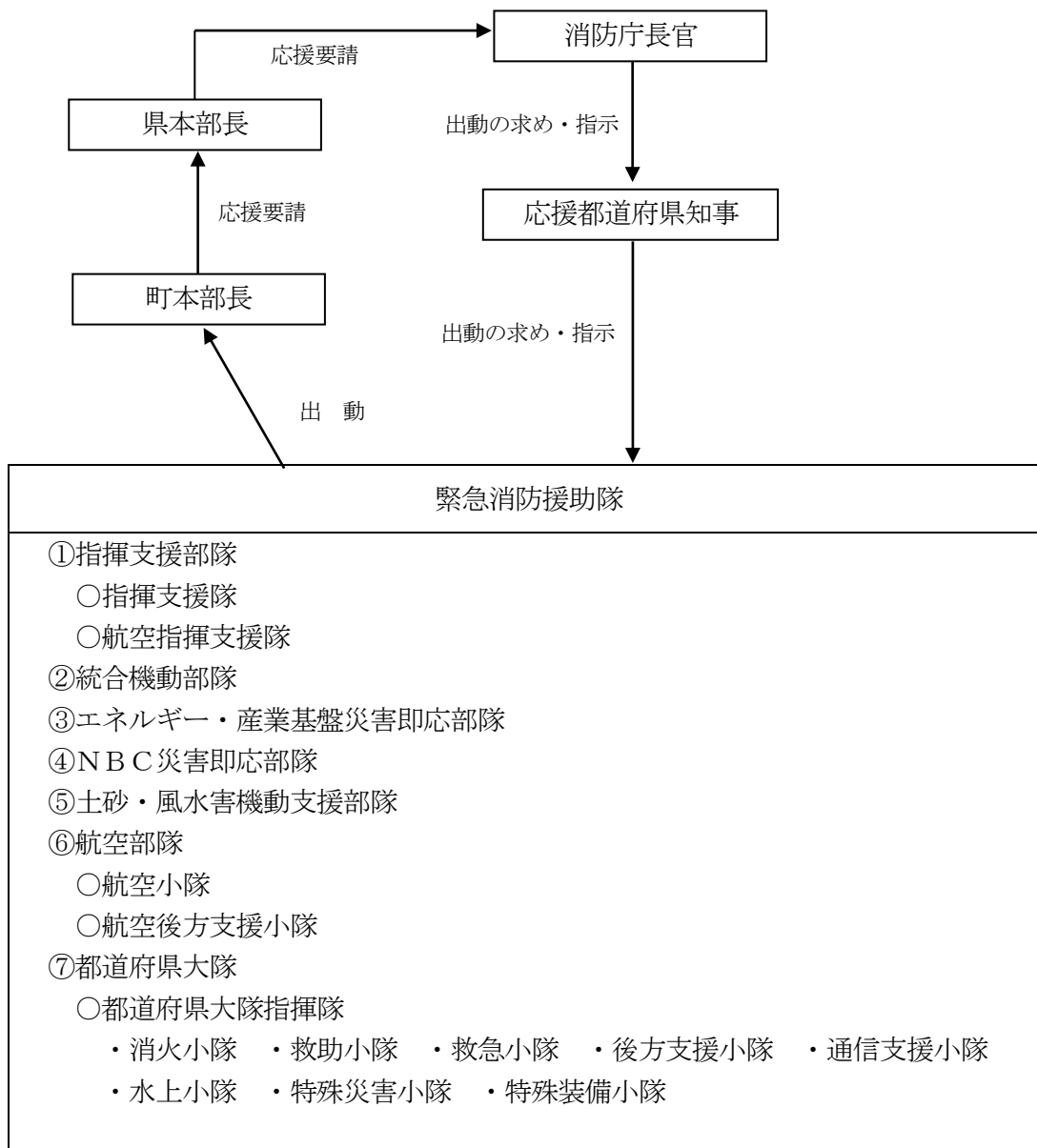
消防本部名	時間帯別	連絡窓口	NTT等加入電話	地域衛星ネットワーク
盛岡地区広域消防組合消防本部 【代表消防機関】	昼	警防課	電話 019-626-7402 FAX 019-651-9916	電話 003-111-22-414-1 FAX 003-111-22-414-9
	夜	通信指令課	電話 019-622-2175 FAX 019-626-4016	電話 003-111-22-414-2 FAX -
一関市消防本部 【代表消防機関代行】	昼	消防課	電話 0191-25-0119 FAX 0191-25-5922	電話 003-111-22-534-1 FAX 003-111-22-534-9
	夜			
宮古地区広域行政組合消防本部	昼	消防課	電話 0193-71-1159 FAX 0193-71-1251	電話 003-111-22-466-1 FAX 003-111-22-466-9
	夜	指令課	電話 0193-77-5019 FAX 0193-62-9008	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	昼	釜石消防署	電話 0193-22-2525 FAX 0193-22-2166	電話 003-111-22-453-1 FAX 003-111-22-453-9
	夜			
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	昼	指令室	電話 0197-24-7211 FAX 0197-23-6009	電話 003-111-22-526-1 FAX 003-111-22-526-9
	夜			
久慈広域連合消防本部	昼	消防課	電話 0194-53-0119 FAX 0194-53-3115	電話 003-111-22-487-1 FAX 003-111-22-487-9
	夜	久慈消防署		
花巻市消防本部	昼	消防課	電話 0198-22-6123 FAX 0198-22-5549	電話 003-111-22-495-2 FAX 003-111-22-495-9
	夜	通信指令課	電話 0198-24-2119 FAX 0198-24-0551	
北上地区消防組合消防本部	昼	指令室	電話 0197-64-1122 FAX 0197-65-4621	電話 003-111-22-502-1 FAX 003-111-22-502-9
	夜			
大船渡地区消防組合消防本部	昼	消防課	電話 0192-27-2119 FAX 0192-27-7414	電話 003-111-22-555-2 FAX 003-111-22-555-9
	夜	大船渡消防署		電話 003-111-22-555-1 FAX 003-111-22-555-9
遠野市消防本部	昼	警防課	電話 0198-62-4311 FAX 0198-62-2271	電話 003-111-22-563-1 FAX 003-111-22-563-9
	夜	通信指令課	電話 0198-62-4311 FAX 0198-62-9922	

陸前高田市消防本部	昼	通信室	電話 0192-54-2119 FAX 0192-55-2648	電話 003-111-22-556-1 FAX 003-111-22-556-9
	夜			電話 003-111-22-556-2 FAX 003-111-22-556-9
二戸地区広域行政事務組合 消防本部	昼	消防課	電話 0195-23-7119 FAX 0195-25-5899	電話 003-111-22-434-2 FAX 003-111-22-434-9
	夜	二戸消防署	電話 0195-23-7119 FAX 0195-26-9120	電話 003-111-22-434-1 FAX 003-111-22-434-9

3 緊急消防援助隊

- (1) 県本部長は、町本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。
- (2) 県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。
- (3) 緊急消防援助隊は、本部支援室との連携を図り、必要に応じ総合調整所において防災関係機関相互の連絡調整等を行い活動にあたるものとする。
- (4) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。
- (5) 緊急消防援助隊は、町本部長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。
また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- (6) 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」を登録する。(消防組織法第45条に基づく登録部隊)

※ 緊急消防援助隊の出動



4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、町本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあつせんを行う。

第9節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- (1) 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災津波による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- (2) 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 河川等の監視及び沿岸地区の警戒 2 津波警報等発令時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
県本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく水防活動

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
消防防災部	消防防災班	1 河川等の監視及び沿岸地区の警戒
建設部	土木工務班	1 浸水対策用資機材の緊急調達 2 所管する堤防、水門等の応急復旧

第3 実施要領

1 監視、警戒活動

町本部長は、津波警報等が発表された場合及び震度4以上を観測し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、直ちに河川等の監視及び沿岸地区の警戒に当たる。

2 水門等の操作

水門、陸閘等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波警報等が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、自動一斉閉鎖により閉鎖する。管理者は、何らかの事情により自動一斉閉鎖が行われない又は手動一斉閉鎖の必要が生じた

場合は、手動一斉閉鎖により閉鎖を行う。

3 浸水対策用資機材の確保

町本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど確保を図る。

町本部長は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、地方支部土木班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

4 浸水防止応急復旧活動

(1) 河川、海岸

各管理者は、地震により堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。

各管理者は、地震により水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(2) 農業施設

各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

5 消防団の活動と安全管理

(1) 趣旨

地震・津波などの大規模災害では、消防団員が自らの命を守ることが、その後の消防団活動において多くの命を救う基本である。そのことを念頭に、任務を最大限に発揮するため、消防団活動については、退避行動等その安全性を定めた「地震・津波災害時における消防団活動の安全管理マニュアルについて（平成24年9月11日）」により行うこととする。

(2) 退避ルールと情報伝達手段

① 退避ルール

ア 津波浸水区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、退避を優先する。

イ 気象庁から津波到達予想時刻が発表されたなら、「津波到達予想時刻」の15分前には、津波浸水予想区域外の安全な場所に退避を完了すること。

ウ 団指揮本部や分団長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。

エ 隊長等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合いでの津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと。

② 情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線のほか車両のサイレン、半鐘及びハンドマイクなどを含め複数の情報手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておく。（合図については分団の申し合わせによる。）

第10節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- (1) 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- (2) 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (4) 町その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

なお、応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

- (5) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- (6) 町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点的確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- (7) 平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (8) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (9) 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- (10) 町は、訓練等を通じて被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (11) 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。
- (12) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 町の区域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
釜石海上保安部	1 海上保安部署の保有する船艇及び航空機の派遣
東北総合通信局	1 非常通信協議会の協力を得て行う通信の確保に必要な措置
東北地方整備局	1 東北地方における災害時の相互応援に関する申合せに基づく応援
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 県知事からの災害派遣要請に基づく、人命又は財産保護に係る部隊派遣
盛岡地方気象台	1 県災害対策本部等での防災気象情報の解説
日本赤十字社岩手県支部	1 災害救助法適用時における救助の実施に係る協力
報道機関	1 県知事からの要請に基づく、災害放送の実施
三陸鉄道(株)	1 救援物資及び被災者の輸送協力
岩手県北自動車(株)山田支所	
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	1 プロパンガスの供給等

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
総務部	第1庶務班	1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援
財政部 政策企画部	物資班	1 物資の調達、支給

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

(1) 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

- ① 市町村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

- ② 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

- ③ 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

- ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- イ 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
- カ 被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせん
- キ その他、特に要請のあった事項

- ④ 被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

- ⑤ 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

- ⑥ 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 相互応援協定の締結

- ① 町は、大規模災害時において、独自では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定を締結する。

② 相互応援協定は、おおむね次の事項を定める。

- ア 連絡の窓口
- イ 応援の種類
- ウ 応援要請の手続
- エ 応援の自主出動
- オ 応援経費の負担
- カ 資料の交換
- キ その他協定の実施に必要な施行細目

③ 町は、協定を締結する他市町村に対する支援を速やかに行えるよう、各課においてあらかじめ派遣候補者の人選を進めておく。同時に、東日本大震災での経験に基づき、支援の際に持参すべき装備・備品をあらかじめ検討し準備を進めておく。

④ 町が現在、締結している相互応援協定は、次のとおりである。

No.	協定締結先	協定名
1	県内市町村	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定
2	国土交通省東北地方整備局	災害時の情報交換に関する協定
3	秋田県仙北市	災害時相互応援協定
4	北海道池田町	災害時相互応援協定
5	青森県平川市	災害時相互応援協定
6	青森県南部町	災害時相互応援協定
7	長野県千曲市	災害時相互応援協定
8	千葉県香取市	災害時相互応援協定
9	静岡県富士宮市	災害時相互応援協定

(3) 県に対する応援要請

① 町本部長は、大規模災害時において、近隣町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。

② 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

2 団体等との協力

町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と、応援協定を締結するなど災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

町が現在、締結している協定は、次のとおりである。

No.	協定締結先	協定等名
1	(一社)宮古医師会	災害時の医療救護に関する協定
2	東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	災害時における電力復旧作業の協力体制に関する協定

3	岩手県石油商業協同組合	災害時における応急対策用燃料調達に関する協定
4	宮古薬剤師会	大規模災害時における医薬品等の優先供給に関する協定
5	山田地区建設業会	災害時における応急対策業務に関する協定
6	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定
7	日立建機日本(株)	災害時における資機材供給に関する協定
8	岩手県生活衛生同業組合中央会	災害時における救助に関する協定
9	社会福祉法人正受会	福祉避難所の設置運営に関する協定
	社会福祉法人親和会	
	(株)メイト	
	(有)ヘルパーはうす	
	(有)すずらん介護事業所	
	(株)ウェルファー	
10	(有)介護施設あお空	福祉避難所における人員協力要請に関する協定
	医療法人晃生会	
	社会福祉法人山田町社会福祉協議会	
	(有)あすなろ	
	(有)山崎タクシー	
11	特定非営利活動法人石峠宅老所	福祉避難所における福祉用具等物資の提供協力に関する協定
	社会福祉法人日本福祉用具供給協会	
12	宮古歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関する協定
13	ヤマト運輸株式会社	災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定
14	(一社) 日本防災防犯自販機推進機構	災害対応型自動販売機の設置に関する協定
15	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	災害時における飲料供給に関する協定
16	三菱自動車工業 (株)	災害時における電動車両等の支援に関する協定
17	日本郵便株式会社 東北支社	山田町と日本郵便との包括連携に関する協定
18	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定
19	株式会社トップクルー	災害時等における無人航空機による業務協力に関する協定
20	株式会社テルコーポレーション	災害時等における宿泊施設等の提供に関する協定
21	一般社団法人水産土木建設技術センター	漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定
22	一般社団法人岩手県産業資源循環協会	災害時における廃棄物の処理等に関する協定
23	社会福祉法人山田町社会福祉協議会	山田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定
24	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定

3 広域防災拠点との連携

県が大規模災害時の応急対策として広域防災拠点を開設したとき、町は、県災害対策本部及び広域防災拠点並びに後方支援拠点との連携を図るものとする。

拠点区分	エリア名	施設名
広域防災拠点	盛岡・花巻	盛岡市 盛岡市アイスアリーナ、国立大学法人岩手大学。 滝沢市 滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター・アピオ、岩手県職員総合グラウンド。 雫石町 雫石総合運動公園。 矢巾町 岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター。 花巻市 日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館。
後方支援拠点	遠野	遠野運動公園、遠野市総合防災センター、遠野風の丘。

4 消防活動に係る相互協力

大規模災害時における消防隊の派遣による相互応援については、【震災・津波対策編 第2章 第8節 消防活動計画】に定めるところによる。

5 経費の負担方法

国及び他の地方公共団体から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

その他の防災関係機関、団体等が町に協力した場合における経費負担については、事前に相互協議して定める。

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- (1) 町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救護及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、県本部長に対し、自衛隊に対する災害派遣の要請の依頼をする。
- (2) 町本部長は、自衛隊の受入体制を整備し、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 町の区域の災害に係る自衛隊災害派遣の依頼
県本部長	1 県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 県知事等の要請に基づく災害派遣

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
総務部	第2庶務班	1 自衛隊に対する派遣要請及び受入れ 2 受入施設管理者との調整

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜 間（休日を含む）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 490
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222
航空自衛隊	北部航空方面隊 司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2354	SOC 当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容	町計画の該当章節 ※編の記載がない 項目は第2編
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害状況の把握をする。	第2章第5節
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第2章第15節
遭難者等の捜索 救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。	第2章第15節 第2章第23節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第2章第9節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第2章第8節
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第2章第22節
応急医療、救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第2章第16節 第2章第21節

人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第2章第7節
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。	第2章第18節 第2章第19節
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。	第2章第17節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第4編第4章第2節
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第2章第4節

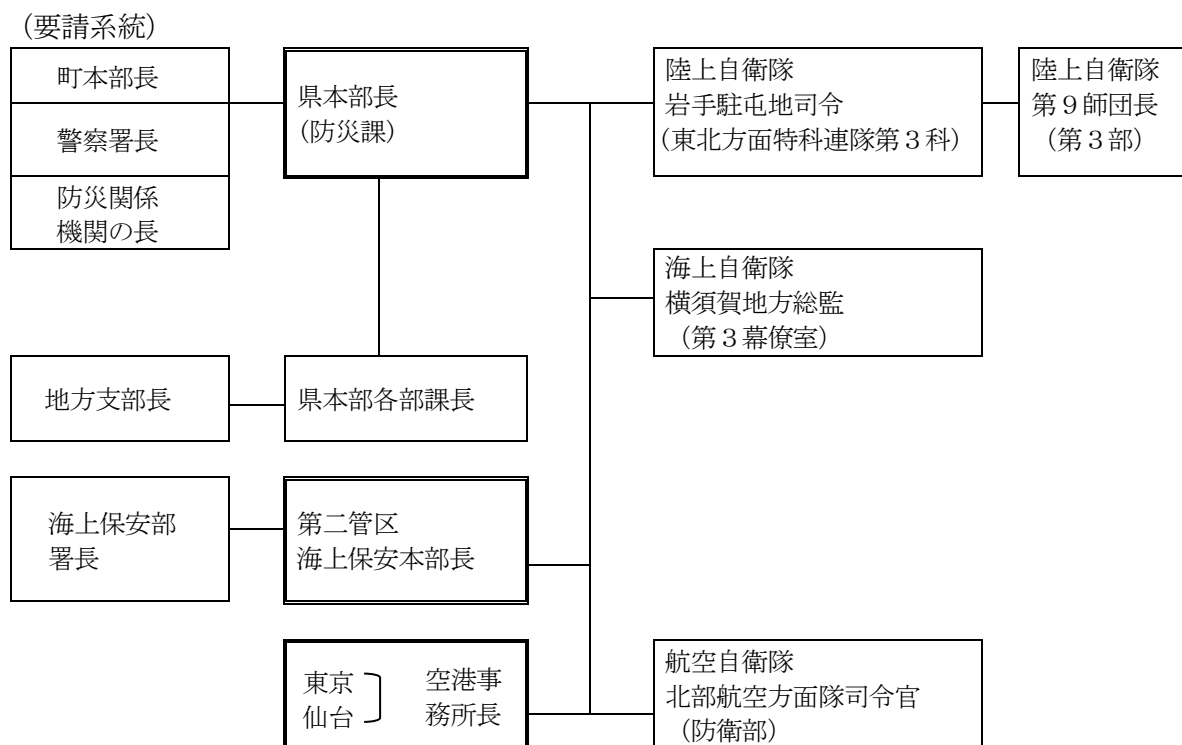
4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

- ① 町本部長及びその他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、町だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に、口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。
 - ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）
- ② 町本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- ③ 町本部長及び防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県本部長に変更の手續を申し出る。
- ④ 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に県本部長に申し出る。

(2) 撤収の要請

町本部長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。



注) 1 は災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。

2 町本部長は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 町本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

- ① 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- ② 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- ③ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるよう、あらかじめ準備する。
- ④ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。
 - ア 災害情報の収集及び交換
 - イ 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
 - ウ 町等の保有する資機材等の準備状況
 - エ 自衛隊の能力、作業状況
 - オ 他の災害復旧機関等との競合防止
 - カ 関係市町村相互間における作業の優先順位
 - キ 宿泊及び経費分担要領
 - ク 撤収の時期及び方法

(2) 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

- ① 事前の準備
 - ア ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。

イ ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

ウ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。

エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

② 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。

イ ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。

エ ヘリポート付近の町民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

オ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。）は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。

この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。
 - ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - ② 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき。
 - ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - ④ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

7 災害派遣に伴う経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町及び防災関係機関が負担する。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費
- (4) 有料道路の通行料

負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- (1) 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- (2) 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- (3) 防災ボランティアの受付け、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、生活環境、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部山田町分区及び山田町社会福祉協議会との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整 7 災害中間支援組織との連絡調整
県本部長	1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部及び岩手県社会福祉協議会との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに係る関係機関との連絡調整 5 災害中間支援組織との連絡調整
日本赤十字社岩手県支部	1 防災ボランティア活動に係る日赤地区等との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る県との連絡調整
日本赤十字社岩手県支部 山田町分区	1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付け・登録、情報提供及び連絡調整
岩手県社会福祉協議会	1 防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る県との連絡調整 3 県内の防災ボランティア関係団体との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに係る関係団体との連絡調整
山田町社会福祉協議会	1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付け・登録、情報提供及び連絡調整
その他NPO・ボランティア等（職域、職能等）	1 防災ボランティア活動に係る日赤岩手県支部、日赤地区等、県社協、町社協及び災害中間支援組織との連絡調整

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
長寿福祉部	総務班	1 防災ボランティアの登録、要請、受入れに関すること 2 各団体等との連絡調整に関すること

第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 町本部長は、被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。
- (2) 町本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日本赤十字社岩手県支部山田町分区（以下本節中「日赤山田分区」という。）、山田町社会福祉協議会（以下本節中「町社協」という。）と連携して、ボランティア登録者に対して協力を要請する。
- (3) 町本部長は、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。
 - ① 防災ボランティアの活動内容及び人数等
 - ② 防災ボランティアの集合日時及び場所
 - ③ 防災ボランティアの活動拠点
 - ④ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
 - ⑤ その他必要な事項
- (4) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において災害ボランティアセンターを運営する者（町社協）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記し、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

2 防災ボランティアの受入れ

- (1) 町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。
- (2) 県から事務の委任を受けた町本部長は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- (3) 町社協は、災害時においては防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。
 - ① 防災ボランティア活動の内容
 - ② 防災ボランティア活動の期間及び活動区域

- ③ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
- ④ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- ⑤ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- ⑥ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- ⑦ その他必要な事項

3 防災ボランティアの活動内容

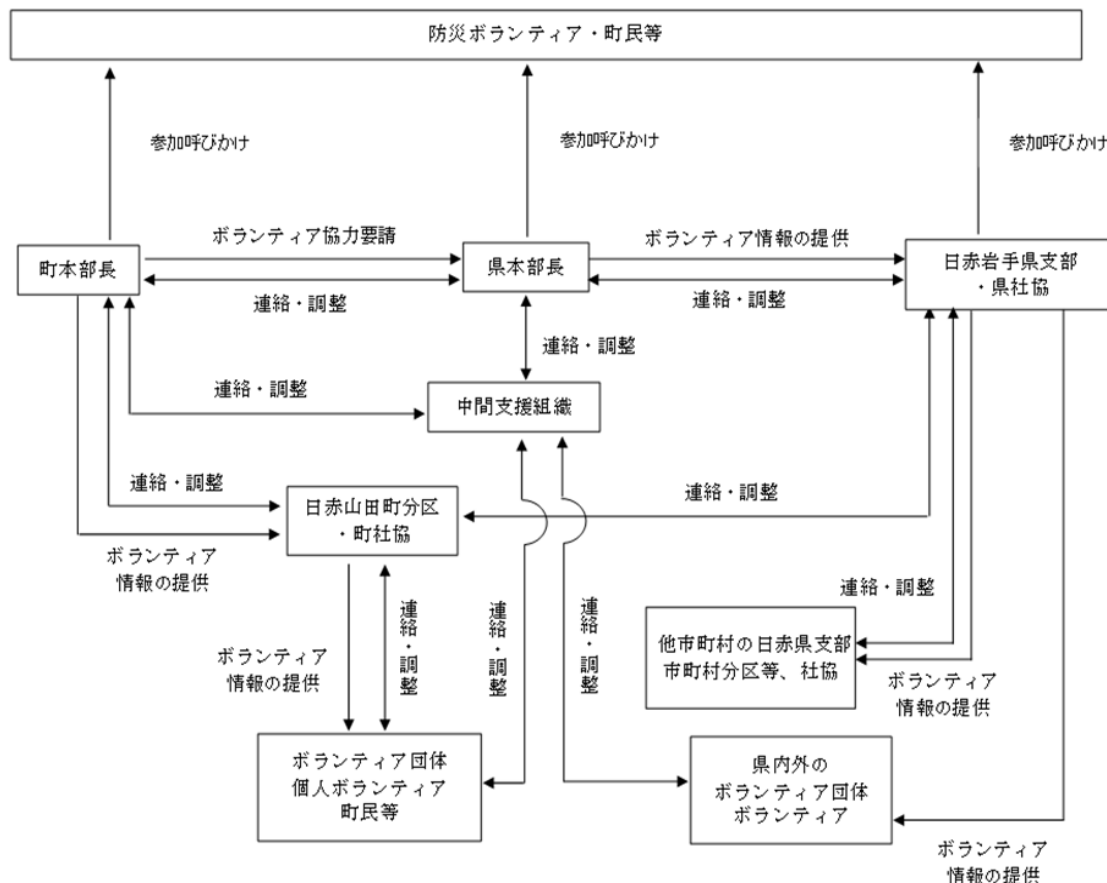
防災ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・ 炊き出し | ・ 話し相手 |
| ・ 清 掃 | ・ 引っ越し |
| ・ 後片付け | ・ 物資仕分け |
| ・ 安否確認、調査活動 | ・ 洗濯サービス |
| ・ 入浴サービス | ・ シート張り |
| ・ 募金活動 | ・ 負傷者の移送 |
| ・ 介 助 | ・ 物資搬送 |
| ・ 避難所の運営支援 | ・ 移送サービス |
| ・ 給食サービス | ・ その他、応急危険度判定、医療、無線 |
| ・ 理容サービス | の専門的知識等技術を活かした活動 |

4 ボランティア等に対する補償制度等

災害応急対策活動に従事し、そのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における補償としては、各種団体が行う「ボランティア保険（災害特約付）」制度がある。

ボランティア活動に係る連絡調整図



第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
県本部長	1 義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	1 義援金の募集及び受付
社会福祉法人岩手県共同募金会	1 義援金の募集及び受付

（町本部の担当）

部	班	担 当 業 務
財政部 政策企画部	物資班	1 義援物資の募集、受付及び配分
長寿福祉部	総務班	1 義援金の募集、受付及び配分

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受付

- ① 町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。
- ② 県本部長は、町本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について、周知する。
- ③ 県本部長は、大規模な災害の発生により町と連絡が取ることができない場合その他の必要と認める場合には、町において必要と推測される物資の募集について周知する。
- ④ 義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- ⑤ 町本部長及び日本赤十字社岩手県支部山田分区分は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- ⑥ 県本部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合において、義援物資の募集を停止又は一時停止し、それを周知する。

(2) 配分及び輸送

- ① 県本部で受け付けた義援物資の町に対する配分は、県本部において決定し、町の指定する場所に輸送し、引き渡す。
- ② 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被

災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受付

- ① 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。
- ② 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。
- ③ 町本部長及び日本赤十字社岩手県支部山田分区は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

3 海外からの支援の受入れ

- (1) 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合には、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。
- (2) 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、町本部長と連携を図る。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- (1) 町本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下本節中「法」という。）の適用を県本部長に要請する。
- (2) 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町本部長に委任する。
- (3) 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 指定避難所又は福祉避難所の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋 葬 8 死体の捜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
総務部 財政部 長寿福祉部	第2庶務班 財政班 総務班	1 法に基づく事務全般

第3 実施要領

1 法適用の基準

法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- ① 町の区域内における全壊、全焼、流失等により住家が滅失した世帯（以下本節中「被害世帯」という。）の数が次のいずれかに該当する場合

なお、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯と、住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。

また、全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。

ア 町の区域内の被害世帯が40世帯以上であるとき。

イ 県の区域内の被害世帯が1,500世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が20世帯以上であるとき。

ウ 県の区域内の滅失世帯が7,000世帯以上あった場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯数が滅失した場合

エ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合

- ② 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。

- ③ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれ生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とするとき。

2 法適用の手続

町本部長は、町の区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

法の適用基準となる被害世帯数については、【震災対策編 第2章 第5節 情報の収集、伝達計画】に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。

町本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
指定避難所又は福祉避難所の設置	第15節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第20節「応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の給与	第18節「食料供給計画」
飲料水の供給	第19節「給水計画」
被服、寝具その他生必需品の給与又は貸与	第17節「生活必需品供給計画」

医 療	第 16 節「医療・保健計画」
助 産	第 16 節「医療・保健計画」
被災者の救出	第 15 節「避難・救出計画」
被災した住宅応急修理	第 20 節「応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画」
学用品の給与	第 25 節「文教対策計画」
埋 葬	第 23 節「行方不明者の捜索及び遺体対策計画」
死体の捜索	
死体の処理	
障害物の除去	第 22 節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第 24 節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

災害救助法による救助の種類、程度及び期間等は、次のとおりである。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 350 円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	【建設型応急仮設住宅】 1 規格 1 戸当たり単身用（6 坪）、小家族用（9 坪）、大家族用（12 坪）を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は、別に定めるところによる。）	災害発生の日から 20 日以内着工	1 高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とする複数のものに供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 完成の日から最長 2 年（建築基準法 85 条） ※ 著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1 年を超えない期間ごとの延長が可能
		【賃貸型応急住宅】 1 規模は、世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる。 2 限度額 地域の実情に応じた額（実費）	災害発生の日から速やかに提供	1 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの 2 供与期間 最長 2 年（建設型応急住宅と同様） ※ 著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1 年を超えない期間ごとの延長が可能

炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	1人1日当たり 1,330 円以内	災害発生の日から 7 日以内	費用は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費・人件費は、別途計上				
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
	全 壊 全 焼 流 失	夏	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000
		冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬		10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
医 療	医療のみちを失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具当の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産のみちを失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	災害発生の日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	【準半壊以上（相当）】 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計				

被災した住宅の応急修理	【大規模半壊・中規模半壊・半壊】 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居住、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり 706,000 円以内	災害発生から3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）	1 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額・特別基準の設定はなし 2 いわゆる大規模半壊
	【準半壊】 災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり 343,000 円以内	災害発生の日から3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）	1 住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す。 2 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額・特別基準の設定はなし
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり 30,000 円 2 就職支度費 1件当たり 15,000 円	災害発生から1か月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上、支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具費及び通学用品費は1人当たり 小学校児童 5,200 円以内 中学校生徒 5,500 円以内 高等学校等生徒 6,000 円以内	災害発生の日から（教科書、教材）1か月以内（文房具及び通学用品は15日以内）	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 226,100 円以内 小人（12歳未満） 180,800 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、災害の状況から判断して既に死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,600 円以内 2 死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時 通常の実費 ・上記が利用出来ない場合 1体当たり 5,700 円 3 救護班により検案できない場合 当該地域の慣行料金の額	災害発生の日から 10 日以内	1 既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 2 救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	1世帯当たり 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる。 2 ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員の給与等を考慮して知事が別に定める額	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額
	災害救助法施行令第10条第5号から第10号に規定する者	当該地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるなどの場合において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、避難指示及び緊急安全確保の指示のほか、避難行動要支援者等、その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下本節中「避難指示等」という。）を迅速かつ的確に伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- (2) 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- (3) 被災者の避難生活の場を確保するため、指定避難所又は福祉避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営管理を図る。
- (4) 町は、避難指示等の発令が円滑に行われるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。
- (5) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (6) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (7) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 2 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 3 災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出 4 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営
県本部長	1 必要と認める区域の居住者に対する避難のための立ち退き指示 2 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対す

(公安部警備課警察署班等)	る立入りの制限、禁止、退去の命令 3 救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等 4 県有施設に係る指定避難所における町への協力
釜石海上保安部	1 必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 2 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 2 災害派遣要請に基づく避難の援助 3 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 ※町長（町長の委託を受けてその職権を行う町の職員を含む）、警察官又は海上保安官がいない場合 4 災害派遣要請に基づく救出

(町本部の担当：災害発生前)

部	班	担 当 業 務
総務部 消防防災部	第1・第2 庶務班 消防防災班	1 避難のための立ち退き勧告及び指示 2 警戒区域の設定 3 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出

(町本部の担当：災害発生後)

部	班	担 当 業 務
総務部	第1・第2庶務班	1 指定避難所の運営等
長寿福祉部	福祉避難所支援班	1 福祉避難所の運営等

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、「避難情報に関するガイドライン」に基づき、原則として次の場合において時機を失することなく避難指示等を発令する。避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

ア 岩手県に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

イ 火災が発生し、人命に及ぼす危険が大きいと予想されるとき。

ウ 有毒ガスの流出拡散により人命に及ぼす危険が大きいと予想されるとき。

エ 爆発のおそれがあるとき。

オ がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがあるとき。

カ 防災関係機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。

キ その他、町民の生命及び身体を災害から守るため必要と認められるとき。

- ① 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。ただし、津波のおそれがある場合は、屋内での安全確保とはせず、できるだけ早く、できるだけ高いところへ移動する立退き避難を原則とする。
 - ② 町本部長は避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備する。
 - ③ 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- (2) 避難指示等の内容
- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。
- ① 発令者
 - ② 避難指示等の日時
 - ③ 避難指示等の理由
 - ④ 避難対象地域
 - ⑤ 避難対象者及びとるべき行動
 - ⑥ 避難先
 - ⑦ 避難経路
 - ⑧ その他必要な事項
- (3) 避難指示等の周知
- ① 地域住民等への周知
 - ア 町は、台風接近時において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
 - イ 実施責任者は、避難指示等の内容を防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等への周知徹底を図る。
また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ伝達体制を整備し、直ちに来訪者に周知徹底を図る。
 - ウ 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。
 - エ 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
 - オ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
 - カ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
 - キ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、町民等に避難のための準備をさせる。
 - ク 町本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。
 - ケ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類		種類及び内容		備 考
		鐘 音	サイレン	
津波	大津波警報	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	予報警報標識規則に基づく、津波注意報、津波警報標識をもって避難信号とする
	津波警報	(2点) ○-○ ○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 △ △ △	
	津波注意報	(3点と2点の班打) ○-○-○ ○-○	10秒 2秒 10秒 2秒 10秒 △ △ △	
火 災		(連点) ○-○-○-○-○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	近火信号をもって避難信号とする。
水 災		(連点) ○-○-○-○-○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	水防法に基づく避難信号

② 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

- ア 避難指示等を行った者
- イ 避難指示等の理由
- ウ 避難指示等の発令時刻
- エ 避難対象地域
- オ 避難先
- カ 避難者数

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
町 長	知 事	災害対策基本法第 60 条第 4 項
水防管理者	当該区域を管轄する警察署長	水防法第 29 条
警察官、海上保安官	町 長	災害対策基本法第 61 条第 2 項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(4) 避難の方法

- ① 町民等は、津波注意報、津波警報又は大津波警報の発表及び各種災害の発生等により、町本部長から避難指示等が出された場合は、直ちに付近の高台又は資料 2-2-15①に定める避難場所等に避難する。
- ② 避難は極力、徒歩、自転車又はオートバイによるものとし、自動車による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。
- ③ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

- ① 町本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。
- ② 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、町民を安全かつ迅速に指定緊急

避難場所等に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

- ③ 町本部長は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- ④ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。ただし、気象庁から津波到達予想時刻が発表されたなら、津波到達予想時刻の15分前までに津波浸水想定区域外の安全な場所に退避を完了するものとする。
 - ア 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入居者等の避難
 - イ 避難行動要支援者等の避難
- ⑤ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、【震災・津波対策編 第2章 第11節 自衛隊災害派遣要請計画】に定めるところによる。
- (6) 避難者の確認等

町職員、消防団員、民生委員等は、自らが災害にあうおそれがあるなど危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、指定緊急避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

 - ① 指定緊急避難場所等

避難した町民等の確認（特に避難行動要支援者の確認）
 - ② 避難対象地域
 - ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
 - イ 避難が遅れた者等の避難誘導、救出
- (7) 避難路の確保

町本部長は、避難路には、誘導標識等を設置するとともに、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。
- (8) 避難に関する広報活動

町本部長は、次の事項について、あらゆる機会を通じて常に町民等に対し周知徹底を図る。

 - ア 避難指示等の伝達方法
 - イ 避難の方法
 - ウ 避難場所等
- (9) 学校、病院、社会福祉施設等の避難計画
 - ① 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を策定する。
 - ② 施設の管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。
- (10) 避難支援等関係者の安全確保
 - ① 町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従うほか生命に危険があると判断される場合は、避難支援等関係者自らも避難をするよう指示し、避難支援等関係者の安全の確保を図る。
 - ② 避難支援等関係者は、津波警報等発令時には、自身の安全を確保することに十分留意し、無理に海岸等の低地部での避難誘導等を行わずに、高台等の安全な場所へ向かいながらの避難誘導を実施する。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- ① 町本部長及び警察官、海上保安官、自衛官等の警戒区域の設定権者（以下 本節中「設定権者」という。）は災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者

イ 警戒区域設定の日時

ウ 警戒区域設定の理由

エ 警戒区域設定の地域

オ その他必要な事項

- ② 設定権者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

① 地域住民への周知

設定権者は、警戒区域設定の内容を、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

② 関係機関相互の連絡

設定権者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

（報告又は通知事項）

ア 警戒区域設定を行った者

イ 警戒区域設定の理由

ウ 警戒区域設定の発令時刻

エ 警戒区域設定の地域

（法令に基づく報告又は通知義務）

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
町 長	知 事	災害対策基本法第 63 条第 1 項
警察官、海上保安官	町 長	災害対策基本法第 63 条第 2 項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	町 長	災害対策基本法第 63 条第 3 項
知 事	町 長	災害対策基本法施行令第 30 条第 3 項

3 救 出

(1) 救出班の編成

- ① 町本部長は、災害発生直後において緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- ② 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。
- ③ 町本部長は、災害の規模、状況等から町本部の救出班だけでは救出活動が困難であると

認めた場合は、近隣市町村若しくは県本部長に対して応援を要請し、又は県本部長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

(2) 救出の実施

- ① 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- ② 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者等の把握を行う。
- ③ 町本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事中用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、調達する。
- ④ 町本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。

(3) 救出したときの措置

- ① 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- ② 救出班は、遺体を発見した場合は、【震災・津波対策編 第2章 第23節 行方不明者の搜索及び遺体対策計画】に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

4 指定緊急避難場所の開放

- (1) 町本部長は、災害時又は避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた指定緊急避難場所を開放する。
- (2) 町本部長は、指定緊急避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民に周知する。
- (3) 町本部長は、指定緊急避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。
- (4) 町本部長は、指定緊急避難場所を開放する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

5 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理

(1) 指定避難所又は福祉避難所の設置

- ① 町本部長は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- ② 町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- ③ 町本部長は、指定避難所において要配慮者の介護等が困難である場合は、次の対応を検討する。

ア 福祉避難所の開設。なお、福祉避難所の開設にあたっては【震災・津波対策編 第2章 第10節 相互応援協力計画】に記載の「福祉避難所の設置運営に関する協定」の締結団体等と協議する。

イ 要配慮者用避難所として、社会福祉施設や医療施設等に受入れの要請を行う。

- ④ 指定避難所又は福祉避難所における生活が長期化することによって、発病、症状の悪化が見込まれる避難者については、早い時期に医療施設、社会福祉施設に移送を行う。
- ⑤ 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料、飲料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等避難生活に必要な物資等を調達する。
- ⑥ 町本部長は、災害の規模により指定避難所担当の職員が参集できず、指定避難所の開設ができない、若しくは遅れることも想定し、指定避難所周辺の自主防災組織や自治会等にも鍵の管理を委託するなど迅速な開設・設置に努める。
- ⑦ 町本部長は、町が設置する指定避難所をできる限り当初から多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所の確保に努める。
- ア 他の市町村長と協議し、当該市町村内に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。
- イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。
- ウ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。
- また、町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。
- ⑧ 町本部長は、指定避難所又は福祉避難所を開設した場合、次の事項を町民等に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに県に報告する。
- ア 開設日時及び場所
- イ 開設箇所数及び各指定避難所又は福祉避難所の避難者数
- ウ 開設期間の見込み
- ⑨ 指定避難所受入の対象となる者は、次に掲げる者とする。
- | 区 分 | 対 象 者 |
|-----------------------|--|
| 災害により、現に被害を受けた者 | ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実には被害を受けた者 |
| 災害により、現に被害を受けるおそれのある者 | ア 避難指示等をした場合の避難者
イ 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者 |
- ⑩ 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ⑪ 町本部長は、指定避難所又は福祉避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所又は福祉避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。
- ⑫ 町本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。
- ⑬ 町本部長は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- ⑭ 町本部長は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- (2) 指定避難所の運営管理
- ① 町本部長は、あらかじめ指定避難所として指定した施設の管理者と協議を行い、次に掲げる事項を定める。
- ア 管理責任者

- イ 職員の動員体制及び事務分担
- ウ 災害対策本部・各支部及び各指定避難所との連絡手段
- エ 食料、生活必需品等の物資の調達方法
- オ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法
- カ 医療機関との連携方法

- ② 町本部長は、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営管理に努める。

ただし、指定避難所の運営管理においては自治会等住民組織や避難者による自治組織を運営主体とすることを基本としつつ、指定避難所の運営管理について、専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努め、町本部長は必要な援助を行う。

この場合において、町本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施するほか、県に対し岩手県災害派遣福祉チームの派遣を要請するなど、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

- ③ 町本部長は、指定避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるものとする。
- ④ 町本部長は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑤ 町本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、避難者に対し安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- ⑥ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所の運営管理について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- ⑦ 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等が一部の指定避難所に偏ることのないよう調整を行う。
- ⑧ 町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。
- ア 避難者、町民組織、防災ボランティア等の連携による、避難者の自治組織の育成
 - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
 - ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
 - エ ホームヘルパー等による介護の実施
 - オ 保健衛生の確保
 - カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
 - キ 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の

多様なニーズへの配慮

- ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
- ⑨ 町本部長は、学校及び保育施設を指定避難所として使用する場合には、応急教育及び保育の支障とならないよう学校長、施設長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- ⑩ 町本部長は、指定避難所の運営管理における女性の参画を推進するとともに、男女別トイレの設置や更衣室、授乳室の設置など、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。同時に、車いすを準備するなど、要配慮者にも配慮するよう努める。
- ⑪ 各指定避難所にニーズ調査班を設置するなどして、指定避難所における避難者のニーズの把握に努める。
- ⑫ 書式を統一した避難者名簿を用いて、指定避難所の避難者の把握を確実にを行う。
- ⑬ 指定避難所開設期間が長期間に及ぶことも想定し、自主防災組織や地域住民、ボランティアの協力を得ることで、指定避難所担当町職員の交代、引継ぎ等適切な指定避難所の運営管理を行う。
- ⑭ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。
- ⑮ 町本部長は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当と保健福祉担当が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等
被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営管理については、(1)及び(2)の定めを準用する。
- (4) 災害救助法を適用した場合の指定避難所設置
災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策支援

- (1) 町本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。
- (2) 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は指定避難所への受入が必要となった者に対し、物資の提供及び指定避難所への受入を行う。

7 指定避難所以外の避難者に対する支援

- (1) 指定避難所以外の避難者の把握
 - ① 町本部長は、自宅その他の指定避難所以外に居住する者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）、指定避難所の屋外での車中及びテント内で避難生活を送る者（以下「車中等避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
 - ② 民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) 指定避難所以外の避難者に対する支援

- ① 町本部長は、在宅避難者及び車中等避難者がいる集落又は指定避難所の巡回により物資の支給を行う。
- ② 町本部長は、在宅避難者及び車中等避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- ③ 在宅避難者及び車中等避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- ④ 町本部長は、車中等避難者に対し、健康相談、エコノミークラス症候群の予防等の呼びかけを行う。
- ⑤ 町本部長は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- ⑥ 町本部長は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

- ① 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- ② 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ③ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ④ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- ⑤ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

(法令に基づく報告又は義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決	災害対策基本法第61条の4第6

	知を受けたとき	定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
協議先市長 村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

- ① 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

- ⑥ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなると認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- ① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- ② 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

- ④ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法 第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法 第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第61条の5第6項
		県本部長	災害対策基本法 第61条の5第7項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- ① 災害の規模、避難者の受入状況等にかんがみ、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- ② 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ③ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ④ 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- ⑤ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 県本部長は、町本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手

段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。

- ⑦ 県本部長は、大規模な災害により町が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、町本部長に代わって当該要求を行う。

(法令に基づく報告又は義務)

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

- ① 県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長（以下本号中「協議元市町村本部

長」という。)は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

- ② 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。
- ⑥ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑦ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

(法令に基づく報告又は義務)

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県外広域一時滞必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞必要がなくなると認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受け入れ

- ① 県本部長は、他の都道府県知事（以下本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受け入れについて協議すべき市町村を決定し、受け入れを協議する。
- ② 県本部長の協議を受けた市町村長（以下本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- ④ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

(法令に基づく報告又は義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

(4) 他市町村からの被災住民に対する受入施設の指定

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

10 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 県及び町は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないように個人情報管理を徹底する。
- (4) 広域避難をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- (5) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

参考資料：指定緊急避難場所及び指定避難所（資料編2-2-15）

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- (1) 指定避難所及び福祉避難所（以下「指定避難所等」という。）で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。
- (2) 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）（以下本節中「DPAT」という。）、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- (3) 効果的な医療活動を行うため、迅速、正確かつ分かりやすい情報及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- (4) 特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- (5) 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- (6) 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- (7) 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 他の医療機関に対する応援要請
県本部長	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療施設の確保 3 県立病院に係る岩手DMATの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMATによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 6 精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
(一社)宮古医師会	1 医師会会員病院・診療所に係る医療班の編成及び派遣
宮古歯科医師会	1 歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
宮古薬剤師会	1 医薬品等の供給

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
健康子ども部	救護班 健康管理活動班	1 医療、助産に係る県との連絡調整 2 医療機関及び医療関係者の動員 3 医薬品、衛生材料及び医療器材の確保 4 医療救護の要請 5 救護所の設置 6 医療施設等の被害調査 7 被災者の健康調査等の実施 8 被災者のこころのケアの実施
町民部	衛生班	1 被災した愛玩動物の救護対策
消防防災部	消防防災班	1 傷病者の搬送

第3 実施要領

1 医療救護の要請

- (1) 町本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、(一社)宮古医師会に医療救護の要請を行う。
- (2) (一社)宮古医師会は、町本部長の要請を受けて医療救護活動を行うときは、「宮古医師会災害医療救助隊設置要領」に基づき活動する。
- (3) 町本部長は、災害の規模、状況から、町本部のみでは医療救護活動が困難であると認めたときは、県本部長に対し、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。
- (4) 町本部長は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

- (1) 指定緊急避難場所
- (2) 指定避難所
- (3) 災害現場
- (4) 医療施設
- (5) 町本部長が認めた公共施設等

3 医療救護班の活動

- (1) 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
 - ① 傷病者に対する応急処置
 - ② 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ③ 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
 - ④ 救護所及び指定避難所等における巡回医療の支援
 - ⑤ 被災地の病院の医療支援
 - ⑥ 助産救護

- ⑦ 死亡の確認
- ⑧ 遺体の検案及びその後の処置
- (2) 医療救護班は、医療活動の実施に当たっては、岩手 DMAT、保健活動班、救出班及び捜索班と連携を図る。
- (3) 医療救護班は、救護所において医療活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、指定避難所等を巡回して医療活動を行う。
- (4) 医療救護班は、町外より派遣される医療支援チームとの情報共有等を図るため、必要に応じ、医療調整会議を県と連携して開催する。
- (5) 地方支部保健医療班長は、町本部長、(一社)宮古医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。

4 歯科医療救護班の活動

- (1) 歯科医療救護班は、原則として、救護所において歯科医療活動を行う。
- (2) 歯科医療救護班は、次の業務を行う。
 - ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
 - ② 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ③ 口腔ケア
 - ④ その他必要とされる措置

5 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 町本部長は、医療救護班及び救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下本節中「医薬品等」という。）については、協定に基づく宮古薬剤師会からの供給等により調達する。
- (2) 町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、地方支部保健医療班を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

6 広域災害・救急医療情報システムの整備

- (1) 関係機関は、県広域災害・救急医療情報システムにより、次の内容の情報の収集及び提供を行う。
 - ① 発災直後情報（傷病者の受入可否）
 - ② 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
 - ③ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
 - ④ 受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）
 - ⑤ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）
- (2) 関係機関は、国の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における前記の情報の収集及び提供のほか、DMAT の派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

第4 後方医療活動

1 災害拠点病院の活動

県本部長が指定する災害拠点病院は次のとおりであり、救護所等において対応できない多数の重症患者が発生した場合等に活用する。

区 分	病院名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学付属病院
地域災害拠点病院	県立宮古病院

2 災害拠点病院以外の医療機関の活動

- (1) 被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。
- (2) 被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。
- (3) 被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に努める。
- (4) 被災し診療不能となった医療機関については、地区医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- (5) 被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。
- (6) 被災地外の医療機関は、地区医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

3 被災地域外での医療活動

町は、必要に応じて、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、町は災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を求めることができるものとする。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- (1) 被災地内の災害拠点病院、岩手 DMAT 及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 岩手 DMAT 及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、町本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- (3) 傷病者の搬送は、原則として岩手 DMAT 又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 傷病者搬送の要請を受けた町本部長は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- (5) 県本部長は、必要に応じてヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて被災地への岩手 DMAT、医療救護班及び医療資器材等の搬送を行うよう調整を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 町本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- (2) 町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所やヘリコプター離発着スペース等を考

慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。

- (3) 町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報（ヘリコプターによる搬送の場合を含む。）の把握に努める。

3 広域後方医療施設への傷病者の搬送

町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、町内の医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。その際、町は災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を求めることができるものとする。

第6 個別疾患への対応体制

1 人工透析

(1) 情報収集及び連絡

- ① 町本部長は、透析患者の受療状況及び透析施設の稼働状況等に係る情報を、地方支部保健医療班を通じて県本部長に報告する。
- ② 透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を県本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

(2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保

町本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長等と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保して、透析施設に提供する。

(3) 通院手段及び宿泊施設の確保

- ① 町本部長は、県本部長からの依頼を受け、透析患者の通院手段の確保など、患者搬送のための必要な対応を行う。
- ② 町本部長は、県本部長からの依頼を受け、透析患者の宿泊施設のために指定避難所等を確保するなど、必要な対応を行う。

2 難病等

(1) 情報収集及び連絡

町本部長は、難病患者等の受療状況、主要な医療機関の稼働状況等の情報を、地方支部保健医療班を通じて県本部長に報告する。

(2) 医薬品等の確保

町本部長は、難病患者等に使用する医薬品等を調達できない場合は、地方支部保健医療班を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請する。

第7 災害中長期における医療体制

1 健康管理活動の実施

- (1) 町本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、健康管理活動班を編成し、健康管理活動を行う（保健師1名以上、栄養士1名で編成）。
- (2) 健康管理活動班は、医療救護班及びDPATと合同で健康管理活動を行うものとし、原則とし

て、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の指定避難所等及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

(3) 健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。

- ① 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
- ② 指定避難所等や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
- ③ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

(4) 町本部長は、災害の規模、状況から、町本部のみでは健康管理活動が困難であると認めたときは、県本部長に対し、健康管理活動班の派遣を要請する。

(5) 県本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災地の口腔の健康維持を図るため、(一社)岩手県歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、被災地の指定避難所等及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を図る。

(6) 口腔ケア活動班は、おおむね、次の活動を行う。

- ① 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
- ② 被災者に対する歯科健康教育
- ③ その他必要とされる歯科保健活動

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

第9 愛玩動物の救護対策

町本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- (1) 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- (2) 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
- (3) 飼い主とともに避難した動物の飼養について、県本部長と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- (4) 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
- (5) 町は、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

第10 災害派遣医療チーム（DMAT）について

1 派遣要請

町本部長は大規模な災害の発生により、必要と認める場合は、県に対し岩手DMAT※の派遣要請を行う。その際、町本部長は災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を求めることができる。

2 活動内容

DMATはおおむね、次の活動を行う。

- (1) 災害現場における医療情報の収集及び伝達、トリアージ、応急治療
- (2) 患者搬送及び搬送中の治療
- (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 助産救護
- (5) 被災現場におけるメディカルコントロール
- (6) その他災害現場における救命活動に必要な措置

※DMATとは、Disaster Medical Assistance Teamの略で、災害の急性期に活動できる機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームであり、広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織される医療チームである。

第11 災害派遣精神医療チーム（DPAT）について

1 派遣要請

町本部長は大規模な災害の発生により、必要と認める場合は、県に対しDPAT※の派遣要請を行う。

2 活動内容

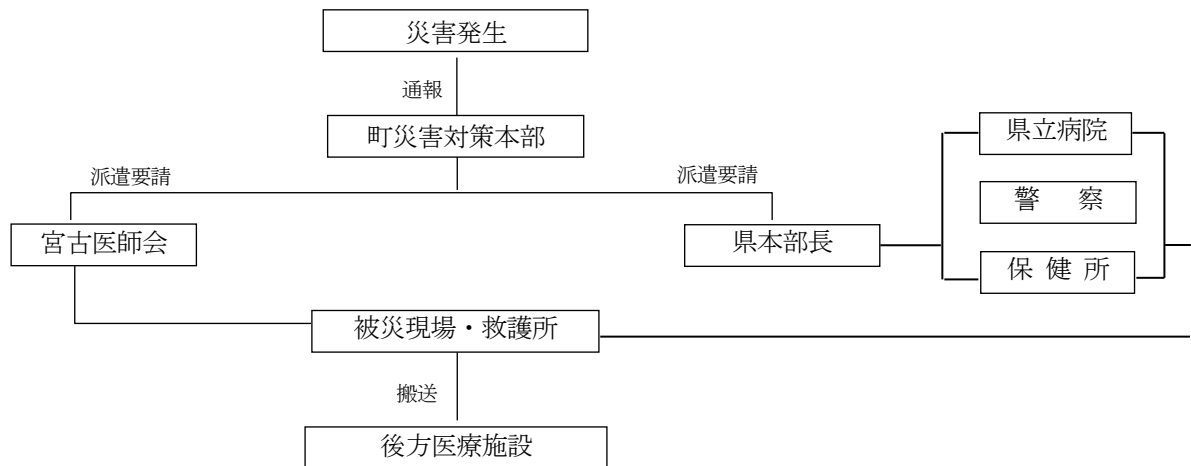
DPATはおおむね、次の活動を行う。

- (1) 傷病者に対する精神科医療
- (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動
- (3) その他精神科医療の提供と精神保健活動の支援に必要な措置

※DPATとは、Disaster Psychiatric Assistance Teamの略で、自然災害や犯罪事件・航空機・車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要となる。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームである。

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



第17節 生活必需品供給計画

第1 基本方針

- (1) 震災時において、被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう体制の整備を図るほか、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- (2) 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- (3) 県、町その他の防災機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 被災者に対する物資の調達及び支給
県本部長	1 町に対する物資の調達及びあっせん
日本赤十字社岩手県支部	1 災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡

（町本部の担当）

部	班	担 当 業 務
財政部	物資班	1 物資の調達及び支給
	車両班	2 物資の輸送用車両の確保
政策企画部	物資班	1 物資の調達及び支給

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 指定避難所又は指定緊急避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

2 支給物資の種類

支給物資は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災状況や物資調達の状況等に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

区 分	支 給 物 資
外 衣	洋服、作業衣、子供服 等
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
寝 具	タオルケット、毛布、布団 等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘 等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具 等
食 器	はし、茶わん、皿 等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート 等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス 等

3 物資の確保

- (1) 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各指定避難所等の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- (2) 町本部長は、「物資購入（配分）計画表」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄物資を供出し、必要とする物資を確保する。
- (3) 町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、「世帯構成員別被害状況」に基づく必要数量を明示し、地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあつせんを要請する。
- (4) 町本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

4 物資の輸送及び保管

- (1) 町本部長は、あらかじめ物資の地域内輸送拠点及び集積地を選定する。
- (2) 県本部長に調達又はあつせんを要請した物資は、町本部又は県本部の輸送拠点で引き渡しを受ける。
- (3) 業者等に輸送を依頼した物資は、町本部の輸送拠点で引き渡しを受ける。
- (4) 町本部長は、町本部のみでは物資の輸送が困難であると認めたときは、県本部長に対し、次により物資の輸送を要請する。
 - ① 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合は、航空機輸送とする。
 - ② 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- (5) 町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。
- (6) 町本部長は、物資の輸送、保管、整理、配分に関して、民間業者との間で、救援物資の輸送や集積場所での物資の整理、避難所等への配分について盛り込んだ協定締結を検討するなど、民間業者の活用を検討する。

5 物資の支給等

- (1) 原則として、物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り貸与する。
- (2) 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、役場、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は指定避難所等の巡回により実施する。

また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

6 住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは、被災町民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

町本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、指定避難所等別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、指定避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。その際、各指定避難所等にニーズ調査班を設置して避難者ニーズの把握を行い、その結果を災害対策本部に報告し共有するなどの方法を検討する。

また、自主防災組織、自治会等の住民組織等と連携を図り、在宅避難者のニーズの把握に努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

第18節 食料供給計画

第1 基本方針

- (1) 震災時において、被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、食料の調達を図る。
- (2) 災害時における食料の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- (3) 県、町その他の防災機関は、その備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。
- (4) 町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 炊き出しの実施及び食料の調達及び供与
県本部長	1 食料の調達及びあっせん
日本赤十字社岩手県支部	1 災害救助法の適用時における食料の調達及び支給に関する協力
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく給食

(町本部の担当)

部	班	担当業務
財政部	車両班	1 食料の輸送用車両の確保
健康子ども部	援護班	1 炊き出しの手配又は実施 2 食料の調達及び供与

第3 実施要領

1 食料の供与対象者

食料の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 指定避難所に受入れされ又は指定緊急避難場所に避難した者で、食料の持ち合わせのない者
- (2) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
- (3) 住家の被害が床下浸水であっても、炊事道具の流失等により、水や燃料が得られなくなり、炊事ができない者
- (4) 旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来訪者、旅客等で、食料の持参又は調達のできない者
- (5) 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせのない者
- (6) 在宅、社会福祉施設等の要配慮者で、食料の供給を必要とする者
- (7) 被災現場において防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者

2 供給食料の種類等

- (1) 供給食料及び供給数量は、おおむね次のとおりとする。なお、町本部長は、被災状況及び食料調達の状況に応じて、品目及び数量を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給することができる。

- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、指定避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。
- なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

(供給食料の種類)

区 分	供 給 食 料
主食用	米穀、炊き出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 (※ 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。)
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖 等

(1人当たりの供給数量)

区 分	供 給 基 準 数 量
米 穀	被災者 1食当たり 精米換算 200グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり 精米換算 300グラム以内
	応急供給受配者 1日当たり 精米 400グラム以内

3 食料の確保

- (1) 町本部長は、あらかじめ被災者に対する炊き出しその他の食料の供給に係る調達計画を定める。
- (2) 町本部長は、被災者に対する食料供給が必要と認めた場合は、「食料供給計画」を作成する。
- (3) 町本部長は、「食料供給計画」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄食料を供出し、必要とする食料を確保する。
- (4) 町本部長は、必要な食料の確保又は炊き出しができない場合は、次の事項を明示し、地方支部総務班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
食料及び給食原材料等の調達又はあっせん要請	品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項
炊き出し要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

- (5) 米穀については、次の方法により確保する。
- ① 災害救助用米穀の供給が必要な場合は、岩手県農林水産部流通課に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてFAX又はメールで連絡する。
- また、電話連絡後は速やかに「災害救助用米穀の引渡要請書」を岩手県農林水産部長に郵送により提出する。
- ② 交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、農林水産省政策統括官付貿易業務課米穀業務班に直接要請を行う。この方法により調達した場合には、連絡がつき次第速やかに県に報告する。
- (6) 町本部長は、食料の確保可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ災害時における

供給協定の締結等、関係業者・団体等の協力を得られる体制を整備する。

4 食料の輸送及び保管

- (1) 町本部長は、あらかじめ公共施設、広場、公園等の中から、食料の地域内輸送拠点及び集積所を選定する。
- (2) 県本部長に調達又はあっせんを要請した食料は、町本部又は県本部の輸送拠点で引き渡しを受ける。
- (3) 町本部長は、災害の規模又は態様により、町本部のみでは食料の輸送が困難であると認めたときは、県本部長に対し、次により食料の輸送を要請する。
 - ① 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合は、航空機輸送とする。
 - ② 食料の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- (4) 町本部長は、食料等の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関に対して警備を要請、指示するなど事故防止の措置をとる。
- (5) 町本部長は、食料等の輸送、保管、整理、配分に関して、民間業者との間で、救援物資の輸送や集積場所での物資の整理、指定緊急避難場所等への配分について盛り込んだ協定締結を検討するなど、民間業者の活用を検討する。

5 食料の供給等

- (1) 町本部長は、あらかじめ食料の供給方法を定める。
- (2) 町本部長は、各指定緊急避難場所等における食料の需給数量を的確に把握し、指定緊急避難場所等を巡回して、食料を供給する。
- (3) 炊き出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。委託する場合においては、基準数量等を明示する。
- (4) 炊き出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、【震災・津波対策編 第2章 第11節 自衛隊災害派遣要請計画】に定めるところによる。
- (5) 町本部長は、防災関係機関の長から所管の応急対策業務従事者に対する食料供給の応援を求められたときは、応じるよう努める。

6 食料の需給に係る情報収集等

- (1) 町本部長は、必要な食料の品目、数量を地区別、指定避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給する食料及びその基準数量を定めるとともに、食料の需要に関する情報収集に努める。その際、各指定避難所にニーズ調査班を設置して避難者ニーズの把握を行い、その結果を災害対策本部に報告し、共有するなどの方法を検討する。
- (2) 町本部長は、食料の需要量を支給する品目ごとに算定し、県本部長に報告する。
- (3) 県本部長は、町本部長からの報告に基づき、食料の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者・団体及び他の都道府県からの食料の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる食料が間断なく支給されるよう努める。
- (4) 町本部長は、自主防災組織、自治会等住民組織等と連携を図り、在宅避難者のニーズの把握に努める。

7 災害救助法を適用した場合の食品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

参考資料：災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて（資料編2-2-18）

第19節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 飲料水の供給 2 生活の用に供される水の供給
県本部長	1 町本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく給水
日本水道協会岩手県支部	1 応援可能な水道事業者等の調整・応援の協力要請

（町本部の担当）

部	班	担当業務
上下水道部	水道班	1 水道施設等の被害調査 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

町本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

町本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

- ① 給水業務
- ② 飲料水の水質検査（色、濁り、消毒の残留効果）
- ③ 汚染水の使用禁止・停止・制限

(3) 応援の要請

ア 町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

イ 県本部長は、要請を受けた場合は、日本水道協会岩手県支部と相互に連絡を取り、被災地以外の市町村に対して応援を要請する。

- ① 給水対象地域
- ② 給水対象人数
- ③ 職種別応援要員数
- ④ 給水期間
- ⑤ その他参考事項

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

- ① 町本部長は、あらかじめ地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。
- ② 町本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

- ① 応急給水用資機材の種別、数量
- ② 使用期限
- ③ 運搬先
- ④ その他参考事項

3 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業の措置

- ① 災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
 - ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
 - イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
 - ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- ② 水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
 - ア 施設の破損、漏水等に係る応急復旧を行う。
 - イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達成することができると認めるときは、使用範囲の制限を行う。
 - ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、町本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 町本部長の措置

町本部長は、応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に応援を要請する。

- ① 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）
- ② 給水対象地域

- ③ 給水対象世帯・人員
- ④ 人員、資材、種類、数量
- ⑤ 応援を要する期間
- ⑥ その他参考事項

4 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

参考資料：指定給水装置工事業者一覧表（資料編2－2－19）

第20節 応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画

第1 基本方針

- (1) 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- (2) 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- (3) 震災により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- (4) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。
- (5) 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災住宅の応急修理 2 公営住宅の入居あっせん 3 県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営 4 県本部長（救助実施市本部長）に対する活用可能な民間賃貸住宅の情報提供
県本部長	1 応急仮設住宅の供与・管理運営 2 公営住宅の入居あっせん 3 活用可能な民間賃貸住宅の借上げ及び入居のあっせん 4 応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施 5 応急危険度判定士の登録及び連絡調整 6 応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるための救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整
救助実施市本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 活用可能な民間賃貸住宅の借上げ及び入居のあっせん

(町本部の担当)

部	班	担当業務
都市計画部	建築住宅班	1 被災住宅の応急修理 2 応急仮設住宅等への入居申請 3 県本部長（救助実施市本部長）及び関係業界団体等との連絡調整

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- ② 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ③ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

県本部長（救助実施市本部長）は、住宅の被害確定の日から5日以内に、町本部長を通じて、次の事項を調査する。

- ① 被害状況
- ② 被災地における町民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ③ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- ④ 供与対象者における要配慮者の有無及びニーズ
- ⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。
- ⑥ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

- ① 町本部長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- ② 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ③ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- ④ 被災者を集団的に受入る応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

(4) 応急仮設住宅の入居

- ① 県本部長（救助実施市本部長）は、町本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任して選定することができる。
- ② 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- ③ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から原則2年以内とする。

(5) 応急仮設住宅の管理運営

- ① 県本部長は、町本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理運営を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任することができる。
- ② 県本部長又はその委任を受けた町本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。
- ③ 県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
- ④ 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(6) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

- ① 県本部長（救助実施市本部長）は、借上げによる民間賃貸住宅の提供を行う場合は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、（一社）岩手県宅

地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会岩手県本部に対し協力を求め、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定運用細則」に従い、具体的手続を行う。

- ② 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

- ① 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
- ② 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
- ③ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 対象者の調査、選考

町本部長は、住宅について、被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査、選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

修理期間は、災害発生の日から1か月以内とする。

町本部長は、1か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは、期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

- (1) 県本部長及び町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。

- (2) 県本部長及び町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

- (3) 県本部長は、県営住宅、市町村営住宅等の入居状況を把握し、町本部長に対して情報提供を行う。

4 被災者に対する住宅情報の提供

町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

- (1) 町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ① 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部都市計画部建築住宅班が判定業務

にあたる。

- ② 危険度判定に係る建築住宅班は、以下の業務を行う。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告
 - オ 判定結果に対する町民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布
- (2) 町市本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、必要と認めた場合は、県本部長に対し、応急危険度判定士による建築物の応急危険度判定を要請する
- (3) 町本部長は、県本部長に協力して、危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

6 被災建築物の応急危険度判定

町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、次の措置を行う。

- (1) 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部都市計画部建築住宅班が判定業務に当たる。
- (2) 危険度判定に係る建築住宅班は、以下の業務を行う。
 - ① 被災状況の把握
 - ② 判定実施計画の策定
 - ③ 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定
 - ④ 県本部長への支援要請
 - ⑤ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
 - ⑥ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
 - ⑦ 町民への広報
 - ⑧ 地図やその他応急危険度判定に要する資機材の配布

参考資料：山田地区建設業会防災組織図（資料編2-2-20①）

参考資料：仮設住宅建設仕様書（資料編2-2-20②）

第21節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 町本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施 3 いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣要請等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

（町本部の担当）

部	班	担当業務
町民部	衛生班	1 感染症予防業務（班の所掌事務に関すること）
健康子ども部	保健活動班	1 感染症予防業務（班の所掌事務に関すること）

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

町本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

区分	人員
衛生技術者	1名
事務職員	1名
作業員	3名

県本部長は、町における消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合は、地方支部保健医療班において、上記の基準により「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

町本部長は、地方支部保健医療班において「疫学調査班」を編成したときは、「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。

班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

区 分	人 員
保健師又は看護師	1 名
助手	1 名

(3) 感染症予防班

町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

(1) 町本部長は、あらかじめ関係業者、団体と協力協定を締結するなど感染症予防用資機材の確保を図る。

(2) 町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- ① 感染症予防用資機材の調達数量
- ② 送付先
- ③ 調達希望日時
- ④ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

(1) 町本部長は、感染症予防班、町内の衛生組織その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 町本部長は、【震災・津波対策編 第2章 第6節 広報広聴計画】に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

- ① 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
- ② 指定避難所等及び仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

4 感染症予防活動の実施

町本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、県本部長の指示、指導に基づき、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる消毒その他の措置等を実施する。

特に、被害が激甚な地域に対しては、県本部又は地方支部保健医療班の協力を得て、必要な措置を取る。

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
- (3) 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
- (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

- (1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）（疫学調査班及び疫学調査協力班）
町本部長、医療関係機関等の関係者は、県本部長より定期的に、サーベイランスにより得られた情報提供を受ける。
- (2) 疫学調査及び健康診断（疫学調査班及び疫学調査協力班）
町本部長は、疫学調査協力班に県本部の疫学調査班が実施する疫学調査及び健康診断に対する協力を行わせる。
- (3) 清潔方法（消毒班）
町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び【震災・津波対策編 第2章 第22節 廃棄物処理・障害物除去計画】に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の町民に清潔方法を実施させる。
- (4) 消毒方法（消毒班）
町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班）
町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
- (6) 生活の用に供される水の供給（消毒班）
町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、【震災・津波対策編 第2章 第19節 給水計画】に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。
なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、【震災・津波対策編 第2章 第19節 給水計画】に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。
- (7) 臨時予防接種（感染症予防班）
町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。
- (8) 患者等に対する措置（疫学調査班及び疫学調査協力班）
県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。
 - ① 患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
 - ② 交通途絶のため、感染症指定病院に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定病院に収容する。
 - ③ 止むを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。
- (9) 指定避難所等における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）
 - ① 町本部長又は県本部長は、週に1回以上指定避難所等を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。
 - ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
 - イ 指定避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ 指定避難所等の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水等については、消毒班又は地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

② 町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

(10) 町が感染症予防活動を実施できない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、町本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の項目について実施する。

① 清潔方法及び消毒方法の施行

② ねずみ族、昆虫駆除等の実施

③ 生活の用に供される水の供給

④ 患者の輸送措置

参考資料：防疫薬剤調達先一覧表（資料編2-2-21）

第22節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- (1) 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- (2) ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者等との連携を図る。
- (3) 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- (4) 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関は適切に役割を分担するとともに相互に連携を図る。
- (5) 震災により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう努める。
- (6) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、国、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	1 町本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
町民部	衛生班	1 廃棄物の処理及び清掃全般
宮古地区広域行政組合		

2 障害物除去

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	1 町本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
釜石海上保安部	1 航路障害物の除去指導、協力 2 流出した危険物等の回収指導、協力
三陸国道事務所	1 所管する道路等関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく障害物の除去

(町本部の担当)

部	班	担当業務
水産商工部	水産班	1 漁港及び海上の障害物除去
町民部	衛生班	1 し尿及び一般廃棄物の処理
建設部	総務班、土木工務班	1 道路障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

町は、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」等に基づき、次に定めるところにより廃棄物等の処理を行う。

- ① 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- ② 町本部長は、あらかじめ廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- ③ 廃棄物の収集は、医療施設、社会福祉施設、指定避難所等を優先して行う。
- ④ 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	ア 災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、必要に応じ中間処理（破砕・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

- ⑤ 町本部長は、災害廃棄物の処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
- ⑥ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。
- ⑦ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- ① 町本部長は、あらかじめ地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- ② 町本部長は、廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、宮古地区広域行政組合と協議し、県本部長に受け入れ施設の把握及び調整を依頼し、受入れ可能な廃棄物処理施設（市町村又は組合）にその処理を依頼する。
- ③ 国は廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わって自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
 - ア 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
 - イ 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - ウ 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- ④ 町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 災害廃棄物仮置場の確保

- ① 町本部長は、中間処理（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、災害廃棄物仮置場を確保する。
- ② 災害廃棄物仮置場は、次のとおりである。

区 分	予 定 場 所
ごみ	山田町総合運動公園第2グラウンド
廃棄物	織笠新田ごみ処理場跡地

- ③ 上記の災害廃棄物仮置場が使用できない場合は、別に指定する。

(4) 災害廃棄物仮置場の衛生保持

町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理（破碎・選別・焼却等）及び最終処分場の清潔保持に努める。

消毒方法については、【震災・津波対策編 第2章 第21節 感染症予防計画】に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 町民等への協力要請

- ① 町本部長は、必要と認めるときは、被災者、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。
- ② 町本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- ① 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、被災地域において、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- ② 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応指針を踏まえ、あらかじめし尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- ③ し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。
 - ア 医療施設
 - イ 社会福祉施設
 - ウ 指定避難所
 - エ 福祉避難所
- ④ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区 分	し尿処理の方法
医療施設 福祉施設避難所 指定避難所 福祉避難所	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレやマンホールトイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事務所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- ① 町本部長は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- ② 町本部長は、し尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、宮古地区広域行政組合と協議し、県本部長に受け入れ施設の把握及び調整を依頼し、受入れ可能なし尿処理施設（市町村又は組合）にその処理を依頼する。
- ③ 町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

- ① 町本部長及び道路、河川、漁港の管理者（以下本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- ② 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに輸送拠点施設等及び指定避難所等に至る道路にある障害物
 - イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 - ウ 被災した町民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- ③ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - ア 町本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
 - イ 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。
 なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。
 - ウ 町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。なお、町本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、【震災・津波対策編 第2章 第5節 情報の収集・伝達計画】に定めるところにより、県本部長に報告する。
 - エ 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。
 - オ 町本部長及び漁港管理者は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、関係漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。
 釜石海上保安部長は、船舶航行の障害となるものがあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係機関及び船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の

危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

除去した障害物の集積場所は、その都度定める集積所に集積する。

町本部長等は、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

なお、応援協定を締結する際には、町内建設業者や団体だけではなく、町外の建設業者や団体との応援協定締結を検討する。

(3) 応援の要請

① 町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、地方支部福祉環境班長若しくは土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

- ア 障害物除去に必要な職種及び人員
- イ 障害物除去用資機材の種類・数量
- ウ 応援を要する期間
- エ 障害物除去地域、区間
- オ その他参考事項

② 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して相互に、あるいは町本部長に対して応援を要請する。

- ア 障害物除去に必要な職種及び人員
- イ 障害物除去用資機材の種類・数量
- ウ 応援を要する期間
- エ 障害物除去地域、区間
- オ その他参考事項

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

① 町本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ除去した障害物を集積する場所を選定する。

② 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。

- ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
- イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

③ 町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

① 町本部長及び道路等の管理者は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

- ア 臨時集積場所
- イ 町民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
- ウ 埋立予定地

② 町本部長及び道路等の管理者は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

③ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措 置 者	措 置 内 容
町本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同法施行令第 25 条から 27 条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官、海上保安官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項及び同法施行令第 25 条から 27 条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第 2 章 第 14 節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

- ① 町本部長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指示・助言する。
- ② 建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、町又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

参考資料：し尿処理業者一覧表（資料編 2－2－2 2 ①）

参考資料：災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準（資料編 2－2－2 2 ②）

第23節 行方不明者の搜索及び遺体対策計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体対策を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体対策 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における死体の搜索、対策、埋葬の最終対策
釜石海上保安部	1 海上における行方不明者の搜索、遺体の検視
日本赤十字社岩手県支部	1 災害救助法の適用時における死体の対策及び埋葬に関する協力
(一社)宮古医師会	1 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
宮古歯科医師会	
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索

(町本部の担当)

部	班	担当業務
町民部	衛生班	1 遺体の収容等に係る関係機関との連絡及び遺体対策
消防防災部	消防防災班	1 行方不明者の搜索及び遺体の収容

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

- ① 町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確かつ分かりやすい情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。
 - ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

- イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- ② 町本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。
- ③ 町本部長は、行方不明者として把握した者が外国人の場合には、県本部長に連絡する。
- (2) 搜索の実施
- ① 町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、消防団員等により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。
- ② 町本部長は、必要に応じて、自主防災組織等の住民組織及びボランティア団等に対して、搜索班への協力を要請する。
- ③ 町本部長は、必要に応じて、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に対して、巡視船、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
- ④ 搜索班員、警察官及び海上保安官は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
- ア 発見時において生存している場合は、医療救護班及び DMAT と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
- イ 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
- ウ 遺体を発見し、又は町民から発見の通報を受けたときは、警察官又は海上保安官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

2 遺体の収容

- (1) 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。
- ① 異常遺体に関する検視
- ② 医師の検案
- ③ 遺体請書の徴収
- (2) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体対策が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- (3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
- ① 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
- ② 遺体の洗浄、縫合等の遺体対策作業に便利なところを選定する。
- ③ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
- ④ 遺体の数に相応する施設であること。
- ⑤ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。
- (4) 遺体収容所は、次の施設とする。
- 山田体育館

3 遺体対策

- (1) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体対策班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 遺体対策用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の

資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、町等において調達する。

- (3) 町本部長は、遺体対策用資機材の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請する。
- (4) 町本部長は、葬儀事業者等の協力を得ながら、遺族への引渡すまでの間、遺体を保管する。

4 遺体の埋葬

町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

5 遺体埋葬の広域調整

町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

参考資料：火葬場（資料編2－2－23）

第24節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整

（町本部の担当）

部	班	担当業務
総務部	第1庶務班	1 災害対策基本法第65条第1項に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- (1) 町本部長は、次の事項を明示して、宮古公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。
 - ① 目的
 - ② 作業内容
 - ③ 必要技能及びその人員
 - ④ 期間
 - ⑤ 就労場所
 - ⑥ その他参考事項
- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員を確保ができない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

執 行 者	対象作業	命令区分	根 拠 法 令
町本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項
救急隊員		協力命令	消防法第 35 条の 10
水防管理者又は消防機関の長	水防作業	従事命令	水防法第 24 条

(2) 命令の対象者

作 業 区 分	対 象 者
災害応急対策作業（災害対策基本法による町長、警察官又は海上保安官の従事命令）	町の区域内の町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業（従事命令又は協力命令）	火災又は救急の現場付近にある者
水防作業（従事命令）	区域内に居住するもの又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交 付 事 由	根 拠 法 令
町本部長	従事命令	① 命令を発するとき。 ② 発した命令を変更するとき。 ③ 発した命令を取消すとき。	災害対策基本法第 81 条 1 項及び災害救助法第 7 条第 4 項において準用する同法第 5 条第 2 項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く）による従事者が、その作業により死亡し負傷し若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、市長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第 2 章 第 14 節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

第25節 文教対策計画

第1 基本方針

- (1) 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- (2) 震災により教科書、学用品等（以下本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 町立学校における応急教育の実施
県本部長	1 県立学校における応急教育の実施

(町本部の担当)

部	班	担当業務
学校教育部	第1教育班	1 り災児童及び生徒の被害調査 2 り災児童及び生徒に対する応急教育の実施 3 学用品等の調達及び支給 4 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 教員の非常招集及び配置に関すること 6 学校給食に関すること
	第2教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施

第3 実施要領

1 学校施設の対策

- (1) 学校施設の応急対策

町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

- (2) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	① 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 ② 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	① 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 ② 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公共施設等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

町立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	① 町本部長は、県本部地方支部教育事務所班長に対して施設のあつせんを要請する。 ② 県本部地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町村に協力を要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	① 県本部地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあつせんを要請する。 ② 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長にあつせんを要請する。 ③ 当該教育事務所長は、当該市町村に協力を要請する。
県立学校の施設を利用する場合	① 県本部地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあつせんを要請する。 ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 ③ 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

2 教職員の確保

災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

- (1) 学校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。
- (2) 町本部長は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。
- (3) 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。
 - ① 派遣を求める学校名
 - ② 授業予定場所
 - ③ 教科別派遣要請人員
 - ④ 派遣要請予定期間
 - ⑤ その他必要な事項
- (4) 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学関係等を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- (6) 授業を長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 町本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- (2) 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。
- (3) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与の対象、費用の限度額、期間等は、【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】に定めるところによる。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

町本部長は、必要に応じて被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

- ① 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

- ② 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。
 - ③ 学校が指定避難所として使用され、給食施設が避難者用炊き出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。
 - ④ 災害後の給食実施に当たっては、特に施設設備の消毒と食品衛生に万全を期すること。
- (2) 被害物資対策

県本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、(公財)県学校給食会及び給食実施者に対し、これらの処分方法について指示する。

町本部長は、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

- (1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は地方支部福祉医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
- (3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 文化財の対策

- (1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

- (2) 文化財の対策

町本部長は、県本部長と協力して、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

- ① 文化財の避難
- ② 文化財の補修、修理
- ③ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

参考資料：災害救助法による学用品支給基準（資料編2-2-25）

第26節 公共土木施設応急対策計画

第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、漁港施設及び治山施設について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 道路施設

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 町道の道路施設
三陸国道事務所宮古西維持出張所	1 所管の道路施設
県本部長	1 一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
建設部	土木工務班	1 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策の実施

2 河川管理施設

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 準用河川及び普通河川の河川管理施設
県本部長	1 一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
建設部	土木工務班	1 河川の被害調査及び応急対策の実施

3 海岸保全施設

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 町管理の海岸保全施設
県本部長	1 県管理の海岸保全施設

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
水産商工部	水産班	1 水産関係施設の被害調査及び応急対策の実施 2 漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策の実施

4 漁港施設

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 町管理の漁港施設
県本部長	1 県管理の漁港施設
釜石海上保安部	1 航路、泊地

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
水産商工部	水産班	1 水産関係施設の被害調査及び応急対策の実施 2 漁港施設の被害調査及び応急対策の実施

5 治山施設

実 施 機 関	担 当 業 務
県本部長	1 民有林内保安林の治山施設
林野庁（東北森林管理局）	1 国有林内保安林の治山施設

第3 実施要領

1 共通事項

(1) 被害状況の把握及び連絡

町本部長は、被害の発生状況を把握し、県本部長及び防災関係機関の長に報告するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、報告する。

(2) 二次災害の防止対策

① 町本部長は、クラック発生箇所等の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

② 県及び町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】に定める避難指示等発令等の措置をとる。

(3) 要員及び資機材の確保

① 町本部長は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

② 応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

- ア 資機材の種類及び数量
- イ 職種別人員
- ウ 場 所
- エ 期 間
- オ 作業内容
- カ その他参考事項

(4) 関係機関との連携強化

- ① 町本部長は、応急復旧の実施に当たっては広域的な応援体制をとるよう努める。
- ② 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、防災関係機関や占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

2 道路施設

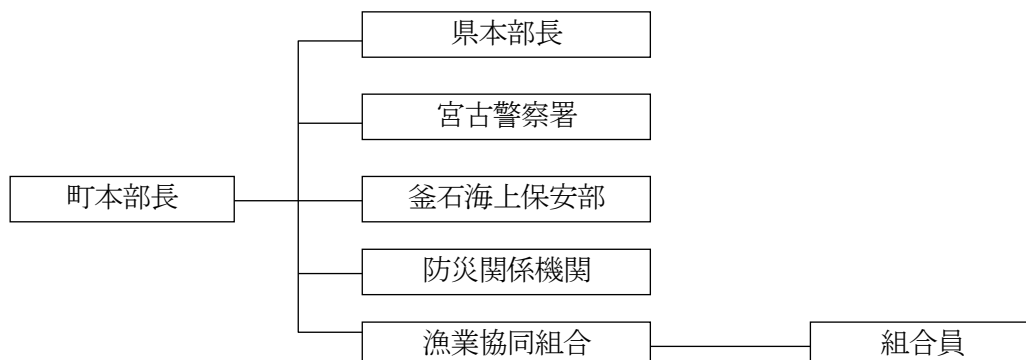
町本部長は、関係機関と速やかに協議の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

県は、町が管理する町道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、町から要請があり、かつ、町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

3 漁港施設

- (1) 町本部長は、養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶管理責任者に対し、防災措置に関する必要な指導を行う。
- (2) 町本部長は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力を行うこととし、必要に応じて、漁業団体、港湾荷役業者、船舶所有者等の協力を求める。
- (3) 養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。
- (4) 町本部長は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、災害対策用埠頭を決定し、重点的に応急復旧を実施する。
- (5) 町本部長は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。
- (6) 町本部長は、その所管する区域内的の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、県本部その他の防災関係機関に連絡する。

漁港施設に係る連絡系統



第27節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- (1) 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給者は災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- (2) 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- (3) 県及び町は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

1 上水道施設

実施機関	担当業務
町本部長	1 所管する水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

(町本部の担当)

部	班	担当業務
上下水道部	水道班	1 水道施設の被害調査及び応急対策の実施

2 下水道施設

実施機関	担当業務
町本部長	1 所管する下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

(町本部の担当)

部	班	担当業務
上下水道部	下水道班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策の実施

3 その他のライフライン施設

実施機関	担当業務
東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター ガス供給業者 東日本電信電話(株)岩手支店	1 所管する施設に係る被災状況の把握 2 被災した施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務部	第2庶務班	1 各施設の被災状況の情報収集

第3 実施要領

1 水道施設

(1) 防災活動体制

① 給水対策本部の設置

ア 町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部との密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

イ 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 動員体制の確立

ア 町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、事業所別に配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

イ 指名職員は、勤務時間外において災害が発生した場合は、被害状況に応じて、事業所又は水道施設に自主参集の上、応急対策に従事する。

③ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定水道工事店等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

① 町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

② 町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、【震災・津波対策編 第2章 第5節 情報の収集・伝達計画】に定めるところにより、県本部長に報告する。

③ 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、防災行政無線を用いて行う。

④ 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定められた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

① 復旧対策用資機材の整備

- ア 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
- イ 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。
- ウ 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

② 施設の点検

- 町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- ア 貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
- イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- ウ 次の管路等については、優先的に点検する。

(ア) 主要送配水管路

(イ) 貯水槽及びこれに至る管路

(ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(エ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所及び後方医療機関等に至る管路

③ 応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

ア 取水、導水、送水、配水、浄水及び給水施設

取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水、導水、送水、配水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を実施する。

管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

ウ 給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁、止水栓等により閉栓する。

(4) 復旧対策

① 取水、導水、送水、浄水、排水施設等の復旧

取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。また、取水、導水、浄水、送水、配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

② 送・配水管路の復旧

ア 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易度、被害箇所の重要度及び浄水、給水所の運用状況

等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

イ 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

ウ 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

③ 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所等を優先して実施する。

ウ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

① 町民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

② 町本部長は、被災地域における町民等の苦情及び相談を受付けるため、必要に応じて移動相談所を開設する。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

町本部長は、町本部の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急活動を実施する。

(2) 緊急措置

① 管渠

重大な機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための仮の措置並びに道路に与える影響、周辺施設等に与える影響を総合的に判断して必要な措置を講ずる。

② ポンプ場・処理場

大きな障害につながる二次災害の危険性を緊急に取り除くための仮の措置を講ずる。

③ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の点検を行う。

(3) 応急復旧

① 管渠

管路施設の構造的、機能的被害程度、他施設に与える影響程度を判断して応急復旧を実施する。

② ポンプ場・処理場

本復旧までの一時的な処理機能の確保を目的として行う。他施設周辺への影響程度とともに、処理場施設本来の機能を考慮して判定する。

(4) 復旧計画

応急復旧により暫定機能が確保され、地震後の混乱も収まり、本格的な社会生活活動が再開されることに伴い、町は本復旧を実施するために必要な調査を実施し、その施設に要求される機能及び水準を適切に判断し復旧計画を策定する。

(5) 利用者への協力要請

下水施設の被害が広範囲にわたり、速やかな復旧が不可能な場合、町は、利用者に対して広報活動により、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

3 電力施設

(1) 防災活動体制

① 非常災害対策本部の設置

ア 民間電気事業者（以下本節中「電気事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

イ 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 対策要員の確保

ア 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	事業管内において、大規模な災害が発生した場合、または中心部の停電など社会的影響が大きい災害が発生した場合
第2非常体制	被害が拡大して停電の長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合

イ 電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。

ウ 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

(ア) 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。

(イ) 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

(ウ) 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。

エ その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

③ 情報連絡活動

ア 電気事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。

一般情報等	・ 気象等に関する情報 ・ 一般被害情報 ・ 停電による主な影響の状況、県及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況
自社被害情報等	・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況 ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況 ・ 人身災害及びその他の災害発生状況 ・ その他の災害に関する情報

イ 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、【震災・津波対策編 第2章 第5節 情報の収集・伝達計画】に定めるところにより、町本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

① 資材の調達、輸送

ア 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 電力事業所相互間による流用
- (ウ) 納入メーカーからの購入
- (エ) 他の電気事業者からの融通

イ 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予測される場合には、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。

ウ 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電気事業者に対し、応援を養成する。

エ 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両、船艇等により行う。

なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

オ 電気事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

カ 町本部長は、各電気事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力するとともに、状況に応じて、【震災・津波対策編 第2章 第11節 自衛隊災害派遣要請計画】に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

② 危険予防措置の実施

ア 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。

- (ア) 送電を継続することが危険と認められるとき

(イ) 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき

イ 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。

ウ 電気事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

③ 応急工事の実施

電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

① 災害応急対策実施機関 ② 医療施設 ③ 社会福祉施設 ④ 指定避難所 ⑤福祉避難所

④ 災害時における電力の融通

電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

① 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

② 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

ウ 配電設備

- (ア) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線
- (イ) その他の回線

エ 通信設備

- (ア) 非常災害用通信回線
- (イ) 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
- (ウ) 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

4 ガス施設

(1) 防災活動体制

① 非常災害対策本部の設置

ア ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

イ 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2非常体制	被害又は被害予想が中軽度の場合
第3非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

③ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害情報について、上記により収集した被害情報について、【震災・津波対策編 第2章 第5節 情報の収集・伝達計画】に定めるところにより、町本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

① 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

ア 町本部、報道機関等からの被害情報等の収集

イ 事業所設備等の点検

ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止

エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理

オ その他、状況に応じた措置

② 応急措置

ア ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

(ア) 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

イ 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

① 災害応急対策実施機関	② 医療施設	③ 社会福祉施設	④ 指定避難所	⑤ 福祉避難所
--------------	--------	----------	---------	---------

③ 資機材の調達

ア ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、

次の方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各事業所相互間における流用
- (ウ) 他のガス事業者からの応援融通

イ 町本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力する。

(3) 復旧対策

① ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

製造所の復旧	ガスの製造、供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を開始する。
整圧所の復旧	ガスの受入、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。
中圧導管の復旧	・ 区間遮断 ・ 漏洩箇所の修理 ・ 気密試験（漏洩箇所の発見）
低圧導管と需要家設備の応急復旧	・ 閉栓確認作業 ・ 被災地域の復旧ブロック化 ・ 復旧ブロック内巡回点検作業 ・ 復旧ブロック内の漏洩検査 ・ 本支管の漏洩箇所の修理 ・ 本支管混入空気除去 ・ 供内管の検査及び修理 ・ 点火・然焼試験 ・ 開栓

② 再供給時の事故防止措置

ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

ア 貯蔵施設

所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの貯蔵等を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

① 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

② 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

③ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、【震災・津波対策編 第2章 第5節 情報の収集・伝達計画】に定めるところにより、県本部長その他の防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

① 資機材の調達

ア 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。

イ 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

② 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

③ 重要通信の確保等

ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

イ 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

ウ 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

エ 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。

(3) 復旧対策

電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

① 災害復旧工事の計画、実施

ア 応急復旧工事

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

イ 原状回復工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

ウ 本復旧工事

(ア) 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

(イ) 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

② 復旧の順位

順位	応急する電気通信設備
第1順位	・ 気象機関に設置されているもの ・ 水防機関に設置されているもの ・ 消防機関に設置されているもの ・ 災害救助機関に設置されているもの ・ 警察機関に設置されているもの ・ 防衛機関に設置されているもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第2順位	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 選挙管理機関に設置されているもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く。)
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

① 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。

② 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び町民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

(5) 道路管理者等との連携

電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

参考資料：電力施設現況一覧表（資料編2-2-27①）

参考資料：排水設備工事指定店一覧表（資料編2-2-27②）

第28節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援
県本部長	1 防災ヘリコプターの運航

（町本部の担当）

部	担 当 業 務
消防防災部	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

第3 実施要領

1 活動体制

- (1) 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、町本部長等の要請に基づき活動する。
- (2) 防災ヘリコプターは、突発的に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その活動が急を要し、町本部長の要請を待ついとまがない場合においては、県本部長の判断に基づいて自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として次の要件を満たす場合に活動する。

公 共 性	災害等から町民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動）
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、町民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）
非代替性	防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効であること。（既存の資機材、人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	(1) 被災状況の偵察及び情報収集 (2) 救援物資、人員等の搬送 (3) 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報
消火活動	(1) 林野火災における空中消火 (2) 偵察、情報収集 (3) 消防隊員、資機材等の搬送
救助活動	(1) 中高層建築物等の火災における救助 (2) 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 (3) 高速自動車道等の道路上の事故における救助
救急活動	(1) 交通遠隔地からの傷病者の搬送 (2) 傷病者の転院搬送 (3) 交通遠隔地への医師、機材等の搬送
その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合	

4 応援要請

- (1) 町本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- ⑤ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

- (2) 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県復興防災部消防安全課（岩手県防災航空センター）	電 話 0198 (26) 5251 F A X 0198 (26) 5256
----------------------------	--

- (3) 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、町本部長に回答する。

5 受入体制

応援を要請した町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第3章 震災復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

第1 基本方針

震災により被災した公共施設の災害復旧は、応急対策を講じた後に災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第2 災害復旧事業計画

- (1) 町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。
- (2) 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施にあたっては、次の事項に留意する。
 - ① 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - ② 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - ③ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - ④ 環境汚染の未然防止等町民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - ⑤ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - ⑥ 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- (3) 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画

- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市施設災害復旧計画
- ④ 上水道災害復旧事業計画
- ⑤ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑥ 公立学校施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公営住宅災害復旧事業計画
- ⑧ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ⑨ その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定対象となる著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。また、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定の促進

町の地域内に災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、災害査定及び緊急査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。

第5 緊急融資等の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、国庫補助金の申請、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付、地方債の起債等について所要の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとする。

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を通じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【税務課、都市計画課、長寿福祉課】

1 生活相談

町は、被災者、町民、報道機関、国、地方公共団体等から寄せられる様々な問合せ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための相談所を庁舎、指定避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- (2) 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。
- (3) 県、その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。
- (4) 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

2 被災者台帳の作成

- (1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 リ災証明書の交付

- (1) 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者にリ災証明書を交付する。
この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続等についての広報に努める。
- (2) 町は、リ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成等、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (3) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- (4) 町は、住家被害の調査や被災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

4 災害弔慰金等の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

- (1) 山田町社会福祉憲章条例（昭和49年山田町条例第4号）
- (2) 山田町社会福祉憲章条例施行規則（昭和49年山田町規則第9号）
- (3) 災害弔慰金等に関する条例（昭和49年山田町条例第22号）
- (4) 災害弔慰金等に関する条例施行規則（昭和49年山田町規則第18の2号）

資金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した町民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある町民	250万円以内	125万円以内

5 災害特別貸付金

町は、災害により滅失住宅（修理不能となった半壊、半焼又は半流失を含む。）が発生した場合は、被災者の希望により災害の実態を把握した上で、災害特別貸付制度による融資を住宅金融支所に申し出るとともに、現地に相談所を設置し、被災者に融資制度の内容を周知するために必要な措置をとり、借入申込みの際には、その手続上の指導を行う。

第3 中小企業融資の確保

【水産商工課】

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。また、町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう、次により県が行う措置に協力する。

- (1) 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- (2) 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- (3) 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- (4) 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱いの要請
- (5) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置

- (6) 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握

第4 農林漁業制度金融の確保

【農林課、水産商工課】

町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について、指導あっせんを行うとともに、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給を行い、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るものとし、このため町は次の措置を講ずる。

- (1) 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあっせん
- (4) 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- (5) 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第5 り災者の恒久的生活の確保

【都市計画課、税務課、長寿福祉課】

り災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、町は次の措置を講ずる。

1 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者のり災者に対する住宅対策として、町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居確保を図る。この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、町は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が図られるよう努める。

2 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、災害によりその居住する住宅が全壊した世帯又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- (3) 町は、申請受付の窓口となり、支給に関する事務については県を通じて被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

- (4) 町は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- (5) 対象となる自然災害は、暴風、大雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。
- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口100,000人未満に限る）における自然災害
 - ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口100,000人未満に限る）における自然災害
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口100,000人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口50,000人未満に限る）
- (6) 支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。
- ① 居住する住宅が全壊した世帯
 - ② 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、または解体されるに至った世帯（解体世帯）
 - ③ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
 - ⑤ ②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）
- (7) 支援金の支給額は、次のとおりである。

《複数世帯の場合》（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
解体世帯	補修	100	100	200
長期避難世帯	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

《単数世帯の場合》（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

(8) 支援金の支給申請は、次のとおりである。

- ① 申請窓口：町役場
- ② 申請時の添付書類
 - ア 基礎支援金：り災証明書、住民票等
 - イ 加算支援金：契約書（住宅の建設購入、賃借等）
- ③ 申請期間
 - ア 基礎支援金：災害発生の日から13月以内
 - イ 加算支援金：災害発生の日から37月以内

3 租税の徴収猶予及び減免等

町は、被災した納税義務者に対し、地方税法又は山田町町税条例により、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。

4 生活福祉資金等の貸付け

生活福祉資金等各種の融資は、資料のとおり

参考資料：生活福祉資金（資料編2-3-2①）

災害援護資金（資料編2-3-2②）

災害復興住宅資金（資料編2-3-2③）

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【政策企画課、各課】

1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地域住民の代表、公的団体の代表、行政等を構成員とする計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

快適な都市環境を目指し、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、町民が安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の作成

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (4) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (5) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。
- (6) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (7) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

第3 復興事業の実施

【各課】

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	(4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業を追加 (14) 堆積土砂排除事業 ① 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 ② 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	(1) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (2) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 (4) 水防資材費の補助の特例 (5) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (6) 公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (7) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 (8) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

第4 災害記録編集計画

【総務課】

町は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域及び特別強化地域

(1) 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された岩手県における推進地域の区域は、次のとおりである。
(令和4年10月3日内閣府告示第99号)

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、**下閉伊郡山田町**、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域

(2) 特別強化地域

法第9条の規定に基づき指定された岩手県における特別強化地域の区域は、次のとおりである。(令和4年10月3日内閣府告示第100号)

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、**下閉伊郡山田町**、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管

理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、【総則編 第2章 第2節 防災機関の業務の大綱】に定めるところによる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

次の施設等の整備については、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

(1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

【震災・津波対策編 第1章 第11節 都市防災計画、第12節 交通施設安全確保計画及び第13節 ライフライン施設等安全確保計画】に定めるところによる。

(2) 土砂災害防止施設

【震災・津波対策編 第1章 第15節 地盤災害予防計画】に定めるところによる。

(3) 避難場所

【震災・津波対策編 第1章 第5節 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備等】に定めるところによる。

(4) 避難経路

【震災・津波対策編 第1章 第5節 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備等】に定めるところによる。

(5) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

【震災・津波対策編 第1章 第10節 防災施設等整備計画】で定めたとおり、消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設の整備を行う。

(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

【震災・津波対策編 第2章 第7節 交通確保・輸送計画】に定めるところによる。

(7) 通信施設

【震災・津波対策編 第1章 第4節 通信確保計画】に定めるところによる。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は、【震災・津波対策編 第1章 第14節 津波災害予防計画】に定めるところによる。
- (2) 河川、海岸管理者は、河川・海岸水門管理要綱等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じるおそれにある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、水門及び閘門を閉鎖するものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 町は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、【震災・津波対策編 第1章 第10節 防災施設等整備計画及び同章 第14節 津波災害予防計画】に定めるところによる。
- (5) 町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、【震災・津波対策編 第1章 第5節 避難対策計画及び同章 第4節 通信確保計画】に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 町内部及び関係機関相互間の伝達体制、防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制及び船舶に対する伝達体制
【震災・津波対策編 第2章 第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画】に定めるところによる。
- (2) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制
【震災・津波対策編 第2章 第1節 活動体制計画】に定めるところによる。
- (3) 防災行政無線の整備等
【震災・津波対策編 第1章 第4節 通信確保計画】に定めるところによる。

第3 地域住民等の避難行動等

町は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 避難対象地域
避難指示等の判断・伝達マニュアルに定めるところとする。

(2) 避難方法

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】に定めるところとする。

(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に努めるものとする。

(4) 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

(5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等について、【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】に定めるところによる。

(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】に定めるところによる。

第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

町は、避難場所及び避難所の運営・安全確保について【震災・津波対策編 第1章 第5節及び第2章 第15節 避難・救出計画】に基づき取り組むこととする。

第5 意識の普及・啓発

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、【震災・津波対策編 第1章 第5節 避難対策計画】に定めるところにより周知を行う。

第6 消防機関等の活動

町は、【震災・津波対策編 第2章 第8節 消防活動計画及び第9節 津波対策計画】に基づき、消防機関及び水防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (5) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (6) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (7) 水防資機材の点検、整備、配備等

第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、【震災・津波対策編 第1章 第13節 ライフライン施設等安全確保計画、第2章 第6節 広報広聴計画及び第27節 ライフライン施設応急対策計画】に定めるところとする。

第8 交通

1 道路

(1) 交通規制

岩手県警及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。

なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 除雪

積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、除雪体制を優先的に確保する。

2 海上

(1) 釜石海上保安部及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施するものとする。

(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避などの安全確保対策をとるものとする。

3 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと想定される区間における運行の停止等の運行上の措置は、岩手県地域防災計画における地震・津波対策編 第3章第26節「公共土木・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

4 乗客等の避難誘導

(1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、町と連携して、列車、船舶等の乗客や駅、港湾のターミナル等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

(2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、町と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第9 町が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、おおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電措置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ 学校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(2) 無線通信機器等通信手段の確保

(3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

第10 迅速な救助

(1) 町は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。

(2) 町は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

(4) 町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは【震災・津波対策編第2章 第10節 相互応援協力計画】に定めるところによる。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置をあらかじめ把握するものとする。

第2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、【震災・津波対策編 第1章 第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画】に定めるところによる。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は、次のとおり。

① 町内部及び関係機関相互間の伝達体制

防災行政無線等を通じて関係機関へ伝達する。

② 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

防災行政無線等を通じ地域住民並びに防災関係機関へ伝達する。

(2) 町の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、【震災・津波対策編 第2章 第1節 活動体制計画】に定めるところによる。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

防災行政無線、町ホームページ及びSNS等により住民及び報道機関に対して周知する。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する措置）

(1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認

(2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え

(3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

(4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6節 防災訓練に関する事項

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は、【震災・津波対策編 第1章 第3節 防災訓練計画】に定めるところによる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、【震災・津波対策編 第1章 第1節 防災知識普及計画】に定めるところによる。